

第二十六回 参議院大蔵委員会會議録第五号

昭和三十三年二月十九日(火曜日)午後一時四十九分開会

出席者は左の通り。

委員長 廣瀬 久忠君
理事 西川 甚五郎君
委員 岡崎 眞一君
木暮 武太夫君
左藤 義詮君
高橋 進太郎君
苦米 地英俊君
宮澤 喜一君
天田 勝正君
大矢 正君
栗山 良夫君
榊 繁夫君
野澤 勝君
前田 久吉君
池田 勇人君
大蔵大臣 大蔵政務次官 足立 篤郎君
大蔵省主計局長 森永 貞一郎君
大蔵省主計局次長 宮川 新一郎君
大蔵省主計局法規課長 中尾 博之君
食糧庁長官 小倉 武一君
事務局側 常任委員 木村 常次郎君
会専門員

本日の會議に付した案件

○所得税法の一部を改正する法律案

(内閣送付、予備審査)

○法人税法の一部を改正する法律案

(内閣送付、予備審査)

第五部 大蔵委員会會議録第五号

○印紙税法の一部を改正する法律案
(内閣送付、予備審査)

○食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○委員長(廣瀬久忠君) それではただいまより委員會を開きます。

まず、所得税法の一部を改正する法律案

法人税法の一部を改正する法律案

印紙税法の一部を改正する法律案

以上、いずれも予備審査の三案を便宜一括して議題として、政府より提案理由の説明を聴取いたします。

○政府委員(足立篤郎君) ただいま議題となりました所得税法の一部を改正する法律案外二法律案について提案の理由を説明いたします。

政府は、国税及び地方税を通じて、わが国の最近の諸情勢に即応すべき合理的な租税制度を確立するために、一昨年八月以来、臨時税制調査会を設けて、税制改正の諸方策について鋭意検討を加えて参りましたが、昨年末その答申を得、その後さらに検討を重ねた結果、租税及び印紙収入について多額の自然増収の見込まれる昭和三十三年度の増収を期して、所得税を中心とする直接税の大規模な減税を行い、あわせて最近の経済情勢に即応するよう租税上の各種特別措置の整理合理化をはかるとともに、道路整備の財源に充てるため揮発油税の税率を引き上げる等、税制の全般的整備を行うこととしたのであります。さしあたりここに所得税法の一部を改正する法律案及び法人税法

の一部を改正する法律案を提出した次第であります。

まず、所得税法の一部を改正する法律案について、その大要を申し上げます。

所得税につきましては、まず第一に、低額所得者の負担の軽減に留意しつつ、税率の累進性の緩和に重点を置いて、所得税負担の一般的軽減をはかることとしております。すなわち、基礎控除額を八万円から九万円に、一人目の扶養親族についての扶養控除額を四万円から五万円に引き上げるとともに、給与所得控除については、年取四十万円から八十万円までの給与についても新たに一割の給与所得控除を認め、その最高限度額を八万円から十二万円に引き上げることとしております。

また、税率につきましても、新たに百分の十の最低税率と百分の七十の最高税率を設けるとともに、各税率の適用される課税所得の最高限度を現行の五倍ないし七倍に拡大して、大幅な負担の軽減をはかることとしております。

以上に申し述べました控除及び税率の改正により、別途租税特別措置法の一部改正において予定されております所得税の負担は著しく軽減されることとなるのであります。たとえば、給与所得者について申し上げますと、月取一万五千円の独身者は、現在の七十九万一千円の所得税が三百八十五万円に

なつて、五一・三%の軽減となり、月

取二万円の夫婦者は、現在の八百七十四万円の所得税が三百五十一万円になつて

五九・八%の軽減、月取三万円の夫婦及び子二人の者は、現在の一千六百八十七万円の所得税が八百四十八万円になつて

四九・七%の軽減、月取五万円の夫婦及び子三人の者は、現在の三千九百三十二万円の所得税が三千五百八十七万円になつて四八・二%の軽減となるのであります。

また、たとえば、夫婦及び子三人の事業所得者について見ますと、平年度におきまして、年所得二十五万円の場合には、現在の九千円の所得税が四千五百円になつて五〇%の軽減、年所得四十万円の場合には現在四万七千円の所得税が二万六千七百五十円となつて四三%の軽減、年所得七十万円の場合には現在の十四万七千円の所得税が八万六千五百円になつて四一・一%の軽減となるのであります。

これを観点を変えて見ますと、夫婦及び子三人の給与所得者が賞与をもらった場合にどれだけの所得税の負担をするかについて見ますと、月取二万円の場合には、現在の一四%の所得税の負担率が六%に軽減され、月取三万円の場合には現在の二四%の所得税の負担率が一四%に、五万円の場合には三六%の負担率が二〇%にそれぞれ軽減されることとなるのであります。

次に、貯蓄の奨励に資するため、生命保険料の控除限度を引き上げ、年一万五千円を三万五千円までの払込保険料についても、その半額に相当する金額を生計保険料控除として控除することとしております。

右の改正は、本年四月から実施することとしておりますので、昭和三十三年分の所得税につきましては、減税の程度が四分の三となるように定めておりますが、給与所得に対する源泉徴収については、四月以降、この改正後の平年度の税額によることとしております。

さらに、配当控除制度の合理化をはかるため、課税所得一千万円までに該当する配当所得については百分の二十、一千万円をこえる課税所得に該当する配当所得については百分の十の配当控除率を適用することとし、また、不動産所得、配当所得等の資産所得に對して実情に即する課税を行うため、資産所得の世帯合算課税の制度を創設することとしております。

このほか、税制の簡素合理化に資するため、簡易税額表の適用範囲を拡張し、予定納税額が少額の場合には予定納税の義務がないものとする等の改正を行うこととしております。

次に、法人税法の一部を改正する法律案についてその大要を申し上げます。

法人税につきましては、まず第一に、中小法人の負担の軽減に資するため、軽減税率の適用範囲を拡大し、年所得五十万円から百万円までの所得に適用いたすこととしております。

また、重要物産免稅制度につきましても、国民経済上重要な新規産業育成のための制度であることを明確にし、

一定の期間内に新增設された設備の所得について、新增設の事業年度及びその後三年間免税を行うとともに、免税所得額に一定の限度を設けることとしているのであります。

このほか、人格のない社団または財団で収益事業を営むものに対して、その収益事業の所得について新たに法人税を課税することとし、外国税額控除制度を合理化する等、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上、申し上げました措置による所得税及び法人税の減収は、所得税の一般の減税により、初年度約一千九百二十億、平年度約一千二百五十四億円の減収、法人税の軽減税率の適用範囲の拡大により、初年度約十五億、平年度約二十二億円の減収、合計初年度約一千七百七億、平年度約一千二百七十六億円の減収が見込まれるのであります。租税特別措置法等による改正分をも含め増減収を推算いたしますと、昭和三十三年度におきまして約九百五十一億円の所得税の減収、約七十一億円の法人税の増収が見込まれるのであります。

次に印紙税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

改正の主要な点は、約束手形及び為替手形について階級別定額税率により課税することとしたこととであります。

印紙税におきましては、現在、約束手形及び為替手形に対し定額十円で課税しております。しかしながら、現行法上、これらの手形と同様の経済的機能をもつる借用証書等について階級別定額税率が適用されております結果、これらの証書と手形との間に税負担の

不均衡が生じているのであります。過去においても手形に対して階級別定額課税を行なった実例もあり、諸外国においても階級別定額課税または定率課税を行なっておりますこと等をも勘案いたしまして、今回手形に対しても記載金額に応じ二十円から千円までの程度の階級別定額課税を行うこととした次第であります。しかし、一覽払の手形、外貨表示の手形及び金融機関相互間の手形については、その手形の性格等にかんがみ二十円の最低税率で課税するとともに、現行の課税最低限を三千円から一万円に引き上げることとし、少額の手形については負担の軽減をはかることとしております。

以上の改正の結果、印紙税において約二十億円の増収が見込まれるのであります。

以上が所得税法の一部を改正する法律案外二法律案の提案の理由でございます。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(廣瀬久忠君) ただいま説明を聴取いたしました三案の補足説明、質疑は次回に譲りたいと存じます。

○委員長(廣瀬久忠君) 次に、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案(予備審査)を議題として、事務当局より補足説明を聴取いたします。

千四百億にしようとするものでございまして、その算出の基礎について申し上げます。三十二年の四月から十二月までの収支の実行見込みを立てまして見ますと、歳入で約三千九百二十一億、歳出で約四千二百九十一億円でございまして、差引三百七十億円の借入金増加に相なるのでございまして。ところで三十二年四月一日現在の年度越しの借入金の現在高は三千四百二十億円でございまして、昭和三十三年の十二月末現在におきます借入金の現在高見込みは、先ほど述べました三百七十億をこれに加えて、三千七百九十億、こういうことに相なるのでございまして。ところが今申しました計算は見込みでございまして、その中で内地米の買入れ数量でありますとか、輸入食糧の買入れ数量あるいは米麦の売り渡し数量、そういう数量は多分に変動する要素があるわけでございます。この見込みに従いまして、若干の異同がありましたが、金額が多額に上ります関係上、資金繰りには相当の大きな影響を及ぼすというふうになることは申すまでもございませう。たとえて申しますと、歳入面で約五割の歳入減があるというふうになりますと、先ほどの三千九百二十一億の五割、百九十六億という歳入減になります。また同じように歳出面において五割の歳出減が生ずるといふふうなことになるものと、また二百十四億といったような相当の金額に影響を及ぼすのであります。で、こういう金額を考へてみますと、四百億程度の資金が不足するということもございまして、想し得ないこともございせんので、

その程度の余裕を見込んでおく必要があらうかと、かように存じたのであります。

それからまた別の観点に立ちますと、先ほど申し上げましたように借入金の限度は十二月末の計算で出しておるわけでございまして、借入金の現在高の最高は必ずしも十二月末まででございまして、年によって若干異同がございまして、過去の例によりますと、昭和三十一年度のことでございまして、十二月末と、それから十二月の中における最高のピークになりましたので、この差額は二百億円の差がございしたので、こういう差額も見込みが必要であらうかと、こういうふうに存じたのであります。

従いまして先ほどの冒頭に申し述べました三千七百九十億、これに歳入歳出の見込みの狂いというのを四百億、それから十二月末の限度と十二月の中における最高との開き、これを約二百億と、こう見まして、これらを合計しまして、まるくいたしまして、四千四百億というのが借入金の限度として拡張をお願いしているものでございまして。

○委員長(廣瀬久忠君) それでは先ほど提出された「昭和三十一年、三十二年度事業内容」、これについて、食糧庁長官から説明を簡単にしてもらいましょう。

○政府委員(小倉武一君) ただいま委員長のお話のございました「昭和三十一年、三十二年度事業内容」という題目で告示いたしました資料について簡単に御説明いたします。

初めの一ページのところに、あるいは記入してあるかもしれませんが、記入漏れがございまして、左の一番端つ

この方でございますが、三十一年度見込みの内地米のところでございますが、これ以下は買入れ数量と価格を示したわけでございまして、買入れ数量と価格という表題をつけていた方がよいと存じます。「内地米」、「内麦」、それから「外国食糧」、「農産物等」といふふうに、初めに買入数量と価格と、これを示してあるものであります。左の方が三十一年度の見込みでございまして、右の方が三十二年度の予算を示してございまして、次のページ以下からはそういう年度の区別を頭に書いてございまして、同じ考え方で、左が三十一、右が三十二というふうに示してあるものであります。それから三ページのところに、今度は売り渡しの価格について同じように、「内地米」、「内麦」、「外国食糧」、「農産物等」という四つの区別をもちまして書いてございまして、これが計数的にございまして、これが計数的にございまして、六ページ以下は、これは予算書にも載っておりますのでございまして、初めのが三十二年の損益計算書の予定見込みでございます。その次の七ページは「予定貸借対照表」、八ページが歳入歳出予算の概要、九ページは、その歳入歳入の中に入っております食糧管理費と農産物等管理費、これについて内訳が九ページであります。

次の十ページは、年度が違ひまして、三十一年度の損益計算の見込みを示してあるわけであります。同じく十一ページは三十一年度の貸借対照表、それから最後の十二ページは、三十一年度と三十二年度の損益を物別に示したものであります。

大体内容はそういうことになっておりますが、戻りまして、一つ二つ注釈をいたしますと、三十一年度の見込みのところの数量は、これはもう大体固まつてきた数字でございます。あまり今後とも異同はなからうと存じます。もつとも三十一年産米全体といたしまして、カッコで書いてございますように、二千八百五十万石というものは、必ずしも確定はいたしておりませんが、現在の進行状況からいいますと、二千八百五十万石の買入れはほぼ間違いないという見通しを持っております。そのうちの三十一會計年度で買います部分が二千八百三十六万八千石というのであります。価格は、これは三十一年産米につきます。これは本會計年度になってからの買入れでございますが、早場とか申し込み加算金が除いてある部分であります。それから三十一年産米の九千九百七十円は、これは実効価格、実際の農家の手取り平均価格の見込み、こういうことであります。参考のために予算上のケースが掲げてあるわけでございますが、右の方に移りまして、三十二年度の予算でございますが、三十一年度産米の買入れ数量、これはほぼきまつておるといふふうに見えていわけですが、先の二千八百五十万石から本會計年度で買いますものを引いた残り、大体の見当でございます。それから、十三万二千石、それから三十二年産米でございますが、これは全体といたしましては二千七百万石の集荷の目標を立てておりますが、そのうち三十二會計年度で買う部分が二千六百八十七万七千石、こういうことであります。それから価格でございますが、三十一年度産米は、先

ほどの左の方に書いてございます三十一年度産の九千九百七十円、これから申し込み加算金と早場を除いたもの、これが九千六百九十三円というふうになっております。四月以降の買入れでございますので、早場とか申し込み加算金のない計算にいたしておるのであります。三十二年度産米は一万円、この計算の考え方は、三十一年の農家の手取り価格、これをベースにいたしまして、パリティ指数で修正したというので、一万円に該当するわけであります。次は麦でございますが、これは過去の例、生産数量とか買入れ数量の例を見まして推定をいたしておるのであります。麦についてはこれはほぼ固まつた数字でございますが、三十二年度はそういう過去の数字を基礎にいたしまして推算をいたしたものであります。なお価格は、これはパリティ価格そのまゝをとっております。そこでパリティの指数が十一月の指数をとっております。米についても同様でございます。

次は、外国食糧でございますが、三十一年度の方は現在実行中でございますので、その実行見込みを加えて書いてあるものであります。三十二年度の分につきましては、本米穀年度、それから米穀年度を通じて、それを會計年度で編み直しまして、どういふことになるかと申しますと、外米では約四十万七千トンの輸入、それから外国大麦では八十七万、外小麦では二百十四万七千という数字でございます。麦の方は需給計画も會計年度と同じ四月から三月まででございますので、麦の需給計画、現在立てております需給計画のそのまゝの数字を資料として掲

げていますのでございます。価格につきましては、輸入価格でございますので、なかなか判定はむずかしいのでございまして、過去の値下りの状況が最近純化して参っておりまして、そういう事情を織り込んでおります。船賃も最近の事情を織り込んでおるのであります。将来船賃が下るから上るかというところについては、なかなか困難でございますので、特別上るというふうな要素は織り込んでおりません。

次は、農産物でございますが、これは三十二年度の方を申し上げますと、まず澱粉の關係でございますが、價格安定法上計算される必要な数量、カンシ澱粉とパレイシ澱粉と合せまして約一万三千貫の買入れを予定しております。買入れ価格は、農産物安定法で昨年の十月の末にきめました價格に、必要な金利等を加算したものであります。さういふ澱粉に準ずるような計算をいたしておりますので、省略をさせていただきます。

次には「売渡價格」の方でございますが、三ページの「内地米」につきましては、これは主食用と希望配給用とは違つておりますが、一万八千四百円というものが、政府の卸売業者に對して売ります價格を基礎にした、これが基準價格であります。次は麦でございますが、麦につきましてはこの二月から若干値下げをいたしておりますが、そのまゝの趨勢で七月までいきまして、七月から企業の整備合理化がなされるという前提で八月からは若干値上げをする、下げたケースでは若干の値上げをするという要素を加味して予算を組んでいるのであります。外国食糧

の売り渡し價格は、現在の價格そのまゝであります。農産物の價格は、これはいろいろの時価等を参照しまして、他の節約経費でできるだけ回収ができそうなものは見込んで計算してござい

ます。次は損益關係でございますが、ページを繰らなうございました。三十二年度の損失の見込みは百四十一億八千二百万円、これが約百四十億、こういうことで、この物別のものが最後の表になつておるわけであり

ます。内地米の百七十三億、その他がその品物別の内訳になつております。項目別の経費の概略がこの予定損益計算書に相なつておるものであります。簡単に申し上げますが、以上をもちまして御説明を終わります。

の証券を出すにいたしました。政府は完全なる事業であり、間違ひのない事業であり、まあ赤字にならぬでも赤字に大したことはないという気持ちがあつたと思つております。さうなれば、そう政府は、赤字々々というふうな事業に對して、いつまでも見込みのないことに對して、無策にそれを過すわけにはいかぬから、そういう点で、たぶん今回の食糧の赤字穴埋めに對して意見も出たことと思つてござい

ます。それがそれならば今日まで一体、かような事業に對する検討も、あるいはこれに對する事後処置、そんなようなことに對して今までに考えたことがあるかどうか。この際、一つ大臣にお尋ねしておきたいと思つております。

○國務大臣(池田勇人君) 食糧特別會計の運営その他について、いろいろ御検討のようでございますが、私も以前大蔵省におりましたときに、この問題につきましてある程度の検討を加えたのでございます。その後におきまして、事業がだんだんふえて参ります。そして昔は外米、外麦が内地米よりも高かつた時代もあつたこととていいます。最近ではこれが逆になりまして、内地米あるいは日本の小麦等が外国よりも高くなつた。こういう關係で食糧の赤字のうちにも、赤字を生ずる原因がかなり昔と變つて参りました。昭和三十一年度の赤字も、三十一年度予算を審議していただいたときとよほど事情が變つてきたようでございます。また、いろいろ食糧の運営につきましても、倉庫の問題、金利の問題、あるいは農産物價格安定法に基づく損失の問題、またこまかく申し上げますと、

米や麦の等級の問題等々、各般においたって検討すべき問題があるのじゃないかという事で、今回特別調査会を設けて、食糧の合理化について十分な検討を加えようという事に相なったのでございます。昔からいろいろ問題はあつたのでございますが、三、四年、四、五年前とはまた赤字の問題も、様子がかなり変わってきたようでございます。この際、やはり十分検討をする時期ではないかと、こう考える次第でございます。

○野澤勝君 今、大臣から御答弁がございましたが、最近におきまして外国の麦価格と日本の麦価格との格差の点、その後の影響等から見てやむを得ないというお話でございますが、いずれにせよ、百四十二億からの赤字純損が出ておるようでございますが、こういう赤字、今後も今までの制度のままではいかならば、赤字は累増するばかりなんです。そういうようなことで消費者米価の直上げということを考えて、この穴埋めにだんだん充てていくという考え方がなされたのです。それが取りやめになられたことはけっこうでございますが、今後この赤字を一体どういふふうに解決していこうとするのですか。この際考えなければならぬ時期だということ、今、大臣も言われましたが、どういふ方向でこれを解決しようとして考えておられるのですか、その点を承わっておきたいと思ひます。

○國務大臣(池田勇人君) 大へんむづかしい問題でございます。私は特別調査会の結論を待つて、政府としても一応考え方を示したいという気持ちで、この問題をこのうらふらに、ああいう

ふうにとりかへることは考えぬことはございませぬけれども、個人といたしましては、責任の地位にありまして、いましばらく検討を自分でも加へると同時に、特別調査会の方々のりっぱな意見を聞いてからきめたいと思つております。

○野澤勝君 大臣はばかに消費者米価問題以来、非常に慎重になられまして、私の質問に対しても非常に発言を控え目しておられるのでございませうが、政府として当然考えていなければならぬ問題である。決定意見でなくとも、構想の片りんだけでも聞きたいと思つたのです。たとえば、こういうふうな考えもあるし、こういうふうな考えもあるというふうな点だけでも、この際、お聞きしておきたいと思ひます。それから特にそれをお聞きしておきたいというのは、決定的なものでなくても聞きたいというの、この資料の中には、赤字の補てん策として、この予算の中に現われておらない。むしろ変つた点は、しわ寄せを農民に寄せておるような点が見えるのでございませう。

それはどういふ点かという、三十一年度の予算米価は一万七千円だったのが、三十二年における予算米価が一万円となつておるのであります。してみると、結局、農民の方から安く買つて、そのしわ寄せに充てていくという考え方でございませう。こういうものは、一体、食糧庁長官は、みずからの主管の事業であるから、この予算米価をここに引き下げるに至つた理由を一つ食糧庁長官の方から聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(小倉武一君) 予算米価につきましても、先ほどの資料でもごらんいただきましたように、一ページのまん中でございませうが、三十一年度産は九千九百六十円というのが予算米価でございます。これがまあ一万七千円という御説は、これはその後米価を決定したときの取り扱い見込みが一万七千円、現在の見込みと申しますか、去年暮あたりの見込みといたしましては、九千九百七十円と見込んでおります。それに対しまして、三十二年の米価は、先ほど申しましたように、三十一年の手取りベースにいたしまして、パリティで修正いたしましたのを基礎にいたしまして一万としたのでございませう。特に米価を引き下げるといふふうな意図を持って予算米価をはいしたのではございませぬ。

○野澤勝君 そういふ抽象的なお話でなく、たとえばあなたの言われる米の算定の仕方ぐらひは研究をしております。それはここに掲げてある九千九百七十円というの、見込み米価といひますか、実績米価になつておるのですか、もちろんそれはこの基本米価、時期別の問題、等級価格差、あるいは構想、あるいは申込加算、あるいは歩どまり加算というふうなものがあるわけであつて算定されておるといふ点はよくわかるのでございませう。しかし、三十一年度の、この実績米価から見ても三十二年の方に、三十一年度の九千六百九十円とある。一体これの数字から見ても、了解に苦しむのですが、三十一年度の九千九百七十円と、これと違つておるの、どういふわけなんですか。

○政府委員(小倉武一君) 三十一年度見込み、左の方でございますが、これ

が九千九百七十円となつておりまして、それが右になりますと、九千六百九十円とありますのは、まず四月以降に買入るものでございませうので、早場というところがすでに問題はなくなくなつておりますので、その百七十七円と、それから四月以降の売り渡しですから、おそろく申込予約に基づくものではなからう、従ひまして百円も要らないということ、九千九百七十円から二百七十七円を引いたのが九千六百九十三円、こういうふうな算定をいたしたのであります。

○野澤勝君 そうすると、時期別と申込加算を除いた価格がこれに出ていたといたしましての予算措置として出すことは、どうかと思ひますがね。たとえば時期別も残ると思ひます。ですから申込加算も全然ないということはないと思ひます。それなのにこういうものを決定的に組み入れるということ、私は、これは、やはり農村に対する買入れ額全体にわたつて押さへる、すなわちしわ寄せという気持ちがあつてかような案を作られたと思ひます。それが、そういう点に対する考え方は一体どうなつておるのですか。時期別も申込加算もなしと見てよろしいか。

○政府委員(小倉武一君) ただいまのお話は、本年産米と申しますか、この出来秋、今年の秋にできる米について、そういうものを全然廃止をするという考え方で申上げたものではございませぬ、三十二年度の予算において、昨年の産米がまだ四月から多少は出てくる、こういう場合に、その価格がどうであるか、こういう見込みを立てたにすぎませぬ、すでに決定をされておる米価のことでございます。

ので、そこをこつて予算上無理に下げるといふようなことは毛頭考えておりません。昨年の出来秋の米が四月以降買入るものについてはどういふ価格であらうか、こういうことを想定をしたのであります。なおまた、三十二年産米につきましても、予算米価という名前の通り、予算米価でございまして、実際の決定ということになりますれば、いろいろまた御審議も願ひなければなりません。考え方としては、三十一年度の手取りを基礎にいたしまして、パリティでそれを修正したと、こういうのが三十二年度でございませう。それにどのような時期別、価格差等をつけますか、これについては、なお今後検討をして決定をするのでございまして、時期別、価格差等を全然廃止をするという考え方は持つておりませんのであります。

○野澤勝君 その考え方は大体わかりました。次に、私は大臣からお伺ひしてみたいのは、先ほど申しました私の質問に対し、記録をとるとかということではなくて、一つ消費者米価の値上げ問題が失敗した、今後大臣として、当局としても、これは食糧に対する問題を何とかしなければならぬ、先ほど大臣が言われておられるのですが、それに対して一つ考えておられる方向あるいは見解、これを一つこの際、試案でけつこうですからお述べを願ひたいと思ひます。速記はやめてもけつこうですから、これは大事なことでですからお互いに国民として一つ考えていただきたい。

○國務大臣(池田勇人君) いろいろ考へておつたこともあるのでございませうが、やはり各方面のいろいろな御意見を

○野澤勝君 大臣がそういう卑怯な憶病の考えならばいたし方ないのです。が、私どもも食管特別会計に對しましては、消費者米価の値上げによつて穴埋めするということについては、もちろん反對ですが、しかし何とかしなければならぬということは、これは考えておかなければならぬと思つております。

が八万トン、約倍の輸入数量になっておりまゝです。で、価格の方はどうかという、価格の方はキロ二万七千六百三十一円ですか、政府の標準価格は一俵六百二十円だそうです。農林省の畜産局の調べでございますから間違いないと思うのですが、これが地方では一俵七百八十円に売られておるわけですから、どうもいろいろまたにうら

いのでございます。各会計の価格操作その他につきまして、十分目を通すひまがなかったのでございますが、今ふすまの、食管からの売り値、またそれがどういうルートを通じて最終消費者、農家等に行き渡るか、その点の問題、また価格が適正であるかどうか。売り渡し価格と一般の市価もやっぱり季節その他で相当動く点もあると

るのでもって必ず買うとい
た性質のものではございません。問題
は売る方の価格でございますが、これ
はただいまお話の六百十円を基礎にい
たしまして、国内のふすまとの品質、
価格差等をつけまして売却をするとい
うことにはいたしておりますので、ふす
まについてはむしろ相当の、それだけ
売れば損をするという、実は状況に現

たところが、やみで八百五十円に売られていたそうでございます。一体これで畜産振興になりますか。これで自足の経営が成り立ちますか。これで物価が横ばいだといえますか。私はかような一つの例を上げてあなた方に反省をしてもらいたい、この食管特別会計についても一つこういう点もあるの

五

集荷手数料のほかに、集荷奨励金、集荷協力費というものが出ておるのですが、これが年額十億円に達する。この性質は、集荷手数料を出して、さらにこの集荷奨励金とか集荷協力費とかいうものを出さなければならぬ理由はどこにあるのでしょうか。

○政府委員(小倉武一君) 集荷手数料、これは従来いろいろとあることでもちろん計算をいたしてございまして、通常の商業ベースと申しますか、そういうことで必ずしも計算して、集荷の諸経費が全部それでまかなえる性質のものでも必ずしもございまして、質のものがあつた一方、他方集荷につきましては、やはり全体の集荷の目標が達せられますように、集荷の機関がいろいろ仕事があるわけでございまして、そういう意味で、集荷を奨励する、供出でもって、何と申しますか、権力でもって集めるというところに、やはりいろいろ説得をし勧めるという意味での奨励的なことで配分した方がよい集荷がうまくいくということもございまして、そういう意味での集荷奨励金を、これはもつぱら集荷機関でございまして、そういうものに渡すために計上いたしておるわけでございまして。

なお、集荷協力費のことにつきましては、これは主として、そういう直接の集荷機関でございまして、集荷についてはいろいろの仕事をする、あるいは行政をやる、府県でありますとか、あるいは市町村、そういうもの、主として配分する、どちらかと申しますと、行政的な、事務的なものでございまして、手数料とはだいぶ性格

が違つておるよう存するのであります。

○吉米地英俊君 今の説明を聞いておりましたも、集荷の奨励金を出さなければならぬと、これは予約制度であつて、予約したものを集めるのであつて、奨励金を集荷機関に出さなければ、普通の手数料だけでは集めてくれないというの、これはどういふわけだか私わからないのです。それから集荷協力費、これは市町村等の役所にかかるから、協力してもらつて、説得してもらつて……私はそういう問題までくれば、一体食糧を統制しておるということが、いたすに経費を増すだけで、統制を今後解いてしまつた方がいいのではないかと、こう考えられるのです。この点はいかがですか。

○政府委員(小倉武一君) この食糧の集荷等に要する経費でございまして、この経費について、ただいま具体的に、集荷奨励金と集荷の協力費でございまして、統制撤廃との関連において、統制のための諸経費がこんなにかかるとは、むしろ統制しない方が経済的になるのではないかと、こつち御議論でございまして、必ずしも現在の政府経理が全部合理的なものである、あるいは政府経理以外の配給上のその他の諸経費が全部合理的なものであつて、一つも節約の余地がないというわけでもありません。そういう点については、できるだけ節約をしなければならぬと存じております。

それから、ただいまお話の奨励金、協力費につきましても、前年度と比べていたが、前年度の予算より

は相当削減をいたしております。

予約制度がまだ始まりまして今年で三回目になるわけでございますけれども、その間やはり、ただ普通の自由な商品を予約して集めるというだけではございまして、そこいらいろいろ、予約によつて契約をいたします場合に、できるだけの量的なものを確保する、また予約した上で、その予約に応じて政府に売り渡す義務を遂行していただく、こつちいろいろなやり方、奨励的な、指導的な諸費用が要りますので、従来とも計上して参つたわけでございまして。一つはこれは、米の需給の關係もございまして。昨今のように非常な豊作でございまして、何となくおのずから米が集まつたようにも考えられないこともございまして、それでやはり必ずしも簡単にそろばかりとはいへない切れないものがございます。し、一たん作柄が悪いと、あるいは経済情勢が少し不安になると、こつちのことでもございまして、なかなかなかこれまた自然に集まるという分量を待つておつたのでは、基本配給の分量すらなかなか集荷ができないというおそれもございまして。そういう意味で、経済的に最小限度要するものをできるだけ予算に計上しておくと、こつち一つ諸経費の合理化につきましては、これはお説を待つまでもなく、できるだけ節約と合理化に努めていきたいと、か

○吉米地英俊君 この奨励金とか、集荷協力費とか、手数料とか、こつちものは地域が狭くて比較的いい条件のところも、条件の悪いところも差別してやることはできないと思つたのです。みんな平等であると思つたのです。そう

すると、米どころで比較的簡単に集まるところは案をしておつて、うんともらう。そしてむづかしいところは、米を売つてやはり同じだけしかもらえないというところになりますと、不利益な土地はこつち費用をよけいに要求して、よけいに要求する声が強くて、それによつてまたこれがふえていくということになつて、なかなかこれを減らすということは困難であらうと思つた。ことに中間経費の中に、なかなか少なからざる経費がある。集荷協力費というやつはすでに九十五億、こつちいろいろを加えてみると、非常に不合理のものになつておる。こつち集荷に困難なところ、地域の広

○政府委員(小倉武一君) これはお話のように集荷と申しましても、地域によりまして、あるいは作柄によりまして非常に困難をしながら、予約を遂行するところと、予想以上の作柄によつて非常に集荷自体が円滑にいくところと、こつちありまして、この間不公平があつたり、あるいはさうでなくとも、むしろ非常に集荷に困難のようなところがベースになつて、こつちによつて経費の要求が出て参りまして、その辺からむしろ経費がふえてくるというようになつたが、もちろん地域によりましてあるいは災害等の關係がございまして、こつちよけい事務的な手数料がかかるというところはございまして。そういう点はもちろん原則としてあらかじめ予定をするわけはございせんけれども

も、協力費等の配分におきましてはそういう点は多少ながら勘案してやつております。

それからただいまの協力費、ないし奨励金もこの一兩年、予約制度になりまして以来、漸次圧縮して今日に至つております。従いましてよほどの特別な事情のない限り漸増する、ふえるということはなく、できるだけ予約制度が軌道に乗りますとともに、圧縮を当然すべき性質のものである、そつちまたできるものと考へております。

○吉米地英俊君 予約制度ができてから、圧縮してきたというお話ですが、その圧縮はどの程度されたかお示しを願ひたい。

○政府委員(小倉武一君) 奨励金でございまして、これは三十三年度は八億をちよつとこえておりましたが、三十三年度では七億になつております。それから協力費の方でございまして、三十三年度では三億七千万でございまして、三十二年度では三億五千万でございまして、三十一年度は三億五千万でございまして、漸減をいたしておるのであります。

○吉米地英俊君 それから外国から食糧を輸入するの、どうも農林省は無責任というか、外国貿易を知らないで外国貿易をやつておるのか、その点について私ははなはだしい疑問を持つておる。それは衆議院においてのお話であつたのですけれども、ギリシャの船によつて近東地区から日本に米を輸入するときに、その船が沈没してしまつたという事件のときに聞いてみたところ、とんでもない見当違いの答弁をしてゐるのです。損害があつたら船会社に要求するといつたやうな、これは全然もう外国貿易の知識を持つていな

い答弁で、私はあきれたのでありますけれども、その後改善されたことと存じますけれども、現在でも船荷証券を呈示すれば、概算払いをやる、こういう貿易の仕方はどこにもないので、これは国貨であるから、そういうことをおやりになるだろうと思ひますけれども、外国から黄変米などが入つてきて、その処分というよりなものをみておつても、私もどうも割り切れぬ気分がするのであります。こういう輸入手続については、私は改良すべき点がたくさんあるし、またこういう外国から食糧を輸入するのには、もう少し専門の知識のある人を使う必要があると思ひますが、この点について、食糧庁長官はどういうお考えをお持ちおられますか。

○政府委員(小倉武一君) お話のように、外国食糧を輸入します場合に、やり方によりましては経費を節減することもできますし、また他の貿易との関係において、貿易振興の一翼をなうことができるという面もございますし、そういった面で貿易ということを考えて、事例を推し進める必要があるという御説は、まさにその通りでございます。少しも異論をはさむ余地はございません。私も必ずしもそういう貿易の専門家が部内にたくさんおりませんで、おしかりを受ける次第でございますが、そういう点についてはできるだけ今後充実をして参りたいと存じます。

なお、この外国食糧の輸入の仕方その他まあ協定の事項につきましても、外務、通産等ともよく協議をいたしております。なお、実務につきましても、お話のように諸擧りにつきましても、合理的な点はあつて存じます。また適格なものを輸入するという意味において輸入の手続その他について改善を加へなければならぬ点もあろうかと存じますが、まだ必ずしも十分でないかと存じますが、たとえば病変米の検査等につきましては、一、二年來特設の力を入れて諸業務の改善を実施して参つておるような次第であります。

○芭米地英俊君 この食糧の卸値段と小売値段のマージン、先ほど野澤委員からお話がありました。これについてには、単にふすまとか豆とかいうものに限らず、ほかのものについても、これは相当私も疑惑を持っておりますが、この黄変米処理あたりでも、先ほど野澤委員が言われたような疑惑を持たれる点が多々ありましたが、この卸と小売のマージンについてどういふふうにお考えになっておるか。今のままでいい、もしくは改良しなければならぬとお考えになっておるか、その点を食糧庁長官にお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(小倉武一君) 今のままでいいというふうには必ずしも考えておりません。これは舊団が解体後今日まで、卸の、恒久的と申しますか、そういう長期的なあり方について必ずしも十分の検討がついていないままに、今日に及んでおるといふような事態でございます。一方また米の配給量も、全般的に申しますれば、食糧事情がこの一、二年の間に非常に急変してきたというふうなことも背後にあるのでございまして、この間地域的な調整と

でございまして、この間地域的な調整といたつたようなこともございまして、また卸、小売の間のマージンの調整といたつたようなこともあります。いろいろ改善もしなければならぬ点は多々あると存じます。ただその場合に、もとに戻すわけでございますが、卸、小売というもののあり方、あるいは機能、特に米の配給量といたつたようなものをにらみ合して、公正なマージンを設けるようにすることに努めたいと、かように存じておるのであります。

○芭米地英俊君 私は、このマージン問題を解決するためには、いわゆるトンネル会社を廃止するといふことが一番先だと思ひますが、「賛成だ」と呼ぶ者あり。いや、僕はそう思ひます。一体こういうトンネル会社が存在しておる限りは、これはどうもマージン問題は解決しないと思ひます。これが、これを廃止することについては、どういふお考えをお持ちおられますか。

○政府委員(小倉武一君) トンネル会社という意味合いがよくわかりかねますが、(笑)おそろしく卸の業務をやつておるものの中で、いわゆるトンネル会社的な役割しか果たしていないものがある。そういうものについて考えなくちゃいかぬ。こういう御質問だと思ひますが、私も、現在の卸の企業がそのままで全面的にいいというふうには決して考えておりません。御指摘のようなトンネル会社的な機能しか果たしておらず、卸といふものについては、これは是正すべきであるというふうには考へております。ただ、おしかりを受けるまでもありませんが、その実態についてもう少し検討する必要があるように思つておられます。そういう実態の検討とともに改善の方策も立てたい、かように存じておるのであります。

○芭米地英俊君 トンネル会社の実態がおわかりにならないければ、これはお調べになればすぐわかります。それは農林省にごく近い人々が関係しておるから、民間にいわば、どうも、あそこを通さなければ払い下げができないとか、困難だとかいふことを、私も少しは聞かされるのです。どうもそれが、だんだん聞いてみると、事実のうちに考えられる。それからまた非常に政治勢力によつて不当な払い下げなども行われておること、私、耳にするのです。こういうことも、これはそういう政治勢力で食糧庁長官を動かすことはよくないけれども、同時に、動かされる方もよくない。あなたの時代じゃないだろうと思ひますが、しかし、こういうことについても、私はこの食糧会計については、この際十分に反省していただきたいと思ひます。これは御答弁を要求いたします。私の意見だけ申し上げておきます。

○栗山良夫君 私、今いただいた資料でちょっとお伺ひいたしますが、この一番最初から二枚目、二ページにありますが、既往の買付分も入つておるのですか。○政府委員(小倉武一君) この左の方は三十一會計年度のことでございます。既往は、どちらかと申しますと、既往の部分の大部分であります。右の方は、これは三十二會計年度に属しますもので、既往のものはほとんど入つておりません。ただ、タイ、ビルマ等から輸入するものについては、話し合ひは進めておられますが、それについては、既往と云へるかも知れませんが、大部分が今後の、特に到着ペースでやつておりますから、全部そういう意味では新しいものであります。ただ買入れのための話し合ひの現に進行中のものが若干は入つております。

○栗山良夫君 そうしますと、左側が既往の分で、もうすでに在庫になつておる分、右側の方がこれから新しく買付をする、そういう工合に解していいわけですね。そうしますと、この既往の分の中いゝわゆる黄変米といふやつはどのくらい数量が入つておりますか。

○政府委員(小倉武一君) この左の方は、既往と申しましたが、全部がもう到着したわけではございませんで、まだ二、三カ月ございまして、そういうものはもう入つておられます。そういうふうにお考えをいただいてよろしいと思ひます。黄変米はここには入つておりません。

この黄変米が昭和二十七年、八年のころから出て参つたのでありますが、その後非常に多量になりましたのは、昭和三十一年初めごろ十五万トンを超えた時代がございまして、けれども、その後、輸出する国の方でもございまして、特に日本の方において輸入する際に、買付をする際いろいろ苦心をしまして、また買付の方法について改善を加

える等によりまして、その後は入ってきておりませんので、従いましてここには計上してございません。

○栗山良夫君 その黄変米の、今特別会計の中で在庫になつておる絶対量はどれくらいありますか。

○政府委員(小倉武一君) 二月一日でございますが、十一万七千トン在庫がございます。

○栗山良夫君 これはその処分をする見通しは計画的に立っていますか。それとも立っていませんか。

○政府委員(小倉武一君) 処分の見通しは漸次立てつつあるという段階であります。

簡単に申しますと、黄変米と申しまして、その中にいろいろ質的に違うものがございますが、非常に病原菌がたくさん付いておりまして、工業原料にしかならない分と、それからほとんど問題がなくて、加工食糧等に回し得るものと、そういうものの間の中間のものと、三通りあるということがその後の在庫の調査でわかつて参りました。もう一つは検査、検定の方法も、当初は肉眼では判定できなかったものであります。その後専門家が見れば、大体いいものと、非常に悪いもの、あるいは中間のものと、こういつた大よその見当は、肉眼でも見当がつくといったような段階になりましたので、まず肉眼でそういう区分けをする、上中下の区分けをする。そうして、上に属するものにつきましては、菌検定をいたしました。菌検定の結果、無菌と、はっきりとこういふ証明がつかずものは加工食糧に回す。それから、初めからだめ

であるといひますか、下に属したものにつきましては工業原料に回すというふうな方針を立てております。中に属するもの、これにつきましては、なおサンプルのとり方、どういふふうにさらに区分けするかということについては、目下検討中でございます。

○栗山良夫君 私どもこの黄変米については理論的に勉強しておるわけじゃありませんが、聞くところによりますと、カビの繁殖が長期に貯蔵すればするほど激しくなつて、質が劣化していくというのを聞いておるのですが、そういうことはありますか。

○政府委員(小倉武一君) これは一つには、保存、手入れ、管理のやり方によつて、病変米の入つておる倉庫につきましても非常に注意をいたしておりますので、蔵入れ後、特にその病変菌が蔓延を起しているという事実は私ども聞いておりません。

○栗山良夫君 この十一万七千トンに對する倉敷料というのは一年にどれくらい要りますか。

○政府委員(小倉武一君) 年に三億数千万円です。

○栗山良夫君 これは前に草葉厚生大臣の時代に問題になつたものでありますから、ずいぶん前の話であります。そうして、あのときも、こういう食糧の用に供し得ないような怪しげな外米を輸入したことについて、先ほどお話をいたしましたトネル会社との関係もあつて、ずいぶん問題になつたものであります。これを食糧庁として、倉敷料が年々これだけ要するということについて、国家に相当の負担をかけておるわけ

けですから、私は、もう使えないものは使えないものとして緊急に処分をせられるよう、こういうところに食糧庁の特別会計について世論からとかく言われる、風評が出てくるわけですが、私は、一番極端な風評を一つ御披露申し上げますと、私の長官の話で了解しました。が、こういうのを長く貯蔵しておく、だんだんカビが蔓延を起す程度が悪くなる。悪くなれば、そこで初めて捨て値のようになつて処分してしまふ。そこに相当のまた利権もからむんじゃないか。ここまでも極言する人が現実にあるわけだ。従つて、そういうことは、あなたの方のお耳に入つてないことではないと思ひます。従つて、そういうことを十分理解されればされるほど、緊急にこれは処分をして、そうして国家に對する損失を少しでも軽減するように最大限の努力をせられるべきだ、私はこう思ひますが、そういうことについてどうも今まで努力をせられなかつたという具体的実績を私ども知らないわけだ。

今お話になりました処分案につきましても、もう草葉厚生大臣から数年間たつておる今日においてお聞きをするのには、あまりにも具体性のない御答弁だと思ひます。従いまして、次回でよろしいから、この黄変米の処分等につきまして、要すれば省内外の態度を御決定になつてもよろしいし、あるいは閣議で御決定になつてもけっこうですが、もう少し具体性のある態度といふものをお聞かせ願ひたい。こういうふうに私は思ひます。これは食糧庁長官いかがです。

○委員長(廣瀬久忠君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(廣瀬久忠君) 速記をつけて。

○栗山良夫君 食糧庁長官の、私の今の質問の途中から出てきました要請について、仰せられる用意があるかどうかといふことを、まずお聞きしておかないと、問題にならないと思ひます。

○政府委員(小倉武一君) 先ほど申し上げたことは別段抽象的なことを申し上げたのではないので、非常に具体的なことを実は申し上げたと思つておるのであります。なおお尋ねによりまして、いろいろお答えをしようと思ひますが、急速にやるといふ必要のあることは、私ども、もちろん当然しるべきものと、かように考えております。同時に、おこがましいようないふことでございますけれども、できるだけ損は少くするということもまた考えなくちゃいけないわけでございます。従いまして、この病変の状況によつては、たとえばトン当たり五万円以上にかれますものがあるかといへば、他方二万円程度にしか売れない。こういうことに相なりますものでありますから、そのへんの仕分け、五万円程度に売れるものと、工業用等に安くしか売れないものとに仕分けすることが一番大切なことになるわけでありまして、目下そういう仕分けの方法について検討を加へ、ある程度めどがついて参りましたので、そういう仕分けに依つて作業を進め、上質のものについては加工食糧等に、それから下のものについては工業用等に処分する。こういう方針

針を実は立てておるのであります。そういう方針のもとで昨年の秋ごろから漸次進めて参つておりました、先ほど申しましたような在庫に実は現在はおなつておるのであります。どの程度の需要が見込まれるかと申しますと、これは一般の工業用原料であります。大量に開けまされども、一つは価格が安いという点と、もう一つは他のアルコール原料等を総合したとして、そこにやはりまたむずかしい問題が生じてきます。そういうこともありますので、一般の工業用アルコールといふものに大量を期待するわけには参りません。加工用としましては、「のり」でありますとか、あるいは「しょうちゅう」の原料でありますとか、そういったものに向ける。それから良質のものは加工食糧として相当量のものはける見込みでおるのであります。そういうこととで漸次処分の方針が立つて参つておりますし、一部実行に移しておるのであります。

○栗山良夫君 私がお尋ねしておるのは、いまここで突然黄変米といふことが問題になつて、そうしてその処分方法などについて新しい問題として提起しておるのなら、あなたの御説明の程度で私は了解をしたと思ひます。しかしもう数年前にこれは問題になつて、その問題になつたときに、あなたが今お述べになつたと同じような構想が進むということが答弁にあつたわけでありまして。しかも今日までこれをどういふ工合に具体的にするといいことがきまつていないから、質問を繰り返してはいるのです。もし私の質疑に對

してさらに親切に答えられるならば、草葉厚生大臣のときに問題になったときから直ぐに仕事に着手せられて、今日までどういふような作業をしてこられたか。全国的に倉庫がありますが、これは大体きまっておるでしょう。そのきまっておる倉庫を別にして、どういふ品を品質検査をして、どういふ仕分けをして、そうしてその処分がどの程度に今まで済んだか、そういうことをやはりお聞かせを願う必要がありと私は思います。今までの既往の具体的な努力はどうせられたか。十一万トンという膨大な数量ですが、これは大体おそろく各港の倉に入っておるわけですが、最近、港の倉が大へん狭隘だといふので、設備投資でどんな倉ができております。こういふものを処分してしまえばその庫があくわけですから、むだな設備投資をして倉を作る必要がないわけでありまして、従って通俗的な言葉でいえば、農林省がもてあましておる品物がある。もてあましておる品物といふものは一刻も早く処分すべきだと私は考えております。

従って、ただいまの答弁だけでは私はちよつと具体性に欠けるので、了解いたしかねます。従ってこの法案の取扱の途中において、黄変米が問題になりましてから今日までの、具体的な現品についての農林省の扱われた経過、それから今とそれよりとしておられる方法、これは全国の倉庫別に出していただければわかると思います。しかも倉庫別にどういふ仕分けにするか。今あなたは三つに分けられたが、三つはどういふふうに仕分けができるか、そう

いう細かい資料を出していただきたい。それによつてさらに質問を続けていく、こういうことにいたしたいと私は思います。(異議なし「賛成」と呼ぶ者あり)

○野瀨勝君 その資料の要求は、一つの機会に提示してもらいたい。それから関連してちよつと聞いておきたいんですが、この渡された資料の中に、きよは主計局長森永さんもおきたいんですが、この四枚目に、「内米」の次に「外国食糧」というのがあります。「外国食糧」というの中に「内地米」というのがありますね。これは実際はわかれ日本人にはわからぬ。これは私どもは、戦争前には台湾米や朝鮮米のことを指定外米と言つたんですが、まあ内地米のことは、やつぱり指定外米と言つてゐるらしいんでございまして、指定外米と言ふならわかるんですが、しかし台湾などはもう日本の国じやないんですから、内地米という言葉がちよつとおかしいんです。ですから、この点は一つ私は改めた方がいいと思ふんです。やはり外国食糧と書いてあれば、内地米といふのは何だか日本人にはわからない。それでしよ。われわれの常識じゃわかりませんよ。だから、これはやつぱり指定外米というよりな、あなたたちがよく使われておる言葉ですね、その方がわかりがよいと思ふんですが、説明を一々しなればわからぬようなことでない方がいいと思ふんですが、この点一つ考へる用意があるかどうか、お伺いしておきたいと思ふんです。

○政府委員(小倉武一君) 外米のうち細長いものと丸いものとございまして、丸い方の、品質的にも内地米に近いものを指定外米、また内地米、こ

ういふに申ししております。指定外米としても一向差しつかえないのでございまして、両方従来使つておりましたので、時たまいろいろ出て御迷惑をかけておると存じます。まあできるだけ御趣旨に沿うようにいたします。

○野瀨勝君 まことに率直な御答弁でございまして、日本人にはわかりがよいんでございまして、さういふ一つ今後両官庁において御修正を願いたいと思ひます。これは私が言ふんでなく、あなたの方のお役人の仲間でもそう言われておるんです。何とかこれを一つ整備して——整備といふんですか、一つ統一してもらいたいといふことを言つて、われわれも一々説明しなければならぬのは骨が折れると言つていますから、小倉さんから御説明されたことについて、まことに私は満足です。

○天田勝正君 これは今お伺して答弁をいただければそれでよろしいし、答弁がいただければ、さつき栗山君の資料要求とともに次の機会に資料を出していただきたい問題であります。それは、かねがね衆参両院ともに、農林委員会、決算委員会等で問題になり、また会計検査院等でも問題になりました麻袋の処理であります。あれが幾たびか注意されたにもかかわらず、一向われわれから見ればむだだと思はれるほどの買入れを行なつておる。この問題の処理は一体どうなつておりますか。もし今直ちに答弁がでなければ、これまた資料をもつて一つ御提出願ひたい。以上です。

○政府委員(小倉武一君) お話のように資料をもつてお答えした方がいいと存じますが、当時問題になりました麻袋は、もうすでに全部処分済みでございまして、その後食糧庁といたしましては、じかに麻袋を買つて調製をするといふことはいたしておりません。まあごく例外的に、保管、管理の試験をするために必要な麻袋をごくわずか買ふといふことはございまして、けれども、一般の包装用の麻袋をみずから買ふといふことはいたしておりませんので、現在麻袋の手持ちといふものはないと申し上げてよろしいのであります。

経過につきましては、お話のように、あるいは資料でお出しした方がよろしいかと思ひます。

○天田勝正君 それ若干言葉は違ひますけれども、必要最小限のものしか買つてない、こつとすることが当時でも言われておつて、今は、長官の言葉では、多少のニエアンスは違ひけれども、まあ試験用とか何とかいふ言葉でやはりこれは買つておられる、そうすると、今まで御提出になつた資料の中

ておりますか。もし今直ちに答弁がでなければ、これまた資料をもつて一つ御提出願ひたい。以上です。

○政府委員(小倉武一君) お話のように資料をもつてお答えした方がいいと存じますが、当時問題になりました麻袋は、もうすでに全部処分済みでございまして、その後食糧庁といたしましては、じかに麻袋を買つて調製をするといふことはいたしておりません。まあごく例外的に、保管、管理の試験をするために必要な麻袋をごくわずか買ふといふことはございまして、けれども、一般の包装用の麻袋をみずから買ふといふことはいたしておりませんので、現在麻袋の手持ちといふものはないと申し上げてよろしいのであります。

経過につきましては、お話のように、あるいは資料でお出しした方がよろしいかと思ひます。

○天田勝正君 それ若干言葉は違ひますけれども、必要最小限のものしか買つてない、こつとすることが当時でも言われておつて、今は、長官の言葉では、多少のニエアンスは違ひけれども、まあ試験用とか何とかいふ言葉でやはりこれは買つておられる、そうすると、今まで御提出になつた資料の中

ておりますか。もし今直ちに答弁がでなければ、これまた資料をもつて一つ御提出願ひたい。以上です。

○政府委員(小倉武一君) お話のように資料をもつてお答えした方がいいと存じますが、当時問題になりました麻袋は、もうすでに全部処分済みでございまして、その後食糧庁といたしましては、じかに麻袋を買つて調製をするといふことはいたしておりません。まあごく例外的に、保管、管理の試験をするために必要な麻袋をごくわずか買ふといふことはございまして、けれども、一般の包装用の麻袋をみずから買ふといふことはいたしておりませんので、現在麻袋の手持ちといふものはないと申し上げてよろしいのであります。

経過につきましては、お話のように、あるいは資料でお出しした方がよろしいかと思ひます。

○天田勝正君 それ若干言葉は違ひますけれども、必要最小限のものしか買つてない、こつとすることが当時でも言われておつて、今は、長官の言葉では、多少のニエアンスは違ひけれども、まあ試験用とか何とかいふ言葉でやはりこれは買つておられる、そうすると、今まで御提出になつた資料の中

ておりますか。もし今直ちに答弁がでなければ、これまた資料をもつて一つ御提出願ひたい。以上です。

の諸経費二百七十九億ですか、こつと部分に多分それが入つておるのだと思ひますので、そこで私は、次の機会に一つ資料の御提出を願ひたい。要求しておきます。

○委員長(廣瀬久忠君) それではよろしうございませうか。速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(廣瀬久忠君) それでは速記をつけて。

本日はこの程度に質疑をとどめまして、散会をいたします。

午後三時三十七分散会

二月十四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、印紙税法の一部を改正する法律案

印紙税法の一部を改正する法律案

印紙税法の一部を改正する法律案

印紙税法の一部を改正する法律案

印紙税法の一部を改正する法律案

印紙税法の一部を改正する法律案

印紙税法の一部を改正する法律案

印紙税法の一部を改正する法律案

印紙税法の一部を改正する法律案

印紙税法の一部を改正する法律案

印紙税法の一部を改正する法律案

印紙税法の一部を改正する法律案

印紙税法の一部を改正する法律案

第四条に次の三項を加える。

金高記載アル証書ニシテ二以上ノ事項ヲ併記シタル為税率ヲ異ニスル二以上ノ証書ニ該當シ且其ノ記載金高ヲ該二以上ノ証書ニ係ル金高ニ分割シ得ザルモノニ關シテハ該二以上ノ証書ニ付定マリタル税率ニ依リ算出シタル金額中最モ高キ金額ニ相當スル印紙稅ヲ納ムベシ

金高記載ナキ約束手形又ハ為替手形ヲ振出シタルトキハ第一項ノ証書ヲ作成セザリシモノト看做ス前項ノ約束手形又ハ為替手形ニ付金高ノ補充ヲ為シタルトキハ該補充ヲ為シタル者其ノ補充ノ時ニ第一項第八号又ハ第九号ノ証書ヲ作成シタルモノト看做ス

第五号第七号中「三千円」を「一万円」に改める。

附則

- 1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。
- 2 この法律の施行前に納めた、又は納めるべきであつた印紙稅については、なお従前の例による。
- 3 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

二月十四日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、トン稅法廃止に關する請願（第四一九号）
- 一、福島県に國立たばこ試験場設置の請願（第四二二号）
- 一、信用保証協會に政府資金導入の請願（第四四六号）

一、元滿州鐵道の社員退職手当等支払に關する請願（第四四八号）

福島県は全國有数の葉たばこ生産県であり、とくに輸出の大宗をなす松川葉の生産は全國第一位を占め、外貨獲得に大きな役割を果しているが、葉たばこ増産の品位の向上にはなお幾多指導改善の必要があるから、再三要望している國立たばこ試験場の福島県設置方について、この際すみやかにこれが実現を図られたいとの請願。

一、國民金融公庫資金増額に關する請願（第四九六号）

第四四六号 昭和三十三年二月二日受理
信用保証協會に政府資金導入の請願
請願者 宮城県議會議長 鮎貝 盛益

一、プロ野球の入場稅率すべしに關する請願（第五〇七号）

第四四六号 昭和三十三年二月二日受理
信用保証協會に政府資金導入の請願
請願者 盛益

一、元滿州鐵道の社員退職手当等支払に關する請願（第四四八号）

第四四八号 昭和三十三年二月二日受理
信用保証協會に政府資金導入の請願
請願者 盛益

一、元滿州鐵道の社員退職手当等支払に關する請願（第四四八号）

第四四八号 昭和三十三年二月二日受理
信用保証協會に政府資金導入の請願
請願者 盛益

一、元滿州鐵道の社員退職手当等支払に關する請願（第四四八号）

第四四八号 昭和三十三年二月二日受理
信用保証協會に政府資金導入の請願
請願者 盛益

一、元滿州鐵道の社員退職手当等支払に關する請願（第四四八号）

第四四八号 昭和三十三年二月二日受理
信用保証協會に政府資金導入の請願
請願者 盛益

（退職手当、身元保証金、傷病手当、未払賞与金、共済年功金、退職手当受取延期金、社員貯金及び寄託株券等）を政府において現在の生活費を基準として公正妥当な額に換算の上早急に支払われたらとの請願。

第四四八号 昭和三十三年二月四日受理
揮発油稅等引上げ反對に關する請願
請願者 東京都千代田区丸ノ内三ノ四社団法人日本乗合自動車協會長 伊能 繁次郎

一、元滿州鐵道の社員退職手当等支払に關する請願（第四四八号）

第五四〇号 昭和三十三年二月七日受理
ビール稅率引下げに關する請願
請願者 栃木縣宇都宮市瑞田町五二九栃木縣安酒麥耕作組合連合會内 坪山 德弥外七万二千二百二十九名

一、元滿州鐵道の社員退職手当等支払に關する請願（第四四八号）

第五四〇号 昭和三十三年二月七日受理
ビール稅率引下げに關する請願
請願者 栃木縣宇都宮市瑞田町五二九栃木縣安酒麥耕作組合連合會内 坪山 德弥外七万二千二百二十九名

一、元滿州鐵道の社員退職手当等支払に關する請願（第四四八号）

第五四〇号 昭和三十三年二月七日受理
ビール稅率引下げに關する請願
請願者 栃木縣宇都宮市瑞田町五二九栃木縣安酒麥耕作組合連合會内 坪山 德弥外七万二千二百二十九名

一、元滿州鐵道の社員退職手当等支払に關する請願（第四四八号）

第五四〇号 昭和三十三年二月七日受理
ビール稅率引下げに關する請願
請願者 栃木縣宇都宮市瑞田町五二九栃木縣安酒麥耕作組合連合會内 坪山 德弥外七万二千二百二十九名

一、元滿州鐵道の社員退職手当等支払に關する請願（第四四八号）

第五四〇号 昭和三十三年二月七日受理
ビール稅率引下げに關する請願
請願者 栃木縣宇都宮市瑞田町五二九栃木縣安酒麥耕作組合連合會内 坪山 德弥外七万二千二百二十九名

この請願の趣旨は、第四九五号と同じである。

第五四二号 昭和三十三年二月七日
受理

ビール税率引下げに關する請願

請願者 群馬県前橋市曲輪町乙六九群馬県麦酒製糖株式会社

組合連合会内 須藤義夫外二千八百五十四名

紹介議員 伊能 芳雄君 木暮武太夫君

この請願の趣旨は、第四九五号と同じである。

第四九六号 昭和三十三年二月五日
受理

国民金融公庫資金増額に關する請願

請願者 鹿兒島県議會議長 米山恒治

紹介議員 迫水 久常君

鹿兒島県において中小企業者が他県に比して多く、その規模も最も零細であり、また、例年來する台風の災害復旧及び奄美群島の産業復旧に要する資金の需要もきわめて多い実情にあるが、国民金融公庫の資金が少いため、これら零細業者の需要に応ずることが少く、ために高金利金融等にたより、その経営の合理化が遅々として進まない実情であるから、この際、国民金融公庫資金の画期的増強拡充を図るとともに、その配分について本県の特殊事情を考慮せられたいとの請願。

第五〇七号 昭和三十三年二月五日
受理

プロ野球の入場税率すえ置に關する請願

請願者 東京都中央区銀座西六ノ三朝日ビル内全国プロフエッショナル野球機構内 井上登外二名

紹介議員 赤松 常子君

今回一千億減税の見返りの一部として間接税を引上げることに関する臨時税制調査会の答申案は、プロ野球を含むプロ・スポーツの入場税を映画演劇演芸等と同率にまで引上げる内容をもちつものと伝えられるが、同案が採択されるにおいては、プロ野球のもつ独自の公共性が失われプロ野球の経営を極度に困難にするものであるから、プロ野球の入場税率は現行すえ置とせられたいとの請願。

二月十五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、所得税法の一部を改正する法律案
二、法人税法の一部を改正する法律案

所得税法の一部を改正する法律案
所得税法の一部を改正する法律案
所得税法(昭和三十三年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

所得税法目次中 「第一節 所得金額の計算(第九條第十一條の一を除く第十一條の三)第十二條の一」を「第一節 所得金額の計算(第九條第十一條の二)第十二條の二」に改める。
「第一節 所得金額の計算(第九條第十一條の二)」に改める。
「第一節 所得金額の計算(第九條第十一條の二)」に改める。

五 この法律の施行地においてなした勤務(国家公務員又は地方公務員(日本の国籍を有しない者及び外国の国籍を有する者を除く。以下本条において同じ。))としての勤務については、この法律の施行地外においてなした勤務を含む。若しくは人的勤務の提供に因り又は当該勤務若しくは人的勤務の提供に係るものとして、俸給、給料、賃金、歳費、年金(郵便年金を除く。以下同じ。)、恩給、賞与、退職給付若しくは若しくはこれらの性質を有する給与若しくは年金、恩給若しくは退職給付に類する給付(年金、恩給、退職給付及びこれらの性質を有する給与並びにこれらに類する給付については、国家公務員又は地方公務員として勤務したことに因り又は当該勤務に係るものとして支給されるものを除くほか、その者がこの法律の施行地に住所又は一年以上居所を有した期間になした勤務に係るものに限る。))又は人的勤務の提供に係る報酬の支払を受けること。

及び外国の国籍を有する者を除く。以下本条において同じ。))としての勤務については、この法律の施行地外においてなした勤務を含む。若しくは人的勤務の提供に因り又は当該勤務若しくは人的勤務の提供に係るものとして、俸給、給料、賃金、歳費、年金(郵便年金を除く。以下同じ。)、恩給、賞与、退職給付若しくは若しくはこれらの性質を有する給与若しくは年金、恩給若しくは退職給付に類する給付(年金、恩給、退職給付及びこれらの性質を有する給与並びにこれらに類する給付については、国家公務員又は地方公務員として勤務したことに因り又は当該勤務に係るものとして支給されるものを除くほか、その者がこの法律の施行地に住所又は一年以上居所を有した期間になした勤務に係るものに限る。))又は人的勤務の提供に係る報酬の支払を受けること。

第一条第二項第八号中「所得」の下に「の支払を受けること」を加え、同条第三項中「(日本の国籍を有しない者又は外国の国籍を有する者を除く。))」を削り、同条に次の一項を加える。

人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものは、前二項に規定する所得についての納税義務に係る規定及び第五章の規定による源泉徴収を行う義務がある者に係る規定(これらの規定に係る第九章の規定を含む。)の適用については、これを法人とみなす。

第二条第三項を次のように改める。

年の中途において、非永住者以外の居住者が非永住者となつたとき、居住者が非居住者となつたとき、非居住者が非永住者となつたとき又は非居住者若しくは非永住者が非永住者以外の居住者となつたときは、その者がその年において非永住者以外の居住者、非永住者又は非居住者であつた期間に規定する所得に対し、所得税を課する。

第二条第一項の次に次の一項を加える。

居住者のうち、この法律の施行地に現に住所がなく過去一年以上五年以下の期間居所又は住所を有する者(以下本条において非永住者という。))については、前項の規定にかかわらず、命令の定めるところにより、この法律の施行地に源泉がある所得の全部及びその他の所得でこの法律の施行地において支払われ又はその施行地外から送金されたものに對し、所得税を課する。

第五条の二第一項中「第九條」の下に「第一項」を加え、「同条」を「同項」に改め、同条第二項中「第九條」の下に「第一項」を加える。

第六条第三号中「旅費、」を「第九條第一項第五号に規定する給与所得を有する者がその職務に關し必要な旅行をなした場合に支給を受ける旅費並びに」に改め、同条第五号中「第九條」の下に「第一項」を加え、同条第九号中「に係る部分」を「又は信託財産に係る元本の払戻に相当する部分」に改め、第十二号中「第九條」の下に「第一項」を加える。

第八条第一項中「四万円」を「五万円」に、「第十一條の三乃至第十一條の七」を「第十一條の四乃至第十一條の八」に改め、同条第四項中「規定により遺族年金」を「規定による遺族年金(恩給法第七十五條第一項第二号に規定する場合の扶助料でその給与事由及び金額が当該遺族年金に準ずるものとして命令で定めるものを含む。以下同じ。))」に改め、同条第五項各号列記以外の部分中「第九條」の下に「第一項」を加え、同項中「一」中「八万円」を「九万円」に改め、同項中「二」中「十五万円」を「二十万円」に改める。

第九条第五号中「その十分の二に相当する金額(その金額が八万円を超えるときは八万円)」を「当該収入金額に應じ、左に掲げる金額」に改め、同号にイからハまでとして次のように加える。

イ 収入金額が四十万円以下である場合 当該収入金額の十分の二に相当する金額
ロ 収入金額が四十万円をこえ八十万円以下である場合 八万円と当該収入金額から四十万円を控除した金額の十分の一に相当する金額との合計金額

ハ 収入金額が八十万円をこえる場合 十二万円

第九條に次の一項を加える。

社会保険制度（前条第六項第二号、第四号、第六号乃至第六号の四又は第八号に規定する法律又は条例に基き保険又は共済に関する制度その他命令で定めるこれらに類するものをいう。）に基き支給される年金及びこれに類する給付又は退職一時金及びこれに類する給付は、前項第五号又は第六号の規定に該当するものを除くほか、これをそれぞれ給付所得又は退職所得とみなす。

第九條の二各号列記以外の部分中「前条の下に「第一項」を加える。

第九條の三第一項各号列記以外の部分中「同条の下に「第一項」を加え、同項第一号及び第二号中「第九條の下に「第一項」を加え、同条」を「同項」に改め、同項第三号及び第四号中「第九條」の下に「第一項」を加え、同項第五号及び第六号中「第九條」の下に「第一項」を加え、同条」を「同項」に改める。

第九條の四第三項から第五項まで中「第十一條の三」を「第十一條の四」に改める。

第十條第一項中「第九條」の下に「第一項」を加え、同条」を「同項」に改め、同条第二項中「第九條第三号」を「第九條第一項第三号」に改め、同条第三項中「外國の法令」を「第十五條の八の規定の適用を受ける場合における当該外國の法令」に改め、「第九條の下に「第一項」を加え、同条」を「同項」に改め、同条第四項中「第九條」の下に「第一項」を加え、同条」を「同項」に改める。

第十條の二第七項中「この法律の施行地に住所及び居所を有しない個人が、第六十六條に規定する納税管理人の申告をしていないときは」を「政府は、第四項の申請書を提出した者の住所及び居所が不明のとき又はその者がこの法律の施行地に住所及び居所を有しない場合において第六十六條に規定する納税管理人の申告をしていないとき若しくは納税管理人の住所及び居所が不明のときは、」に改める。

第十條の三第一項中「若しくは山林所得を生ずべき不動産（不動産の上に存する権利及び船舶を含む。以下本条において同じ。）若しくは山林」を「山林所得若しくは雑所得を生ずべき資産に、又は事業所得」を「雑所得又は事業所得」に改め、同条第二項中「不動産若しくは山林を所有し若しくは前項」を「前項に規定する資産を所有し若しくは同項」に改める。

第十條の四中「第九條」の下に「第一項」を加える。

第十條の五中「第九條」の下に「第一項」を加える。

第十一條の二第一項中「經營する事業」の下に「で不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべきものを加え、事業所得」を「不動産所得、事業所得又は山林所得」に改め、同条第二項中「經營する事業」を「經營する同項に規定する事業」に改める。

第十一條の六中「二万五千元とする。」を「一万五千元とその他をこえる金額（その金額が一萬五千元をこえるときは、一萬五千元）の二分の一に相当する金額との合計額とする。」に改め、同条を第十一條の七とし、第十一條の五を第十一條の六とし、第十一條の四を第十一條の五とし、第十一條の三を第十一條の四とする。

第二章第一節中第十一條の二の次に次の一條を加える。

（世帯員が資産所得を有する場合の所得の計算等）

第十一條の三 生計を一にする左の各号の一に掲げる親族のうち世帯員が資産所得を有する場合においては、命令の定めるところにより、主たる所得者が自己の所得のほか世帯員の資産所得を有するものとみなして第一章及び本章の規定を適用して計算した所得金額及びこれに対する所得税額を基とし、主たる所得者の所得金額に応ずるものとして計算した税額を主たる所得者に係る所得税額とし、各世帯員の資産所得の金額に應ずるものとして計算した税額（当該世帯員が資産所得以外の所得を有する場合に、当該所得に対する税額を加算した税額）を当該世帯員に係る所得税額とし、主たる所得者及び世帯員は、その所得金額及び所得税額について申告及び納付の義務を有するものとする。

一 夫と妻

二 父又は母とその世帯に属する子

三 祖父又は祖母とその世帯に属する孫

一 資産所得 利子所得、配当所得及び不動産所得をい、その金額は、第九條乃至第九條の四の規定により計算した総所得金額のうち利子所得、配当所得及び不動産所得の金額による。

二 主たる所得者 前項各号の一に掲げる親族（同項各号の二以上に該当する場合には、その該当するすべての親族。以下本項において同じ。）のうち、第九條乃至第九條の四の規定により計算した総所得金額中資産所得以外の所得の金額の合計額が最も大きい者をい、当該所得の金額が同じときは、資産所得の金額の合計額が最も大きい者をい、これらの最も大きい者が二人以上あるときは、命令により定める者をいう。

三 世帯員 前項各号の一に掲げる親族のうち主たる所得者以外の者をいう。

四 世帯に属する子又は孫 子又は孫のうち配偶者又は子のいずれをも有せず、かつ、第九條乃至第九條の四の規定により計算した総所得金額中資産所得以外の所得の金額、山林所得の金額及び退職所得の金額の合計額が九万円以下である者をい、子

については、その父又は母の配偶者又は配偶者であつた者と親子の關係がないものをも含み、係については、父又は母と生計を一にするものを除くものとする。

第一項の規定を適用する場合においては、第十一條の四乃至第十一條の七の規定の適用については、世帯員の第十一條の四に規定する資産について生じた損失並びに世帯員が支出し又は支払つた第十一條の五乃至第十一條の七に規定する医療費、社会保険料（給付から控除されるものを含まない。以下本項において同じ。）及び生命保険料の金額は、それぞれ主たる所得者の資産について生じた損失並びに主たる所得者が自己のために支出し又は支払つた医療費、社会保険料及び生命保険料の金額とみなす。ただし、世帯員が資産所得以外の所得を有し、その所得につき所得税を納める義務がある場合においては、その選択により、自己の第十一條の四に規定する資産について生じた損失又はその支出し若しくは支払つた第十一條の五乃至第十一條の七に規定する医療費、社会保険料若しくは生命保険料についてこれらの規定による控除をなすことができるものとし、この場合においては、当該控除については本文の規定を適用しないものとする。

第一項の規定を適用する場合においては、第八條第一項及び第五項並びに第十四條の規定の適用に

つては、世帯員は、資産所得を有しないものとみなし、また、第十一條の四乃至第十一條の七の規定の適用については、前項ただし書の規定に該当する場合を除くほか、世帯員は、同項に規定する資産につき損失を受けず又は同項に規定する金額を支出し若しくは支払わなかつたものとみなす。

第一項の規定は、左の各号の一に該当する場合において、当該各号に掲げる者については、これを適用しない。

一 第一項各号の一に掲げる親族（同項各号の二以上に該当する場合）には、その該当するすべての親族。以下本項において同じ。について、主たる所得者の第九條乃至第九條の四の規定により計算した総所得金額及び世帯員（第二号の規定に該当する世帯員を除く。）の資産所得の金額の合計額（主たる所得者又は世帯員に第十一條の四に規定する資産について生じた損失の金額又は第十一條の五に規定する医療費の金額があるときは、これらの金額（その金額が五万円に満たないときは、五万円とし、医療費については、主たる所得者及び世帯員を通じて十五万円を限度とする。）を控除した金額）が二百万円に満たない場合、当該親族の全部

二 第一項各号の一に掲げる親族のうち世帯員の資産所得の金額が五万円に満たない場合、当該世帯員

第一項の規定を適用する場合における第三章及び第四章の規定による申告は、主たる所得者及び世帯員が連署により一の申告書により行うことを常例とする。

第八條第七項の規定は、第一項の場合について、これを準用する。

第二項乃至第四項及び前二項に

定めるもののほか、第一項の規定の適用を受けた場合における申告の手續、同項各号に掲げる親族の範囲、親族に異動を生じたときの調整措置その他必要な事項は、命令でこれを定める。

第十二條中「八万円」を「九万円」に改める。

「三万円以下の金額 をこえる金額」	百分の十五	「五万円 をこえる金額」	百分の二十
三万円をこえる金額	百分の二十五	五万円をこえる金額	百分の二十五
八万円をこえる金額	百分の三十五	十万円をこえる金額	百分の三十五
十五万円をこえる金額	百分の四十五	二十万円をこえる金額	百分の四十五
三十万円をこえる金額	百分の五十五	三十万円をこえる金額	百分の五十五
五十万円をこえる金額	百分の六十五	五十万円をこえる金額	百分の六十五
八十万円をこえる金額	百分の六十五	八十万円をこえる金額	百分の六十五
一百二十万円をこえる金額	百分の六十五	一百二十万円をこえる金額	百分の六十五
二百二十万円をこえる金額	百分の六十五	二百二十万円をこえる金額	百分の六十五
三百二十万円をこえる金額	百分の六十五	三百二十万円をこえる金額	百分の六十五
五百万円をこえる金額	百分の六十五	五百万円をこえる金額	百分の六十五

以下の金額
をこえる金額
百分の十五
をこえる金額
百分の二十
をこえる金額
百分の二十五
をこえる金額
百分の三十五
をこえる金額
百分の四十五
をこえる金額
百分の五十五
をこえる金額
百分の六十五
をこえる金額
百分の六十五
をこえる金額
百分の六十五

第十五條第一項中「六十五万円」を「百万円」に、「第十一條の三」を「第十一條の四」に改め、同条第二項中「六十五万円」を「百万円」に改め、同条第三項中「第九條の四第一項又は第三項」を「第九條の三又は第九條の四第一項若しくは第三項」に、「第十一條の三」を「第十一條の四」に改め、同条第四項中「第九條の四」を「第九條の三若しくは第九條の四」に、「第十一條の三」を「第十一條の四」に改める。

第十五條の二第二項中「第七條の規定により」を「第七條の規定による」に改める。

第十五條の三から第十五條の五まで中「第二十三條の規定により」を「第二十三條の規定による」に改める。

第十五條の六中「百分の二十五」を「百分の二十（課税総所得金額が千万円をこえる場合には、配当所得の金額のうちそのこえる金額に相当する金額（配当所得の金額がその金額に満たないときは、当該配当所得の金額）については、百分の十）」に改める。

第十七條中「第九條」の下に「第一項」を加える。

第十八條第一項中「第九條第一号及び第二号」を「第九條第一項第一号、第二号、第四号及び第十号」に改め、同条第二項中「第九條」の下に「第一項」を加え、同条に次の三項を加える。

第一項第五項及び第二項の規定は、同条第五項の規定に該当する法人でこの法律の施行地に支店、出張所、事務所又はこれらに準ずるものを有しその他命令の定める要件を備えているものが同条第二項第六号乃至第九号に規定する所得の支払を受ける場合において、当該法人が、命令の定めるところにより、その申請に基づきこれらの要件を備えた法人である旨の政府の証明書の交付を受け、当該証明書をこれらの所得の支払をなす者に提出したときは、当該証明書が効力を有している間に支払われたこれらの所得については、これを適用しない。

前項に規定する法人は、同項に規定する証明書の交付を受けた後、同項に規定する要件に該当しないこととなる場合においては、その該当しないこととなる日まで、命令の定めるところにより、その旨を政府に届け出るとともに、当該証明書を提出した者にその旨を通知しなければならない。

第四項に規定する証明書は、政府がその有効期限を定めた場合においてその有効期限を経過したとき、前項の規定による通知があつた場合又は政府において当該法人が第四項に規定する要件に該当しないこととなつたものと認めて当該証明書の提出を受けている者にその旨を通知した場合においては、その効力を失ふ。

第二十條を次のように改める。

（重要財産の製造等についての免税）

第二十條 重要財産につき命令で定める期間内にその製造若しくは採掘の事業を開始し又はその設備を増設した個人で第二十六條の三（第二十九條第四項において準用する場合を含む。）に規定する青色申告書を提出するものには、命令の定めるところにより、当該事業を開始し又はその設備を増設した年及びそれぞれその翌年から三年間は、当該事業の開始のために施設した設備又はその増設した設備による当該重要財産の製造又は採掘の業務から生じた所得（これらの年において、自己が発明し又は考案した当該重要財産の製造技術に関する特許権若しくは特別の技術による生産方式又はこれらに準ずるものの譲渡又は提供に因り生ずる所得があるときは、その所得を含む。以下本条において同じ。）に対する所得税を免除する。ただし、これらの年においてその免除されるべき所得の金額の合計額が、これらの年の十二月三十一日（当該個人が年の中途において第二十九條第一項又は第二項の規定

に該当することとなつたときは、それぞれその該当することとなつた日）現在において当該重要物産の製造又は採掘の用に供されてゐる減価償却をなすべき資産（その

前項の重要物産とは、国民經濟上重要と認められる新規産業に係る物産で、その製造若しくは採掘の技術が確立されていなかった又は需要の見とおしが困難である等のため、その製造又は採掘の事業の開始に当り採算について著しく不安があるものとして命令で指定するものをいう。

第一項に規定するもののほか、同項の重要財産の製造又は採掘の業務から生じた所得に対する所得税の免除に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第二十一条第三項中「切り捨て、当該金額が十円未満であるときは、これを零とする。」を「切り捨てる。」に改める。

第二十一条の二第一項中「金額に
よる。」を「金額により、その金額が三
千円に満たないときは、予定納税基
準額がないものとする。」に改める。
第二十一条の四第三項を次のよう
に改める。

第十條の二第七項の規定は、前二項の場合について、これを準用する。

第二十六条第一項第二号を次のように改める。

二二以上の給年の支払者から給
与所得の支払を受ける場合（第
三十八条の規定により所得税を
徴収する義務がない者から給与
所得の支払を受ける場合を除
く）であつて、左のイ又はロに
該当する場合

イ 第三十九条第一項又は第二項の規定による給与所得者の扶養控除等申告書の經由先たる給与の支払者以外の給与の支払者から受ける給与所得の金額及びその他の所得の金額の合計額が三万円に満たないと

ロイに該当する場合を除くほか、その年中における給与所得の収入金額が二十万円と社会保険料控除額、生命保険料控除額及び扶養控除額との合計金額以下で、かつ、その他の所得の金額が三万円に満

たないとき

に改め、同条第五項の次に次の一項を加える。

確定申告書を提出すべき者が当該申告書を提出すべき年の一月一日から三月十五日までの間に、第

六十六條に規定する納税管理人の申告をなさないでこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなる場合においては、その住所及び居所を有しないこととなる日までに、当該申告書を政府に提出しなければならない。

第二十六條の二第二項中「並びに前条第四項及び第五項」を、及び前条第四項乃至第六項」に改める。

第二十六條の三第一項及び第二項中、「山林所得又は譲渡所得」を「又は山林所得」に改め、同条第八項の次に次の一項を加える。

青色申告書を提出することについて政府の承認を受けた個人は、青色申告書による申告をやめようとするときは、命令の定めるところにより、政府にその旨を届け出なければならぬ。

第二十九条第一項中「第六項」を「第七項」に改め、同条第二項中、第

四項及び第六項」を「及び第四項」に改め、同条第三項中「第六項」を「第七項」に改める。

第三十条に次の一項を加える。
第二十六条第六項の規定により

第三項第八号に規定する不足額があるときは、この法律の施行地に住所及び居所を有しないこととな

る日までに、当該不足額に相当する所得税を政府に納付しなければならぬ。

第三十三条第三項を削る。

第三十六条第一項ただし書中「その前年」を「当該申告書をその提出期

限内に提出し、かつ、その前年」に改め、同条第二項中「提出の日」の下に「(第九項の規定に該当し、当該還付の請求がなされたときは、当該請

「提出期限」の下に「（第九項の規定に該当し、当該還付の請求がなされたときは、当該請求がなされた日）」を加え、同条に次の一項を加える。

よる場合においては八十円を削り、「十円」を「八円」に改める。

第三十八条の二の次に次の一条を加える。

(源泉徴収税額の納期の特例)

第三十條の三、居住者に對し、この法律の施行地において給与所得又は退職所得の支払をなす者（第三十八條第一項に規定する命令から定める者を除く。）で、その者から給与所得の支払を受ける者が當時十人に満たないものは、命令の定めるところにより政府の承認を受けた場合においては、一月乃至三月、四月乃至六月、七月乃至九月及び十月乃至十二月の各期間において支払つた給与所得又は退職所得（非居住者に對して支払つた給与所得若しくは退職所得又は第四十二條第二項に規定する報酬で弁護士、税理士、公認会計士その他命令で定める者に對して支払つたものがあるときは、これらの所得又は報酬を含む。）につき前二條、第四十條、第四十一條第一項又は第四十二條第二項の規定により徴収した所得税を、これらの規定にかかわらず、当該期間に属する最終月の翌月十日までに政府に納付することが出来る。

政府は、前項に規定する承認を受けるための申請があつた場合において、当該申請をなした者から給与所得の支払を受ける者が常時十人未満でない」と認めたとさ、その者につき現に国税の滞納があり若しくは最近において著しい納付遅延の事実がある等その申請を認める場合には同項に規定する所得税の納付に支障が生ずるおそれがあると認められる相当の事由があるとき又はその申請が第四項の規

政府は、第一項に規定する承認を受けるための申請があつた場合において承認若しくは却下の処分をなしたとき又は前項の規定による承認の取消をなしたときは、その申請をなした者又は承認を受けていた者に、これを通知する。

第三項の規定による承認の取消があつた場合においては、当該取消の日の属する第一項に規定する各期開分の所得税でその取消の日の属する月分以前の月分に係るものについては、その取消の日の属する月の翌月十日をその納期限とする。

第十條の二第七項の規定は、第四項の場合について、これを準用する。

第三十九條第一項中「第十一條の」を「第十一條の八」に、「規定による」を「規定による」に改め、同條第一項中「第九條」の下に「第一項」を加へ、同條第四項中「第十一條の五」を「第十一條の六」に、「第十一條の六」を「第十一條の七」に改める。

第四十条第一項各号列記以外の部
中「第六項の規定による場合を
く外」を削り、同項第二号中「給与

六に、「第十一条の六」を「第十一条の七」に、「一を控除した金額をいう。」を「給与所得者の扶養控除等申告書に記載された扶養親族（従たる給与についての扶養控除申告書に記載された扶養親族を除く。）の数及び順位に依り第十一条の八の規定に準じて計算した扶養控除額に相当する金額並びに基礎控除額に相当する金額の合計額を控除した金額をいう。」に改め、「申告された扶養親族（従たる

給与についての扶養控除申告書に記載された扶養親族を除く。以下第六項において同じ。及びを削り、「第七条の規定により」を「第七条の規定による」、「第二十三条の規定により」を「第二十三条の規定による」に改め、同条第六項を削る。

第四十三條第一項中「第三十七條、第三十八條、第三十八條の二」を「第三十七條乃至第三十八條の三」に改める。

第四十六條の二の見出しを「(更正の期間)に改め、同条第一項中「第三項に規定する申告書」の下に「(これらの申告書の提出期限後に提出されたものについては、その期限から三年以内に提出されたもの」に改る。」

を加え、「又は決定」及び「損失申告書又は第二十九条第三項に規定する損失申告書に相当する申告書の提出と同時にを削り、「第六項の規定による更正」の下に「及び第七章の規定による再調査の請求若しくは審査の請求又は訴訟の提起があつた場合において、その決定又は判決に因る原処分との異動に伴い、その決定又は判決の対象となつた年分以外の年分に

第四十八條第二項中「当該申告書と同時に提出した」を削り、「重加算税額については」の下に、「国税徴収法第四条ノ一各号の一の事由がある場合において同法の規定による督促又は差押を行うときを除くほか」を加へ、「国税徴収法」を「同法」に改め、同条第三項中「第二十六条の第三十項を」第二十六条の第三十條に、「第六十五条第四項を」第三十八條の第三第四項に改める。

第四十九條第一項中「該當する者又は同条第五項」を「該當する者、第六十五條第四項の規定による通知を受けた者又は前条第五項に、「通知に係る事項又は同条第五項による通知若しくは第六十五條第四項の規定による通知に係る事項又は前条第五項に、「同条第一項若しくは第三項に規定する通知又は同条第五項の規定による通知を」とこれらの通知」に改め、同条第二項中「当該申告書と

同時に提出した」を削り、同条第八項の次に次の一項を加える。

審査の決定により第六十五条第二項後段又は第三項の規定による納税地の指定の処分が取り消された場合においても、当該処分取消は、当該取消の対象となつた処分のあつた日以後当該取消がなさ

となつた納税地においてなされた日までの間に当該取消の対象となつた納税義務者の申告、申請、請求、届出及び納付並びに政府の処分（当該取消の対象となつた処分を除く。）の効力に影響を及ぼすものと解してはならない。

第五十三条中「百万円」を「二百万円」に改める。

第五十四条第二項中「所得税額に」としてはの下に、「第四十六条の二

第五十五条第一項中「第三十七條、第三十八條、第三十八條の二又は第三十七條乃至第三十八條の三又は第三十七條乃至第三十八條の三又は第三十七條乃至第三十八條の三」を「第三十七條乃至第三十八條の三」に改め、同条第二項中「第三十七條、第三十八條、第三十八條の二」を「第三十七條乃至第三十八條の三」に改め、「当該納税の告知がなされたときは」、「を」を削り、「行為がある場合においては、当該納税の告知がなされたとき又は政府の調査に因り第四十三條

第一項の規定による徴収があるべきことを予知して当該納付がなされたときは、」に改める。

第五十六条第一項中「第三十三条第三項但書の規定に該当する場合を含む。」を「これらの申告書の期限後に提出された場合において、その提出が遅延したことに對して正当な事由がある」と認められるときを含む。」に改め、同条第四項中「税額に、第三十七條、第三十八條、第三十八條

の二を「税額に、第三十七条乃至第三十八条の三に改める。
第三十八条を次のように改める。
第五十八条 削除
第六十一条第一項第三号中「給与若しくは役務の報酬を」給与、給付若しくは報酬」に改め、同項第四号中「診療報酬」の下に「これらのもの

て個人以外のものに支払われるものを含む。」を加え、同項に次の一号を加へる。

七 第三号に該当するものを除くほか、不動産所得となるべき資産の貸付等に対する対価の支払をなす法人

第六十一条第二項に後段として次のように加へる。

業務に関連して他人のために名義人として配当所得の支払を受け

改める。
第六十二条の二の見出しを「給与の支払明細書」に改め、同条第二項を削る。
第六十九条の三第一項中「第三十七條、第三十八條、第三十八條の二、第三十七條乃至第三十八條の三」に改める。
第七十条ただし書中「第三号」を「第四号」に改め、同条中第十二号を

第十三号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、同条第八号中「第二項」を削り、「交付せず若しくはを交付せず又は」に改め、「又は同条第二項の規定による揭示をなさず若しくは虚偽の揭示をなした者」を削り、同号を同条第九号とし、同条第一号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次のように加える。

一 第十八条第四項に規定する要

件に該当しないのに虚偽の申請をなし同項に規定する証明書を受けたる者又は同条第五項の規定による届出若しくは通知をなさない者

第七十二条中「法人の代表者の下に」(第一条第六項に規定する人格のない社団又は財団の管理人を含む)

る。
む」を加へ、同条に次の一項を加へる。

第一、第六項に規定する人格のない社団又は財団について前項の規定の適用がある場合においては、代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

別表を次のように改める。

別表第一 所得税の簡易税額表(第十五条第一項及び第四項の規定による所得税額表)

(一)

課税総所得金額、 調整所得金額又 は課税退職所得 金額 (イ)		税額(ロ)	(ハ)の(イ) に対する割合	課税総所得金額、 調整所得金額又 は課税退職所得 金額 (イ)		税額(ロ)	(ハ)の(イ) に対する割合	課税総所得金額、 調整所得金額又 は課税退職所得 金額 (イ)		税額(ロ)	(ハ)の(イ) に対する割合
以 上	未 満			以 上	未 満			以 上	未 満		
円 500	円 1,000	円 50	% 10	円 22,500	円 23,000	円 2,250	% 10	円 60,000	円 61,000	円 6,500	% 10
500	1,000	50	10	23,000	23,500	2,300	10	61,000	62,000	6,650	10
1,000	1,500	100	10	23,500	24,000	2,350	10	62,000	63,000	6,800	10
1,500	2,000	150	10	24,000	24,500	2,400	10	63,000	64,000	6,950	11
2,000	2,500	200	10	24,500	25,000	2,450	10	64,000	65,000	7,100	11
2,500	3,000	250	10	25,000	25,500	2,500	10	65,000	66,000	7,250	11
3,000	3,500	300	10	25,500	26,000	2,550	10	66,000	67,000	7,400	11
3,500	4,000	350	10	26,000	26,500	2,600	10	67,000	68,000	7,550	11
4,000	4,500	400	10	26,500	27,000	2,650	10	68,000	69,000	7,700	11
4,500	5,000	450	10	27,000	27,500	2,700	10	69,000	70,000	7,850	11
5,000	5,500	500	10	27,500	28,000	2,750	10	70,000	71,000	8,000	11
5,500	6,000	550	10	28,000	28,500	2,800	10	71,000	72,000	8,150	11
6,000	6,500	600	10	28,500	29,000	2,850	10	72,000	73,000	8,300	11
6,500	7,000	650	10	29,000	29,500	2,900	10	73,000	74,000	8,450	11
7,000	7,500	700	10	29,500	30,000	2,950	10	74,000	75,000	8,600	11
7,500	8,000	750	10	30,000	31,000	3,000	10	75,000	76,000	8,750	11
8,000	8,500	800	10	31,000	32,000	3,100	10	76,000	77,000	8,900	11
8,500	9,000	850	10	32,000	33,000	3,200	10	77,000	78,000	9,050	11
9,000	9,500	900	10	33,000	34,000	3,300	10	78,000	79,000	9,200	11
9,500	10,000	950	10	34,000	35,000	3,400	10	79,000	80,000	9,350	11
10,000	10,500	1,000	10	35,000	36,000	3,500	10	80,000	81,000	9,500	11
10,500	11,000	1,050	10	36,000	37,000	3,600	10	81,000	82,000	9,650	11
11,000	11,500	1,100	10	37,000	38,000	3,700	10	82,000	83,000	9,800	11
11,500	12,000	1,150	10	38,000	39,000	3,800	10	83,000	84,000	9,950	11
12,000	12,500	1,200	10	39,000	40,000	3,900	10	84,000	85,000	10,100	12
12,500	13,000	1,250	10	40,000	41,000	4,000	10	85,000	86,000	10,250	12
13,000	13,500	1,300	10	41,000	42,000	4,100	10	86,000	87,000	10,400	12
13,500	14,000	1,350	10	42,000	43,000	4,200	10	87,000	88,000	10,550	12
14,000	14,500	1,400	10	43,000	44,000	4,300	10	88,000	89,000	10,700	12
14,500	15,000	1,450	10	44,000	45,000	4,400	10	89,000	90,000	10,850	12
15,000	15,500	1,500	10	45,000	46,000	4,500	10	90,000	92,000	11,000	12
15,500	16,000	1,550	10	46,000	47,000	4,600	10	92,000	94,000	11,300	12
16,000	16,500	1,600	10	47,000	48,000	4,700	10	94,000	96,000	11,600	12
16,500	17,000	1,650	10	48,000	49,000	4,800	10	96,000	98,000	11,900	12
17,000	17,500	1,700	10	49,000	50,000	4,900	10	98,000	100,000	12,200	12
17,500	18,000	1,750	10	50,000	51,000	5,000	10	100,000	102,000	12,500	12
18,000	18,500	1,800	10	51,000	52,000	5,150	10	102,000	104,000	12,800	12
18,500	19,000	1,850	10	52,000	53,000	5,300	10	104,000	106,000	13,100	12
19,000	19,500	1,900	10	53,000	54,000	5,450	10	106,000	108,000	13,400	12
19,500	20,000	1,950	10	54,000	55,000	5,600	10	108,000	110,000	13,700	12
20,000	20,500	2,000	10	55,000	56,000	5,750	10	110,000	112,000	14,000	12
20,500	21,000	2,050	10	56,000	57,000	5,900	10	112,000	114,000	14,300	12
21,000	21,500	2,100	10	57,000	58,000	6,050	10	114,000	116,000	14,600	12
21,500	22,000	2,150	10	58,000	59,000	6,200	10	116,000	118,000	14,900	12
22,000	22,500	2,200	10	59,000	60,000	6,350	10	118,000	120,000	15,200	12

(二)

課税総所得金額、 調整所得金額又は 課税退職所得 金額 (イ)		税額 (ロ)	(イ) の (イ) に対する 割合	課税総所得金額、 調整所得金額又は 課税退職所得 金額 (イ)		税額 (ロ)	(イ) の (イ) に対する 割合	課税総所得金額、 調整所得金額又は 課税退職所得 金額 (イ)		税額 (ロ)	(イ) の (イ) に対する 割合
以 上	未 満			以 上	未 満			以 上	未 満		
120,000	122,000	15,500	12	210,000	213,000	29,500	14	345,000	348,000	56,500	16
122,000	124,000	15,800	12	213,000	216,000	30,100	14	348,000	351,000	57,100	16
124,000	126,000	16,100	12	216,000	219,000	30,700	14	351,000	354,000	57,700	16
126,000	128,000	16,400	13	219,000	222,000	31,300	14	354,000	357,000	58,300	16
128,000	130,000	16,700	13	222,000	225,000	31,900	14	357,000	360,000	58,900	16
130,000	132,000	17,000	13	225,000	228,000	32,500	14	360,000	363,000	59,500	16
132,000	134,000	17,300	13	228,000	231,000	33,100	14	363,000	366,000	60,100	16
134,000	136,000	17,600	13	231,000	234,000	33,700	14	366,000	369,000	60,700	16
136,000	138,000	17,900	13	234,000	237,000	34,300	14	369,000	372,000	61,300	16
138,000	140,000	18,200	13	237,000	240,000	34,900	14	372,000	375,000	61,900	16
140,000	142,000	18,500	13	240,000	243,000	35,500	14	375,000	378,000	62,500	16
142,000	144,000	18,800	13	243,000	246,000	36,100	14	378,000	381,000	63,100	16
144,000	146,000	19,100	13	246,000	249,000	36,700	14	381,000	384,000	63,700	16
146,000	148,000	19,400	13	249,000	252,000	37,300	14	384,000	387,000	64,300	16
148,000	150,000	19,700	13	252,000	255,000	37,900	15	387,000	390,000	64,900	16
150,000	152,000	20,000	13	255,000	258,000	38,500	15	390,000	394,000	65,500	16
152,000	154,000	20,300	13	258,000	261,000	39,100	15	394,000	398,000	66,300	16
154,000	156,000	20,600	13	261,000	264,000	39,700	15	398,000	402,000	67,100	16
156,000	158,000	20,900	13	264,000	267,000	40,300	15	402,000	406,000	67,900	16
158,000	160,000	21,200	13	267,000	270,000	40,900	15	406,000	410,000	68,700	16
160,000	162,000	21,500	13	270,000	273,000	41,500	15	410,000	414,000	69,500	16
162,000	164,000	21,800	13	273,000	276,000	42,100	15	414,000	418,000	70,300	16
164,000	166,000	22,100	13	276,000	279,000	42,700	15	418,000	422,000	71,100	17
166,000	168,000	22,400	13	279,000	282,000	43,300	15	422,000	426,000	71,900	17
168,000	170,000	22,700	13	282,000	285,000	43,900	15	426,000	430,000	72,700	17
170,000	172,000	23,000	13	285,000	288,000	44,500	15	430,000	434,000	73,500	17
172,000	174,000	23,300	13	288,000	291,000	45,100	15	434,000	438,000	74,300	17
174,000	176,000	23,600	13	291,000	294,000	45,700	15	438,000	442,000	75,100	17
176,000	178,000	23,900	13	294,000	297,000	46,300	15	442,000	446,000	75,900	17
178,000	180,000	24,200	13	297,000	300,000	46,900	15	446,000	450,000	76,700	17
180,000	182,000	24,500	13	300,000	303,000	47,500	15	450,000	454,000	77,500	17
182,000	184,000	24,800	13	303,000	306,000	48,100	15	454,000	458,000	78,300	17
184,000	186,000	25,100	13	306,000	309,000	48,700	15	458,000	462,000	79,100	17
186,000	188,000	25,400	13	309,000	312,000	49,300	15	462,000	466,000	79,900	17
188,000	190,000	25,700	13	312,000	315,000	49,900	15	466,000	470,000	80,700	17
190,000	192,000	26,000	13	315,000	318,000	50,500	16	470,000	474,000	81,500	17
192,000	194,000	26,300	13	318,000	321,000	51,100	16	474,000	478,000	82,300	17
194,000	196,000	26,600	13	321,000	324,000	51,700	16	478,000	482,000	83,100	17
196,000	198,000	26,900	13	324,000	327,000	52,300	16	482,000	486,000	83,900	17
198,000	200,000	27,200	13	327,000	330,000	52,900	16	486,000	490,000	84,700	17
200,000	202,000	27,500	13	330,000	333,000	53,500	16	490,000	494,000	85,500	17
202,000	204,000	27,900	13	333,000	336,000	54,100	16	494,000	498,000	86,300	17
204,000	206,000	28,300	13	336,000	339,000	54,700	16	498,000	502,000	87,100	17
206,000	208,000	28,700	13	339,000	342,000	55,300	16	502,000	506,000	88,000	17
208,000	210,000	29,100	13	342,000	345,000	55,900	16	506,000	510,000	89,000	17

(三)

課税総所得金額、 調整所得金額又は 課税退職所得 金額 (イ)		税額 (ロ)	(ハ)の(イ) に対する割合	課税総所得金額、 調整所得金額又は 課税退職所得 金額 (イ)		税額 (ロ)	(ハ)の(イ) に対する割合	課税総所得金額、 調整所得金額又は 課税退職所得 金額 (イ)		税額 (ロ)	(ハ)の(イ) に対する割合
以 上	未 満			以 上	未 満			以 上	未 満		
510,000	514,000	90,000	17	655,000	660,000	126,250	19	830,000	835,000	170,000	20
514,000	518,000	91,000	17	660,000	665,000	127,500	19	835,000	840,000	171,250	20
518,000	522,000	92,000	17	665,000	670,000	128,750	19	840,000	845,000	172,500	20
522,000	526,000	93,000	17	670,000	675,000	130,000	19	845,000	850,000	173,750	20
526,000	530,000	94,000	17	675,000	680,000	131,250	19	850,000	855,000	175,000	20
530,000	534,000	95,000	17	680,000	685,000	132,500	19	855,000	860,000	176,250	20
534,000	538,000	96,000	17	685,000	690,000	133,750	19	860,000	865,000	177,500	20
538,000	542,000	97,000	18	690,000	695,000	135,000	19	865,000	870,000	178,750	20
542,000	546,000	98,000	18	695,000	700,000	136,250	19	870,000	875,000	180,000	20
546,000	550,000	99,000	18	700,000	705,000	137,500	19	875,000	880,000	181,250	20
550,000	554,000	100,000	18	705,000	710,000	138,750	19	880,000	885,000	182,500	20
554,000	558,000	101,000	18	710,000	715,000	140,000	19	885,000	890,000	183,750	20
558,000	562,000	102,000	18	715,000	720,000	141,250	19	890,000	895,000	185,000	20
562,000	566,000	103,000	18	720,000	725,000	142,500	19	895,000	900,000	186,250	20
566,000	570,000	104,000	18	725,000	730,000	143,750	19	900,000	905,000	187,500	20
570,000	574,000	105,000	18	730,000	735,000	145,000	19	905,000	910,000	188,750	20
574,000	578,000	106,000	18	735,000	740,000	146,250	19	910,000	915,000	190,000	20
578,000	582,000	107,000	18	740,000	745,000	147,500	19	915,000	920,000	191,250	20
582,000	586,000	108,000	18	745,000	750,000	148,750	19	920,000	925,000	192,500	20
586,000	590,000	109,000	18	750,000	755,000	150,000	20	925,000	930,000	193,750	20
590,000	594,000	110,000	18	755,000	760,000	151,250	20	930,000	935,000	195,000	20
594,000	598,000	111,000	18	760,000	765,000	152,500	20	935,000	940,000	196,250	20
598,000	602,000	112,000	18	765,000	770,000	153,750	20	940,000	945,000	197,500	21
602,000	606,000	113,000	18	770,000	775,000	155,000	20	945,000	950,000	198,750	21
606,000	610,000	114,000	18	775,000	780,000	156,250	20	950,000	955,000	200,000	21
610,000	614,000	115,000	18	780,000	785,000	157,500	20	955,000	960,000	201,250	21
614,000	618,000	116,000	18	785,000	790,000	158,750	20	960,000	965,000	202,500	21
618,000	622,000	117,000	18	790,000	795,000	160,000	20	965,000	970,000	203,750	21
622,000	626,000	118,000	18	795,000	800,000	161,250	20	970,000	975,000	205,000	21
626,000	630,000	119,000	19	800,000	805,000	162,500	20	975,000	980,000	206,250	21
630,000	635,000	120,000	19	805,000	810,000	163,750	20	980,000	985,000	207,500	21
635,000	640,000	121,250	19	810,000	815,000	165,000	20	985,000	990,000	208,750	21
640,000	645,000	122,500	19	815,000	820,000	166,250	20	990,000	995,000	210,000	21
645,000	650,000	123,750	19	820,000	825,000	167,500	20	995,000	1,000,000	211,250	21
650,000	655,000	125,000	19	825,000	830,000	168,750	20	1,000,000円		212,500	21

(備考) 課税総所得金額とは、総所得金額について、雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、扶養控除及び基礎控除をした後の金額をいい、調整所得金額とは、第十四条第一号に規定する調整所得金額をいい、課税退職所得金額とは、退職所得の収入金額から200,000円(勤続年数が10年をこえる場合には、そのこえる年数を20,000円に乗じて得た金額を加算した金額(当該金額が500,000円をこえることとなるときは、500,000円とする。))を控除した金額の50%に相当する金額について、雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、扶養控除及び基礎控除をした後の金額をいう。

別表第二 山林所得に対する所得税の簡易税額表(第十五条第二項の規定による所得税額表)

(一)

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
500円	1,000円未満	0	22,500円	23,000円	2,250	60,000円	61,000円	6,000
500	1,000	50	23,000	23,500	2,300	61,000	62,000	6,100
1,000	1,500	100	23,500	24,000	2,350	62,000	63,000	6,200
1,500	2,000	150	24,000	24,500	2,400	63,000	64,000	6,300
2,000	2,500	200	24,500	25,000	2,450	64,000	65,000	6,400
2,500	3,000	250	25,000	25,500	2,500	65,000	66,000	6,500
3,000	3,500	300	25,500	26,000	2,550	66,000	67,000	6,600
3,500	4,000	350	26,000	26,500	2,600	67,000	68,000	6,700
4,000	4,500	400	26,500	27,000	2,650	68,000	69,000	6,800
4,500	5,000	450	27,000	27,500	2,700	69,000	70,000	6,900
5,000	5,500	500	27,500	28,000	2,750	70,000	71,000	7,000
5,500	6,000	550	28,000	28,500	2,800	71,000	72,000	7,100
6,000	6,500	600	28,500	29,000	2,850	72,000	73,000	7,200
6,500	7,000	650	29,000	29,500	2,900	73,000	74,000	7,300
7,000	7,500	700	29,500	30,000	2,950	74,000	75,000	7,400
7,500	8,000	750	30,000	31,000	3,000	75,000	76,000	7,500
8,000	8,500	800	31,000	32,000	3,100	76,000	77,000	7,600
8,500	9,000	850	32,000	33,000	3,200	77,000	78,000	7,700
9,000	9,500	900	33,000	34,000	3,300	78,000	79,000	7,800
9,500	10,000	950	34,000	35,000	3,400	79,000	80,000	7,900
10,000	10,500	1,000	35,000	36,000	3,500	80,000	81,000	8,000
10,500	11,000	1,050	36,000	37,000	3,600	81,000	82,000	8,100
11,000	11,500	1,100	37,000	38,000	3,700	82,000	83,000	8,200
11,500	12,000	1,150	38,000	39,000	3,800	83,000	84,000	8,300
12,000	12,500	1,200	39,000	40,000	3,900	84,000	85,000	8,400
12,500	13,000	1,250	40,000	41,000	4,000	85,000	86,000	8,500
13,000	13,500	1,300	41,000	42,000	4,100	86,000	87,000	8,600
13,500	14,000	1,350	42,000	43,000	4,200	87,000	88,000	8,700
14,000	14,500	1,400	43,000	44,000	4,300	88,000	89,000	8,800
14,500	15,000	1,450	44,000	45,000	4,400	89,000	90,000	8,900
15,000	15,500	1,500	45,000	46,000	4,500	90,000	92,000	9,000
15,500	16,000	1,550	46,000	47,000	4,600	92,000	94,000	9,200
16,000	16,500	1,600	47,000	48,000	4,700	94,000	96,000	9,400
16,500	17,000	1,650	48,000	49,000	4,800	96,000	98,000	9,600
17,000	17,500	1,700	49,000	50,000	4,900	98,000	100,000	9,800
17,500	18,000	1,750	50,000	51,000	5,000	100,000	102,000	10,000
18,000	18,500	1,800	51,000	52,000	5,100	102,000	104,000	10,200
18,500	19,000	1,850	52,000	53,000	5,200	104,000	106,000	10,400
19,000	19,500	1,900	53,000	54,000	5,300	106,000	108,000	10,600
19,500	20,000	1,950	54,000	55,000	5,400	108,000	110,000	10,800
20,000	20,500	2,000	55,000	56,000	5,500	110,000	112,000	11,000
20,500	21,000	2,050	56,000	57,000	5,600	112,000	114,000	11,200
21,000	21,500	2,100	57,000	58,000	5,700	114,000	116,000	11,400
21,500	22,000	2,150	58,000	59,000	5,800	116,000	118,000	11,600
22,000	22,500	2,200	59,000	60,000	5,900	118,000	120,000	11,800

(二)

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
120,000	122,000	12,000	210,000	213,000	21,000	345,000	348,000	39,250
122,000	124,000	12,200	213,000	216,000	21,300	348,000	351,000	39,700
124,000	126,000	12,400	216,000	219,000	21,600	351,000	354,000	40,150
126,000	128,000	12,600	219,000	222,000	21,900	354,000	357,000	40,600
128,000	130,000	12,800	222,000	225,000	22,200	357,000	360,000	41,050
130,000	132,000	13,000	225,000	228,000	22,500	360,000	363,000	41,500
132,000	134,000	13,200	228,000	231,000	22,800	363,000	366,000	41,950
134,000	136,000	13,400	231,000	234,000	23,100	366,000	369,000	42,400
136,000	138,000	13,600	234,000	237,000	23,400	369,000	372,000	42,850
138,000	140,000	13,800	237,000	240,000	23,700	372,000	375,000	43,300
140,000	142,000	14,000	240,000	243,000	24,000	375,000	378,000	43,750
142,000	144,000	14,200	243,000	246,000	24,300	378,000	381,000	44,200
144,000	146,000	14,400	246,000	249,000	24,600	381,000	384,000	44,650
146,000	148,000	14,600	249,000	252,000	24,900	384,000	387,000	45,100
148,000	150,000	14,800	252,000	255,000	25,300	387,000	390,000	45,550
150,000	152,000	15,000	255,000	258,000	25,750	390,000	394,000	46,000
152,000	154,000	15,200	258,000	261,000	26,200	394,000	398,000	46,600
154,000	156,000	15,400	261,000	264,000	26,650	398,000	402,000	47,200
156,000	158,000	15,600	264,000	267,000	27,100	402,000	406,000	47,800
158,000	160,000	15,800	267,000	270,000	27,550	406,000	410,000	48,400
160,000	162,000	16,000	270,000	273,000	28,000	410,000	414,000	49,000
162,000	164,000	16,200	273,000	276,000	28,450	414,000	418,000	49,600
164,000	166,000	16,400	276,000	279,000	28,900	418,000	422,000	50,200
166,000	168,000	16,600	279,000	282,000	29,350	422,000	426,000	50,800
168,000	170,000	16,800	282,000	285,000	29,800	426,000	430,000	51,400
170,000	172,000	17,000	285,000	288,000	30,250	430,000	434,000	52,000
172,000	174,000	17,200	288,000	291,000	30,700	434,000	438,000	52,600
174,000	176,000	17,400	291,000	294,000	31,150	438,000	442,000	53,200
176,000	178,000	17,600	294,000	297,000	31,600	442,000	446,000	53,800
178,000	180,000	17,800	297,000	300,000	32,050	446,000	450,000	54,400
180,000	182,000	18,000	300,000	303,000	32,500	450,000	454,000	55,000
182,000	184,000	18,200	303,000	306,000	32,950	454,000	458,000	55,600
184,000	186,000	18,400	306,000	309,000	33,400	458,000	462,000	56,200
186,000	188,000	18,600	309,000	312,000	33,850	462,000	466,000	56,800
188,000	190,000	18,800	312,000	315,000	34,300	466,000	470,000	57,400
190,000	192,000	19,000	315,000	318,000	34,750	470,000	474,000	58,000
192,000	194,000	19,200	318,000	321,000	35,200	474,000	478,000	58,600
194,000	196,000	19,400	321,000	324,000	35,650	478,000	482,000	59,200
196,000	198,000	19,600	324,000	327,000	36,100	482,000	486,000	59,800
198,000	200,000	19,800	327,000	330,000	36,550	486,000	490,000	60,400
200,000	202,000	20,000	330,000	333,000	37,000	490,000	494,000	61,000
202,000	204,000	20,200	333,000	336,000	37,450	494,000	498,000	61,600
204,000	206,000	20,400	336,000	339,000	37,900	498,000	502,000	62,200
206,000	208,000	20,600	339,000	342,000	38,350	502,000	506,000	62,800
208,000	210,000	20,800	342,000	345,000	38,800	506,000	510,000	63,400

(三)

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
510,000	514,000	64,000	655,000	660,000	85,750	830,000	835,000	112,000
514,000	518,000	64,600	660,000	665,000	86,500	835,000	840,000	112,750
518,000	522,000	65,200	665,000	670,000	87,250	840,000	845,000	113,500
522,000	526,000	65,800	670,000	675,000	88,000	845,000	850,000	114,250
526,000	530,000	66,400	675,000	680,000	88,750	850,000	855,000	115,000
530,000	534,000	67,000	680,000	685,000	89,500	855,000	860,000	115,750
534,000	538,000	67,600	685,000	690,000	90,250	860,000	865,000	116,500
538,000	542,000	68,200	690,000	695,000	91,000	865,000	870,000	117,250
542,000	546,000	68,800	695,000	700,000	91,750	870,000	875,000	118,000
546,000	550,000	69,400	700,000	705,000	92,500	875,000	880,000	118,750
550,000	554,000	70,000	705,000	710,000	93,250	880,000	885,000	119,500
554,000	558,000	70,600	710,000	715,000	94,000	885,000	890,000	120,250
558,000	562,000	71,200	715,000	720,000	94,750	890,000	895,000	121,000
562,000	566,000	71,800	720,000	725,000	95,500	895,000	900,000	121,750
566,000	570,000	72,400	725,000	730,000	96,250	900,000	905,000	122,500
570,000	574,000	73,000	730,000	735,000	97,000	905,000	910,000	123,250
574,000	578,000	73,600	735,000	740,000	97,750	910,000	915,000	124,000
578,000	582,000	74,200	740,000	745,000	98,500	915,000	920,000	124,750
582,000	586,000	74,800	745,000	750,000	99,250	920,000	925,000	125,500
586,000	590,000	75,400	750,000	755,000	100,000	925,000	930,000	126,250
590,000	594,000	76,000	755,000	760,000	100,750	930,000	935,000	127,000
594,000	598,000	76,600	760,000	765,000	101,500	935,000	940,000	127,750
598,000	602,000	77,200	765,000	770,000	102,250	940,000	945,000	128,500
602,000	606,000	77,800	770,000	775,000	103,000	945,000	950,000	129,250
606,000	610,000	78,400	775,000	780,000	103,750	950,000	955,000	130,000
610,000	614,000	79,000	780,000	785,000	104,500	955,000	960,000	130,750
614,000	618,000	79,600	785,000	790,000	105,250	960,000	965,000	131,500
618,000	622,000	80,200	790,000	795,000	106,000	965,000	970,000	132,250
622,000	626,000	80,800	795,000	800,000	106,750	970,000	975,000	133,000
626,000	630,000	81,400	800,000	805,000	107,500	975,000	980,000	133,750
630,000	635,000	82,000	805,000	810,000	108,250	980,000	985,000	134,500
635,000	640,000	82,750	810,000	815,000	109,000	985,000	990,000	135,250
640,000	645,000	83,500	815,000	820,000	109,750	990,000	995,000	136,000
645,000	650,000	84,250	820,000	825,000	110,500	995,000	1,000,000	136,750
650,000	655,000	85,000	825,000	830,000	111,250	1,000,000円		137,500

(備考) 課税山林所得金額とは、山林所得の金額について、雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、扶養控除及び基礎控除をした後の金額をいう。

別表第三 給与所得の所得税源泉徴収額表(第三十八条 第一項 第一号 及び 第五号並びに同条第四項の規定による所得税源泉徴収額表)

イ 月 額 表 (一)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条 第一項 第一号 の 規 定 に よ る 税 額											乙 第三 十八 条第 一 項第 五 号の 規定 による 税 額
		扶 養 親 族 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以 上	未 満	税 額											その月の社会 保険料控除後 の給与の金額 の8%に相当 する金額
円 9,500	円 未 満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	
9,500	9,700	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	937
9,700	9,900	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	969
9,900	10,100	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,001
10,100	10,300	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,033
10,300	10,500	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,065
10,500	10,700	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,097
10,700	10,900	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,129
10,900	11,100	130	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,161
11,100	11,300	150	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,193
11,300	11,500	160	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,225
11,500	11,700	180	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,257
11,700	11,900	190	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,289
11,900	12,100	210	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,321
12,100	12,300	230	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,353
12,300	12,500	240	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,385
12,500	12,700	260	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,417
12,700	12,900	270	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,449
12,900	13,100	290	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,481
13,100	13,300	310	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,513
13,300	13,500	320	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,545
13,500	13,700	340	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,577
13,700	13,900	350	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,609
13,900	14,100	370	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,641
14,100	14,300	390	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,673
14,300	14,500	400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,705
14,500	14,700	420	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,737
14,700	14,900	440	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,764
14,900	15,100	470	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,788
15,100	15,300	490	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,812
15,300	15,500	520	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,852
15,500	15,900	550	90	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,892
15,900	16,300	600	120	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,972
16,300	16,700	650	150	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,052
16,700	17,100	700	190	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,132
17,100	17,500	740	220	10	0	0	0	0	0	0	0	0	2,212
17,500	17,900	790	250	40	0	0	0	0	0	0	0	0	2,292
17,900	18,300	840	280	70	0	0	0	0	0	0	0	0	2,372
18,300	18,700	890	310	100	0	0	0	0	0	0	0	0	2,452
18,700	19,100	940	350	140	0	0	0	0	0	0	0	0	2,532
19,100	19,500	980	380	170	0	0	0	0	0	0	0	0	2,612
19,500	19,900	1,030	410	200	0	0	0	0	0	0	0	0	2,805
19,900	20,300	1,080	450	230	20	0	0	0	0	0	0	0	2,901
20,300	20,700	1,130	500	260	60	0	0	0	0	0	0	0	2,997
20,700	21,100	1,180	550	300	90	0	0	0	0	0	0	0	3,093
21,100	21,500	1,220	600	330	120	0	0	0	0	0	0	0	3,189

イ 月 額 表 (二)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額
		扶 養 親 族 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以 上	未 満	税 額										税 額	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
21,500	21,900	1,270	650	360	150	30	0	0	0	0	0	0	3,285
21,900	22,300	1,320	690	390	180	60	0	0	0	0	0	0	3,381
22,300	22,700	1,370	740	430	220	90	0	0	0	0	0	0	3,477
22,700	23,100	1,420	790	480	250	120	0	0	0	0	0	0	3,573
23,100	23,500	1,460	840	530	280	160	30	0	0	0	0	0	3,669
23,500	23,900	1,510	890	570	310	190	60	0	0	0	0	0	3,765
23,900	24,300	1,560	930	620	340	220	90	0	0	0	0	0	3,861
24,300	24,700	1,610	980	670	380	250	130	0	0	0	0	0	3,957
24,700	25,100	1,660	1,030	720	410	280	160	30	0	0	0	0	4,053
25,100	25,500	1,700	1,080	770	450	320	190	70	0	0	0	0	4,149
25,500	25,900	1,750	1,130	810	500	350	220	100	0	0	0	0	4,245
25,900	26,300	1,800	1,170	860	550	380	250	130	0	0	0	0	4,341
26,300	26,700	1,850	1,220	910	600	410	290	160	40	0	0	0	4,437
26,700	27,100	1,900	1,270	960	640	460	320	190	70	0	0	0	4,533
27,100	27,500	1,940	1,320	1,010	690	510	350	230	100	0	0	0	4,629
27,500	28,100	2,000	1,380	1,070	750	570	390	270	140	20	0	0	4,725
28,100	28,700	2,080	1,450	1,140	820	640	450	310	190	60	0	0	4,869
28,700	29,300	2,150	1,520	1,210	900	710	520	360	240	110	0	0	5,013
29,300	29,900	2,220	1,590	1,280	970	780	590	410	280	180	30	0	5,168
29,900	30,500	2,290	1,670	1,350	1,040	850	670	480	330	210	80	0	5,366
30,500	31,100	2,390	1,740	1,430	1,110	930	740	550	380	260	130	10	5,552
31,100	31,700	2,480	1,810	1,500	1,180	1,000	810	620	430	300	180	50	5,726
31,700	32,300	2,580	1,880	1,570	1,260	1,070	880	690	510	350	230	100	5,900
32,300	32,900	2,680	1,950	1,640	1,330	1,140	950	770	580	400	270	150	6,074
32,900	33,500	2,770	2,030	1,710	1,400	1,210	1,030	840	650	460	320	200	6,248
33,500	34,100	2,880	2,110	1,790	1,480	1,290	1,100	920	730	540	380	250	6,428
34,100	34,700	2,980	2,190	1,870	1,560	1,370	1,190	1,000	810	620	440	300	6,620
34,700	35,300	3,090	2,270	1,950	1,640	1,450	1,270	1,080	890	700	520	360	6,812
35,300	35,900	3,200	2,370	2,040	1,720	1,540	1,350	1,160	970	790	600	410	7,004
35,900	36,500	3,310	2,480	2,120	1,800	1,620	1,430	1,240	1,050	870	680	490	7,196
36,500	37,100	3,420	2,580	2,200	1,880	1,700	1,510	1,320	1,130	960	760	570	7,388
37,100	37,700	3,520	2,690	2,280	1,970	1,780	1,590	1,400	1,220	1,030	840	650	7,580
37,700	38,300	3,630	2,800	2,380	2,050	1,860	1,670	1,480	1,300	1,110	920	730	7,772
38,300	38,900	3,740	2,910	2,490	2,130	1,940	1,750	1,570	1,380	1,190	1,000	820	7,964
38,900	39,500	3,850	3,020	2,600	2,210	2,020	1,830	1,650	1,460	1,270	1,080	900	8,156
39,500	40,100	3,960	3,120	2,710	2,290	2,100	1,910	1,730	1,540	1,350	1,160	980	8,348
40,100	40,700	4,060	3,230	2,810	2,400	2,180	2,000	1,810	1,620	1,430	1,250	1,060	8,540
40,700	41,300	4,170	3,340	2,920	2,510	2,260	2,080	1,890	1,700	1,510	1,330	1,140	8,732
41,300	41,900	4,280	3,450	3,030	2,610	2,360	2,160	1,970	1,780	1,600	1,410	1,220	8,924
41,900	42,500	4,390	3,560	3,140	2,720	2,470	2,240	2,050	1,860	1,680	1,490	1,300	9,116
42,500	43,100	4,500	3,660	3,250	2,830	2,580	2,330	2,130	1,940	1,760	1,570	1,380	9,308
43,100	43,700	4,600	3,770	3,350	2,940	2,690	2,440	2,210	2,030	1,840	1,650	1,460	9,500
43,700	44,300	4,710	3,880	3,460	3,050	2,800	2,550	2,300	2,110	1,920	1,730	1,540	9,692
44,300	44,900	4,820	3,990	3,570	3,150	2,900	2,650	2,400	2,190	2,000	1,810	1,630	9,884
44,900	45,500	4,930	4,100	3,680	3,260	3,010	2,760	2,510	2,270	2,080	1,890	1,710	10,076
45,500	46,500	5,070	4,240	3,820	3,410	3,160	2,910	2,660	2,410	2,190	2,000	1,810	10,268
46,500	47,500	5,250	4,420	4,000	3,590	3,340	3,090	2,840	2,590	2,340	2,140	1,950	10,588
47,500	48,500	5,430	4,600	4,180	3,770	3,520	3,270	3,020	2,770	2,520	2,270	2,080	10,908
48,500	49,500	5,610	4,780	4,360	3,950	3,700	3,450	3,200	2,950	2,700	2,450	2,220	11,228
49,500	50,500	5,790	4,960	4,540	4,130	3,880	3,630	3,380	3,130	2,880	2,630	2,380	11,548

イ 月 額 表 (三)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額
		扶 養 親 族 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以 上	未 満	税 額											額
50,500	51,500	5,970	5,140	4,720	4,310	4,060	3,810	3,560	3,310	3,060	2,810	2,560	11,877
51,500	52,500	6,150	5,320	4,900	4,490	4,240	3,990	3,740	3,490	3,240	2,990	2,740	12,297
52,500	53,500	6,330	5,500	5,080	4,670	4,420	4,170	3,920	3,670	3,420	3,170	2,920	12,717
53,500	54,500	6,510	5,680	5,260	4,850	4,600	4,350	4,100	3,850	3,600	3,350	3,100	13,137
54,500	55,500	6,690	5,860	5,440	5,030	4,780	4,530	4,280	4,030	3,780	3,530	3,280	13,557
55,500	56,500	6,870	6,040	5,620	5,210	4,960	4,710	4,460	4,210	3,960	3,710	3,460	13,977
56,500	57,500	7,050	6,220	5,800	5,390	5,140	4,890	4,640	4,390	4,140	3,890	3,640	14,397
57,500	58,500	7,230	6,400	5,980	5,570	5,320	5,070	4,820	4,570	4,320	4,070	3,820	14,817
58,500	59,500	7,440	6,580	6,160	5,750	5,500	5,250	5,000	4,750	4,500	4,250	4,000	15,230
59,500	60,500	7,670	6,760	6,340	5,930	5,680	5,430	5,180	4,930	4,680	4,430	4,180	15,605
60,500	61,500	7,890	6,940	6,520	6,110	5,860	5,610	5,360	5,110	4,860	4,610	4,360	15,980
61,500	62,500	8,120	7,120	6,700	6,290	6,040	5,790	5,540	5,290	5,040	4,790	4,540	16,355
62,500	63,500	8,340	7,300	6,880	6,470	6,220	5,970	5,720	5,470	5,220	4,970	4,720	16,780
63,500	64,500	8,570	7,530	7,060	6,650	6,400	6,150	5,900	5,650	5,400	5,150	4,900	17,105
64,500	65,500	8,790	7,750	7,240	6,830	6,580	6,330	6,080	5,830	5,580	5,330	5,080	17,480
65,500	66,500	9,020	7,980	7,450	7,010	6,760	6,510	6,260	6,010	5,760	5,510	5,260	17,855
66,500	67,500	9,250	8,210	7,690	7,190	6,940	6,690	6,440	6,190	5,940	5,690	5,440	18,230
67,500	68,500	9,500	8,460	7,940	7,420	7,140	6,890	6,640	6,390	6,140	5,890	5,640	18,584
68,500	69,500	9,750	8,710	8,190	7,670	7,350	7,090	6,840	6,590	6,340	6,090	5,840	18,934
69,500	70,500	10,000	8,960	8,440	7,920	7,600	7,290	7,040	6,790	6,540	6,290	6,040	19,284
70,500	71,500	10,250	9,210	8,690	8,170	7,850	7,540	7,240	6,990	6,740	6,490	6,240	19,634
71,500	72,500	10,500	9,460	8,940	8,420	8,100	7,790	7,480	7,190	6,940	6,690	6,440	20,009
72,500	73,500	10,750	9,710	9,190	8,670	8,350	8,040	7,730	7,420	7,140	6,890	6,640	20,459
73,500	74,500	11,000	9,960	9,440	8,920	8,600	8,290	7,980	7,670	7,350	7,090	6,840	20,909
74,500	75,500	11,250	10,210	9,690	9,170	8,850	8,540	8,230	7,920	7,600	7,290	7,040	21,359
75,500	76,500	11,500	10,460	9,940	9,420	9,100	8,790	8,480	8,170	7,850	7,540	7,240	21,809
76,500	77,500	11,810	10,770	10,250	9,730	9,420	9,100	8,790	8,480	8,170	7,850	7,540	22,259
77,500	78,500	12,190	11,150	10,620	10,100	9,790	9,480	9,170	8,850	8,540	8,230	7,920	22,934
78,500	79,500	12,560	11,520	11,000	10,480	10,170	9,850	9,540	9,230	8,920	8,600	8,290	23,609
79,500	80,500	12,940	11,900	11,370	10,850	10,540	10,230	9,920	9,600	9,290	8,980	8,670	24,284
80,500	81,500	13,310	12,270	11,750	11,230	10,920	10,600	10,290	9,980	9,670	9,350	9,040	24,959
81,500	82,500	13,690	12,650	12,120	11,600	11,290	10,980	10,670	10,350	10,040	9,730	9,420	25,634
82,500	83,500	14,060	13,020	12,500	11,980	11,670	11,350	11,040	10,730	10,420	10,100	9,790	26,309
83,500	84,500	14,440	13,400	12,870	12,350	12,040	11,730	11,420	11,100	10,790	10,480	10,170	26,984
84,500	85,500	14,810	13,770	13,250	12,730	12,420	12,100	11,790	11,480	11,170	10,850	10,540	27,659
85,500	86,500	15,190	14,150	13,620	13,100	12,790	12,480	12,170	11,850	11,540	11,230	10,920	28,334
86,500	87,500	15,560	14,520	14,000	13,480	13,170	12,850	12,540	12,230	11,920	11,600	11,290	29,009
87,500	88,500	15,940	14,900	14,370	13,850	13,540	13,230	12,920	12,600	12,290	11,980	11,670	29,684
88,500	89,500	16,310	15,270	14,750	14,230	13,920	13,600	13,290	12,980	12,670	12,350	12,040	30,359
89,500	90,500	16,690	15,650	15,120	14,600	14,290	13,980	13,670	13,350	13,040	12,730	12,420	31,034
90,500	91,500	17,060	16,020	15,500	14,980	14,670	14,350	14,040	13,730	13,420	13,100	12,790	31,709
91,500	92,500	17,440	16,400	15,870	15,350	15,040	14,730	14,420	14,100	13,790	13,480	13,170	32,384
92,500	93,500	17,830	16,770	16,250	15,730	15,420	15,100	14,790	14,480	14,170	13,850	13,540	33,059
93,500	94,500	18,280	17,150	16,620	16,100	15,790	15,480	15,170	14,850	14,540	14,230	13,920	33,675
94,500	95,500	18,730	17,520	17,000	16,480	16,170	15,850	15,540	15,230	14,920	14,600	14,290	34,275
95,500	96,500	19,180	17,930	17,370	16,850	16,540	16,230	15,920	15,600	15,290	14,980	14,670	34,875
96,500	97,500	19,630	18,380	17,760	17,230	16,920	16,600	16,290	15,980	15,670	15,350	15,040	35,475
97,500	98,500	20,080	18,830	18,210	17,600	17,290	16,980	16,670	16,350	16,040	15,730	15,420	36,075
98,500	99,500	20,530	19,280	18,660	18,030	17,670	17,350	17,040	16,730	16,420	16,100	15,790	36,675
99,500	100,500	20,980	19,730	19,110	18,480	18,110	17,730	17,420	17,100	16,790	16,480	16,170	37,275
100,500	101,500	21,430	20,180	19,560	18,930	18,560	18,180	17,870	17,560	17,250	16,940	16,630	37,875
101,500	102,500	21,880	20,630	20,010	19,380	19,010	18,630	18,320	18,010	17,700	17,390	17,080	38,475
102,500	103,500	22,330	21,080	20,460	19,830	19,460	19,080	18,770	18,460	18,150	17,840	17,530	39,075
103,500	104,500	22,780	21,530	20,910	20,280	19,910	19,530	19,220	18,910	18,600	18,290	17,980	39,675
104,500	105,500	23,230	21,980	21,360	20,730	20,360	19,980	19,670	19,360	19,050	18,740	18,430	40,275
105,500	106,500	23,680	22,430	21,810	21,180	20,810	20,430	20,120	19,810	19,500	19,190	18,880	40,875
106,500	107,500	24,130	22,880	22,260	21,630	21,260	20,880	20,570	20,260	19,950	19,640	19,330	41,475
107,500	108,500	24,580	23,330	22,710	22,080	21,710	21,330	21,020	20,710	20,400	20,090	19,780	42,075
108,500	109,500	25,030	23,780	23,160	22,530	22,160	21,780	21,470	21,160	20,850	20,540	20,230	42,675
109,500	110,500	25,480	24,230	23,610	22,980	22,610	22,230	21,920	21,610	21,300	20,990	20,680	43,275
110,500	111,500	25,930	24,680	24,060	23,430	23,060	22,680	22,370	22,060	21,750	21,440	21,130	43,875
111,500	112,500	26,380	25,130	24,510	23,880	23,510	23,130	22,820	22,510	22,200	21,890	21,580	44,475

イ 月 額 表 (四)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額
		扶 養 親 族 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以上	未満	税 額											税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
112,500	114,000	21,430	20,180	19,560	18,930	18,560	18,180	17,810	17,480	17,170	16,850	16,540	37,875
114,000	115,500	21,880	20,630	20,010	19,380	19,010	18,630	18,260	17,880	17,540	17,230	16,920	38,583
115,500	117,000	22,330	21,080	20,460	19,830	19,460	19,080	18,710	18,330	17,960	17,600	17,290	39,333
117,000	118,500	22,780	21,530	20,910	20,280	19,910	19,530	19,160	18,780	18,410	18,030	17,670	40,083
118,500	120,000	23,230	21,980	21,360	20,730	20,360	19,980	19,610	19,230	18,860	18,480	18,110	40,833
120,000	122,000	23,760	22,510	21,880	21,260	20,880	20,510	20,130	19,760	19,380	19,010	18,630	41,583
122,000	124,000	24,360	23,110	22,480	21,860	21,480	21,110	20,730	20,360	19,980	19,610	19,230	42,583
124,000	126,000	24,960	23,710	23,080	22,460	22,080	21,710	21,330	20,960	20,580	20,210	19,830	43,583
126,000	128,000	25,560	24,310	23,680	23,060	22,680	22,310	21,930	21,560	21,180	20,810	20,430	44,583
128,000	130,000	26,160	24,910	24,280	23,660	23,280	22,910	22,530	22,160	21,780	21,410	21,030	45,583
130,000	132,000	26,760	25,510	24,880	24,260	23,880	23,510	23,130	22,760	22,380	22,010	21,630	46,583
132,000	134,000	27,360	26,110	25,480	24,860	24,480	24,110	23,730	23,360	22,980	22,610	22,230	47,583
134,000	136,000	27,960	26,710	26,080	25,460	25,080	24,710	24,330	23,960	23,580	23,210	22,830	48,583
136,000	138,000	28,560	27,310	26,680	26,060	25,680	25,310	24,930	24,560	24,180	23,810	23,430	49,583
138,000	140,000	29,160	27,910	27,280	26,660	26,280	25,910	25,530	25,160	24,780	24,410	24,030	50,583
140,000	142,000	29,760	28,510	27,880	27,260	26,880	26,510	26,130	25,760	25,380	25,010	24,630	51,583
142,000	144,000	30,380	29,110	28,480	27,860	27,480	27,110	26,730	26,360	25,980	25,610	25,230	52,583
144,000	146,000	31,080	29,710	29,080	28,460	28,080	27,710	27,330	26,960	26,580	26,210	25,830	53,508
146,000	148,000	31,780	30,330	29,680	29,060	28,680	28,310	27,930	27,560	27,180	26,810	26,430	54,408
148,000	150,000	32,480	31,030	30,300	29,660	29,280	28,910	28,530	28,160	27,780	27,410	27,030	55,308
150,000	152,000	33,180	31,730	31,000	30,270	29,880	29,510	29,130	28,760	28,380	28,010	27,630	56,208
152,000	154,000	33,880	32,430	31,700	30,970	30,580	30,210	29,830	29,460	29,080	28,710	28,330	57,108
154,000	156,000	34,580	33,130	32,400	31,670	31,280	30,910	30,530	30,160	29,780	29,410	29,030	58,008
156,000	158,000	35,280	33,830	33,100	32,370	31,980	31,610	31,230	30,860	30,480	30,110	29,730	58,908
158,000	160,000	35,980	34,530	33,800	33,070	32,680	32,310	31,930	31,560	31,180	30,810	30,430	59,808
160,000	162,000	36,680	35,230	34,500	33,770	33,380	32,990	32,610	32,240	31,860	31,490	31,110	60,708
162,000	164,000	37,380	35,930	35,200	34,470	34,080	33,690	33,310	32,940	32,560	32,190	31,810	61,608
164,000	166,000	38,080	36,630	35,900	35,170	34,780	34,390	34,010	33,640	33,260	32,890	32,510	62,508
166,000	168,000	38,780	37,330	36,600	35,870	35,480	35,090	34,710	34,340	33,960	33,590	33,210	63,408
168,000	170,000	39,480	38,030	37,300	36,570	36,180	35,790	35,410	35,040	34,660	34,290	33,910	64,308
170,000	172,000	40,180	38,730	38,000	37,270	36,880	36,490	36,110	35,740	35,360	34,990	34,610	65,208
172,000	174,000	40,880	39,430	38,700	37,970	37,580	37,190	36,810	36,440	36,060	35,690	35,310	66,108
174,000	176,000	41,580	40,130	39,400	38,670	38,280	37,890	37,510	37,140	36,760	36,390	36,010	67,008
176,000	178,000	42,280	40,830	40,100	39,370	38,980	38,590	38,210	37,840	37,460	37,090	36,710	67,908
178,000	180,000	42,980	41,530	40,800	40,070	39,680	39,290	38,910	38,540	38,160	37,790	37,410	68,808
180,000	182,000	43,680	42,230	41,500	40,770	40,380	39,990	39,610	39,240	38,860	38,490	38,110	69,708
182,000	184,000	44,380	42,930	42,200	41,470	41,080	40,690	40,310	39,940	39,560	39,190	38,810	70,608
184,000	186,000	45,080	43,630	42,900	42,170	41,780	41,390	41,010	40,640	40,260	39,890	39,510	71,508
186,000	188,000	45,780	44,330	43,600	42,870	42,480	42,090	41,710	41,340	40,960	40,590	40,210	72,408
188,000	190,000	46,480	45,030	44,300	43,570	43,180	42,790	42,410	42,040	41,660	41,290	40,910	73,308
190,000	192,000	47,180	45,730	45,000	44,270	43,880	43,490	43,110	42,740	42,360	41,990	41,610	74,208
192,000	194,000	47,880	46,430	45,700	44,970	44,580	44,190	43,810	43,440	43,060	42,690	42,310	75,108
194,000	196,000	48,580	47,130	46,400	45,670	45,280	44,890	44,510	44,140	43,760	43,390	43,010	76,008
196,000	198,000	49,280	47,830	47,100	46,370	45,980	45,590	45,210	44,840	44,460	44,090	43,710	76,908
198,000	200,000	49,980	48,530	47,800	47,070	46,680	46,290	45,910	45,540	45,160	44,790	44,410	77,808
200,000 円		50,330	48,880	48,150	47,420	46,980	46,540	46,100	45,670	45,230	44,790	44,350	81,166
200,000円をこえ 226,000 円に満たない金額		200,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 200,000 円をこえる金額の 35 %に相当する金額を加算した金額											81,166 円に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 200,000 円をこえる金額の 35%に相当する金額を加算した金額

イ 月 額 表 (五)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額
	扶 養 親 族 の 数											
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以上 未満	税 額											額
226,000円	59,430	57,980	57,250	56,520	56,080	55,640	55,200	54,770	54,330	53,890	53,450	94,166
226,000円をこ え351,000円に 満たない金額	226,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 226,000 円 をこえる金額の 40% に相当する金額を加算した金額											94,166 円に、 その月の社会 保険料控除後 の給与の金額 のうち 226,000 円を こえる金額の 55%に相当す る金額を加算 した金額
351,000円	109,430	107,980	107,250	106,520	106,080	105,640	105,200	104,770	104,330	103,890	103,450	162,916
351,000円をこ え518,000円に 満たない金額	351,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 351,000 円 をこえる金額の 45% に相当する金額を加算した金額											162,916 円に、 その月の社会 保険料控除後 の給与の金額 のうち 351,000 円を こえる金額の 60%に相当す る金額を加算 した金額
518,000円	184,580	183,130	182,400	181,670	181,230	180,790	180,350	179,920	179,480	179,040	178,600	263,113
518,000円をこ える金額	518,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 518,000 円 をこえる金額の 50 %に相当する金額を加算した金額											263,113 円に、 その月の社会 保険料控除後 の給与の金額 のうち 518,000 円を こえる金額の 65%に相当す る金額を加算 した金額
扶養親族の数が10人をこえる場合には、扶養親族の数が10人の場合の税額から、その10人をこえる 1人ごとに200円を控除した金額												
その者が不具者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに417円（こ れらの一に該当する場合で遺族等援護法の規定による遺族年金(不具者に該当する場合には、障害年金) を受ける者であるときは、584円)を、扶養親族である不具者がある場合には、当該不具者1人につき 417円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額												

(備考 税額の求め方)

- (イ) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者(以下に該当しない者)については、
- (1) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されているときは、
- (イ) まず、その者(扶養親族の数が10人をこえる者を除く。)のその月の給与の金額から、当該給与から控
除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与の
金額」欄に該当する行を求め、その行とその者の申告された扶養親族の数に応じて求めた甲欄の該当欄
との交わるところに記載されている金額(不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認め
られる場合には、これらの控除が認められるごとに当該金額から417円(これらの控除が認められる者
が遺族等援護法の規定による遺族年金(不具者控除が認められる者については、障害年金)を受ける者で
ある場合には、584円)を控除した金額)が、その求める税額である。
- (ロ) 扶養親族の数が10人をこえる者については、その者を扶養親族の数が10人である者として(イ)により
求めた税額から、扶養親族の数が10人をこえる1人ごとに200円を控除した金額が、その求める税額
である。
- (2) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていないとき(従たる給与についての扶養控除申告書が提出
されているときを含む)は、その者のその月の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の
金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与の金額」欄に該当する行を求
め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額(従たる給与についての扶養控除申告書が提出
されているときは、当該申告書に記載された扶養親族の数に応じ、扶養親族1人ごとに200円を控除した
金額)が、その求める税額である。
- (ロ) 第三十八条第四項の規定の適用を受ける者(すなわち、順位の附された扶養親族を有する者であつて、(イ)
第1順位の扶養親族のないもの、(ロ)扶養親族の数が3人以下で、(イ)に該当するもの及び第4順位又は第4順
位より後順位の扶養親族のあるもの、(イ)扶養親族の数が4人以上で、(イ)に該当するもの、第2順位の扶養親
族のないもの又は第3順位の扶養親族のないもの)については、その者を扶養親族がない者とみなして(イ)の
(1)の(イ)により求めた税額から、その者の申告された扶養親族の数に応じ、扶養親族1人につき250円を控除
した金額が、その求める税額である。

別表第三 給与所得の所得税源泉徴収額表（第三十八条第一項第一号、第五号及び第六号並びに同条第四項の規定による所得税源泉徴収額表）

口 日 額 表（一）

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条 第一項 第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額	丙 第三 十八条第 一項第六 号の規定 による税 額
		扶 養 親 族 の 数												
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以 上	未 満	税 額											その日の社会 保険料控除後 の給与の金額 に相当する金額	円
円	円未満	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
320	330	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	33	0
330	340	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34	0
340	350	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36	0
350	360	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	37	0
360	370	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	39	0
370	380	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	41	0
380	390	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	42	0
390	400	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	44	0
400	410	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	45	0
410	420	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47	0
420	430	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	49	0
430	440	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50	0
440	450	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	52	0
450	460	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	53	0
460	470	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	55	0
470	480	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	57	0
480	490	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	58	0
490	500	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	59	0
500	510	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	60	0
510	520	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	62	0
520	530	20	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	64	0
530	540	20	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	65	0
540	550	20	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	67	0
550	560	25	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	70	0
560	570	25	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	72	0
570	580	25	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	75	0
580	590	25	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	76	0
590	600	25	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	79	0
600	610	30	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	81	0
610	620	30	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0	84	0
620	630	30	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0	87	0
630	640	30	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0	88	0
640	650	35	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0	91	0
650	660	35	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	93	0
660	670	35	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	96	0
670	680	35	15	10	0	0	0	0	0	0	0	0	99	0
680	700	40	20	10	0	0	0	0	0	0	0	0	100	0
700	720	40	20	10	5	0	0	0	0	0	0	0	103	0
720	740	45	25	10	5	0	0	0	0	0	0	0	111	0
740	760	45	25	15	5	0	0	0	0	0	0	0	115	0
760	780	50	30	15	10	5	0	0	0	0	0	0	120	0
780	800	50	30	20	10	5	0	0	0	0	0	0	124	0
800	820	55	30	20	10	5	5	0	0	0	0	0	129	0
820	840	55	35	25	15	10	5	0	0	0	0	0	135	0
840	860	60	35	25	15	10	5	0	0	0	0	0	139	0

ロ 日 額 表 (二)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額												乙 第三 十八条第一 項第五号 の規定による税 額	丙 第三 十八条第一 項第六号 の規定による税 額
		扶 養 親 族 の 数													
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人			
以 上	未 満	税 額													
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
860	880	60	40	30	20	10	10	5	0	0	0	0	0	144	0
880	900	65	40	30	20	15	10	5	0	0	0	0	0	148	0
900	920	65	45	35	25	15	10	5	5	0	0	0	0	153	0
920	940	70	45	35	25	20	15	10	5	0	0	0	0	159	1
940	960	70	50	40	30	20	15	10	5	0	0	0	0	163	3
960	980	70	50	40	30	25	20	10	5	5	0	0	0	168	4
980	1,000	75	55	45	35	25	20	15	10	5	0	0	0	172	6
1,000	1,020	75	55	45	35	30	25	15	10	5	0	0	0	179	7
1,020	1,040	80	60	50	40	30	25	20	10	10	5	0	0	185	9
1,040	1,060	85	60	50	40	35	30	20	15	10	5	0	0	191	11
1,060	1,080	85	65	55	45	35	30	25	15	10	5	5	5	197	12
1,080	1,100	90	65	55	45	40	30	25	20	15	10	5	5	203	14
1,100	1,120	95	70	60	45	40	35	30	20	15	10	5	5	208	15
1,120	1,140	95	70	60	50	45	35	30	25	20	10	10	10	215	17
1,140	1,160	100	75	65	55	45	40	35	30	20	15	10	10	221	19
1,160	1,180	105	75	65	55	50	45	35	30	25	20	10	10	228	22
1,180	1,200	110	80	70	60	50	45	40	35	25	20	15	15	234	24
1,200	1,220	110	85	70	60	55	50	40	35	30	25	15	15	241	26
1,220	1,240	115	85	75	65	55	50	45	40	30	25	20	20	247	29
1,240	1,260	120	90	75	65	60	55	45	40	35	30	20	20	253	31
1,260	1,280	120	95	80	70	65	55	50	45	35	30	25	20	260	34
1,280	1,300	125	100	85	70	65	60	55	45	40	35	20	20	266	36
1,300	1,320	130	100	85	75	70	60	55	50	45	35	30	30	273	38
1,320	1,340	135	105	90	75	70	65	60	50	45	40	35	35	279	41
1,340	1,360	135	110	95	80	75	65	60	55	50	40	35	35	285	43
1,360	1,380	140	110	100	85	75	70	65	55	50	45	40	40	292	46
1,380	1,400	145	115	100	90	80	75	65	60	55	45	40	40	298	48
1,400	1,440	150	120	105	95	85	75	70	65	60	50	45	45	305	50
1,440	1,480	155	130	115	100	90	85	75	70	65	55	50	50	317	55
1,480	1,520	165	135	120	110	100	90	80	75	70	60	55	55	330	60
1,520	1,560	170	145	130	115	105	100	90	80	75	70	60	60	343	65
1,560	1,600	180	150	135	120	115	105	95	90	80	75	65	65	356	70
1,600	1,640	185	155	145	130	120	110	105	95	85	80	70	70	369	76
1,640	1,680	190	165	150	135	130	120	110	105	95	85	80	80	381	81
1,680	1,720	200	170	160	145	135	125	120	110	100	95	85	85	394	87
1,720	1,760	205	180	165	150	140	135	125	115	110	100	90	90	410	92
1,760	1,800	215	185	170	160	150	140	135	125	115	110	100	100	427	97
1,800	1,840	220	195	180	165	155	150	140	130	125	115	105	105	444	103
1,840	1,880	230	200	185	170	165	155	145	140	130	120	115	115	460	109
1,880	1,920	235	210	195	180	170	165	155	145	140	130	120	120	477	117
1,920	1,960	245	215	200	185	180	170	160	155	145	135	130	130	494	124
1,960	2,000	250	220	210	195	185	175	170	160	150	145	135	135	511	131
2,000	2,040	260	230	215	200	195	185	175	170	160	150	140	140	526	138
2,040	2,080	270	235	220	210	200	190	185	175	165	160	150	150	541	145
2,080	2,120	280	245	230	215	205	200	190	180	175	165	155	155	556	153
2,120	2,160	285	250	235	225	215	205	200	190	180	170	165	165	571	160
2,160	2,200	295	260	245	230	220	215	205	195	190	180	170	170	586	167
2,200	2,240	305	270	255	235	230	220	210	205	195	185	180	180	601	174
2,240	2,280	315	280	260	245	235	230	220	210	205	195	185	185	615	181
2,280	2,320	325	290	270	255	245	235	230	220	210	205	195	195	629	189

口 日 額 表 (三)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額 扶 養 親 族 の 数											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額	丙 第三 十八条第 一項第六 号の規定 による税 額
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以 上	未 満	税 額												
2,320	2,360	335	300	280	265	255	245	235	225	220	210	200	643	196
2,360	2,400	345	310	290	275	265	255	245	235	225	220	210	657	203
2,400	2,440	355	320	300	285	275	265	255	245	235	225	220	674	210
2,440	2,480	365	330	310	295	285	275	265	255	245	235	225	692	217
2,480	2,520	375	340	320	305	295	285	275	265	250	245	235	710	225
2,520	2,560	385	350	330	315	305	295	285	275	260	250	240	728	232
2,560	2,600	395	360	340	325	315	305	295	285	270	260	250	746	239
2,600	2,640	405	370	350	335	325	315	305	295	280	270	260	764	246
2,640	2,700	415	380	365	345	335	325	315	305	295	285	275	782	253
2,700	2,760	430	395	380	360	350	340	330	320	310	300	290	809	264
2,760	2,820	445	410	395	375	365	355	345	335	325	315	305	836	275
2,820	2,880	460	425	410	390	380	370	360	350	340	330	320	863	286
2,880	2,940	475	440	425	405	395	385	375	365	355	345	335	890	297
2,940	3,000	490	455	440	420	410	400	390	380	370	360	350	917	307
3,000	3,060	505	470	455	435	425	415	405	395	385	375	365	944	318
3,060	3,120	520	485	470	450	440	430	420	410	400	390	380	971	329
3,120	3,180	535	500	485	465	455	445	435	425	415	405	395	998	344
3,180	3,240	550	515	500	480	470	460	450	440	430	420	410	1,025	359
3,240	3,300	565	530	515	495	485	475	465	455	445	435	425	1,052	374
3,300	3,360	580	545	530	510	500	490	480	470	460	450	440	1,079	389
3,360	3,420	600	560	545	525	515	505	495	485	475	465	455	1,106	404
3,420	3,480	615	575	560	540	530	520	510	500	490	480	470	1,131	419
3,480	3,540	635	595	575	555	545	535	525	515	505	495	485	1,155	434
3,540	3,600	650	610	590	570	560	550	540	530	520	510	500	1,179	449
3,600	3,660	670	630	610	585	575	565	555	545	535	525	515	1,203	464
3,660	3,720	690	645	625	605	590	580	570	560	550	540	530	1,227	479
3,720	3,780	705	665	645	625	610	595	585	575	565	555	545	1,251	494
3,780	3,840	725	685	660	640	630	615	605	590	580	570	560	1,276	509
3,840	3,900	740	700	680	660	645	635	620	610	595	585	575	1,306	524
3,900	3,960	760	720	700	675	665	650	640	625	615	600	590	1,336	539
3,960	4,020	780	735	715	695	680	670	655	645	630	620	605	1,366	554
4,020	4,080	795	755	735	715	700	685	675	665	650	635	625	1,396	569
4,080	4,140	815	775	750	730	720	705	695	680	670	655	640	1,426	584
4,140	4,200	830	790	770	750	735	725	710	700	685	675	660	1,456	599
4,200	4,260	850	810	790	765	755	740	730	715	705	690	680	1,486	614
4,260	4,320	870	825	805	785	770	760	745	735	720	710	695	1,516	629
4,320	4,380	885	845	825	805	790	775	765	750	740	725	715	1,546	644
4,380	4,440	905	865	840	820	810	795	785	770	760	745	730	1,576	659
4,440	4,500	920	880	860	840	825	815	800	790	775	765	750	1,606	674
4,500	4,580	945	900	880	860	845	835	820	810	795	785	770	1,636	689
4,580	4,660	965	925	905	885	870	860	845	835	820	810	795	1,676	709
4,660	4,740	990	950	930	910	895	880	870	855	845	830	820	1,716	729
4,740	4,820	1,015	975	955	930	920	905	895	880	870	855	845	1,756	749
4,820	4,900	1,045	1,000	975	955	945	930	920	905	895	880	865	1,792	769
4,900	4,980	1,075	1,025	1,000	980	965	955	940	930	915	905	890	1,828	789
4,980	5,060	1,100	1,050	1,030	1,005	990	980	965	955	940	930	915	1,864	810
5,060	5,140	1,130	1,080	1,055	1,030	1,015	1,000	990	975	965	950	940	1,900	834
5,140	5,220	1,155	1,110	1,085	1,060	1,045	1,030	1,015	1,000	990	975	965	1,936	858
5,220	5,300	1,185	1,135	1,110	1,085	1,075	1,060	1,045	1,030	1,015	1,000	985	1,972	882
5,300	5,380	1,215	1,165	1,140	1,115	1,100	1,085	1,070	1,055	1,040	1,025	1,015	2,008	906

口 日 額 表 (四)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額												乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額	丙 第三 十八条第 一項第六 号の規定 による税 額
		扶 養 親 族 の 数													
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10人			
以 上	未 満	税 額													
5,380	5,460	1,240	1,190	1,170	1,145	1,130	1,115	1,100	1,085	1,070	1,055	1,040	2,044	930	
5,460	5,540	1,270	1,220	1,195	1,170	1,155	1,140	1,125	1,115	1,100	1,085	1,070	2,080	954	
5,540	5,620	1,295	1,250	1,225	1,200	1,185	1,170	1,155	1,140	1,125	1,110	1,095	2,116	978	
5,620	5,700	1,325	1,275	1,250	1,225	1,215	1,200	1,185	1,170	1,155	1,140	1,125	2,152	1,002	
5,700	5,780	1,355	1,305	1,280	1,255	1,240	1,225	1,210	1,195	1,180	1,165	1,155	2,188	1,026	
5,780	5,860	1,380	1,330	1,310	1,285	1,270	1,255	1,240	1,225	1,210	1,195	1,180	2,224	1,050	
5,860	5,940	1,410	1,360	1,335	1,310	1,295	1,280	1,265	1,255	1,240	1,225	1,210	2,261	1,074	
5,940	6,020	1,435	1,390	1,365	1,340	1,325	1,310	1,295	1,280	1,265	1,250	1,235	2,305	1,098	
6,020	6,100	1,465	1,415	1,390	1,365	1,355	1,340	1,325	1,310	1,295	1,280	1,265	2,349	1,122	
6,100	6,180	1,495	1,445	1,420	1,395	1,380	1,365	1,350	1,335	1,320	1,305	1,295	2,393	1,146	
6,180	6,260	1,520	1,470	1,450	1,425	1,410	1,395	1,380	1,365	1,350	1,335	1,320	2,437	1,170	
6,260	6,340	1,550	1,500	1,475	1,450	1,435	1,420	1,405	1,395	1,380	1,365	1,350	2,481	1,194	
6,340	6,420	1,575	1,530	1,505	1,480	1,465	1,450	1,435	1,420	1,405	1,390	1,375	2,525	1,218	
6,420	6,500	1,605	1,555	1,530	1,505	1,495	1,480	1,465	1,450	1,435	1,420	1,405	2,569	1,242	
6,500円		1,620	1,570	1,545	1,520	1,505	1,490	1,475	1,465	1,450	1,435	1,420	2,613	1,266	
6,500円をこえ 7,530円に満た ない金額		6,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 6,500円をこえる金額の35%に相当する金額を加算した金額												2,613円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 の金額のう ち 6,500円 をこえる金 額の50% に相当する 金額を加算 した金額	1,266円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 の金額のう ち 6,500円 をこえる金 額の85% に相当する 金額を加算 した金額
7,530円		1,980	1,930	1,905	1,880	1,865	1,850	1,835	1,825	1,810	1,795	1,780	3,128	1,626	
7,530円をこえ 11,700円に満た ない金額		7,530円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 7,530円をこえる金額の40%に相当する金額を加算した金額												3,128円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 の金額のう ち 7,530円 をこえる金 額の55% に相当する 金額を加算 した金額	1,626円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 の金額のう ち 7,530円 をこえる金 額の40% に相当する 金額を加算 した金額
11,700円		3,645	3,600	3,575	3,550	3,535	3,520	3,505	3,490	3,475	3,460	3,445	5,421	3,294	
11,700円をこえ 17,250円に満た ない金額		11,700円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 11,700円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額												5,421円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 の金額のう ち 11,700円 をこえる金 額の60% に相当する 金額を加算 した金額	3,294円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 の金額のう ち 11,700円 をこえる金 額の45% に相当する 金額を加算 した金額

ロ 日 額 表 (五)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額												乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額	丙 第三 十八条第 一項第六 号の規定 による税 額	
	扶 養 親 族 の 数														
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10人				
以 上	未 満	税 額													
17,250 円		6,145 ^円	6,095 ^円	6,070 ^円	6,045 ^円	6,030 ^円	6,015 ^円	6,000 ^円	5,990 ^円	5,975 ^円	5,960 ^円	5,945 ^円	8,751 ^円	5,791 ^円	
17,250 円をこえ る金額		17,250 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 17,250 円をこえる金額の 50 %に相当する金額を加算した金額												8,751 円に、 その日の社会 保険料控除後 の給与の金額 のうち 17,250 円 をこえる金額 の 65 % に相当 する金額を加算 した金額	5,791 円に、 その日の社会 保険料控除後 の給与の金額 のうち 17,250 円 をこえる金額 の 50 % に相当 する金額を加算 した金額
扶養親族の数が 10 人をこえる場合には、扶養親族の数が 10 人の場合の税額から、その 10 人 をこえる 1 人ごとに 7 円を控除した金額														従たる給与に ついての扶養 控除申告書に 提出されている 場合には、 当該申告書に 記載された扶 養親族の数に 応じ、扶養親 族 1 人につき 7 円を各欄に つづけて求め た税額から控 除した金額	—
その者が不具者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに 14 円(これらの一に該当する場合で遺族等援護法の規定による遺族年金(不具者に該当する場 合には、障害年金)を受ける者であるときは、20 円)を、扶養親族である不具者がある場合に は、当該不具者 1 人につき 14 円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額														—	

(備考 税額の求め方)

- (イ) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者(≡に該当しない者)については、
- (1) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されているときは、
 - (イ) まず、その者(扶養親族の数が 10 人をこえる者を除く。)のその日の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄に該当する行を求め、その行とその者の申告された扶養親族の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額(不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに当該金額から 14 円(これらの控除が認められる者が遺族等援護法の規定による遺族年金(不具者控除が認められる者については、障害年金)を受ける者である場合には、20 円)を控除した金額)が、その求める税額である。
 - (ロ) 扶養親族の数が 10 人をこえる者については、その者を扶養親族の数が 10 人である者として(イ)により求めた税額から、扶養親族の数が 10 人をこえる 1 人ごとに 7 円を控除した金額が、その求める税額である。
 - (2) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていないとき(従たる給与についての扶養控除申告書が提出されているときを含む。)は、
 - (イ) (ロ)に該当する場合を除き、その者のその日の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄に該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額(従たる給与についての扶養控除申告書が提出されているときは、当該申告書に記載された扶養親族の数に依り、扶養親族 1 人ごとに 7 円を控除した金額)が、その求める税額である。
 - (ロ) 日雇労働者の受ける給与(第三十八条第一項第六号の給与をいう。)については、その日の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄に該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (≡) 第三十八条第四項の規定の適用を受ける者(すなわち、順位の附された扶養親族を有する者であつて、(イ)第 1 順位の扶養親族のないもの、(ロ)扶養親族の数が 3 人以下で、(イ)に該当するもの及び第 4 順位又は第 4 順位より後順位の扶養親族のあるもの、(ロ)扶養親族の数が 4 人以上で、(イ)に該当するもの、第 2 順位の扶養親族のないもの又は第 3 順位の扶養親族のないもの)については、その者を扶養親族がないものとみなして(イ)の(1)の(イ)により求めた税額から、その者の申告された扶養親族の数に依り、扶養親族 1 人につき 8 円を控除した金額が、その求める税額である。

並びに同条第四項の規定による賞与の金額に乘すべき率の表)

規定の適用がある場合										乙 第三十八条第一項第七号ロの規定の適用がある場合	
族の人数											
6人		7人		8人		9人		10人以上			
除後の給与の金額										前月の社会保険料控除後の給与の金額	
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
円	円未満	円	円未満	円	円未満	円	円未満	円	円未満	円	円未満
19,600	円未満	20,800	円未満	22,100	円未満	23,300	円未満	24,600	円未満	1,000	円未満
19,600	20,600	20,800	21,900	22,100	23,200	23,300	24,600	24,600	25,900	1,000	2,100
20,600	21,800	21,900	23,100	23,200	24,500	24,600	25,900	25,900	27,200	2,100	3,300
21,800	23,000	23,100	24,500	24,500	26,000	25,900	27,400	27,200	28,600	3,300	4,500
23,000	24,200	24,500	25,600	26,000	27,000	27,400	28,300	28,600	29,600	4,500	6,500
24,200	26,400	25,600	27,500	27,000	28,400	28,300	29,400	29,600	30,600	6,500	6,900
26,400	28,700	27,500	29,800	28,400	30,900	29,400	31,900	30,600	33,000	6,900	7,300
28,700	36,000	29,800	37,100	30,900	38,300	31,900	39,400	33,000	40,500	7,300	14,200
36,000	39,600	37,100	40,800	38,300	42,100	39,400	43,300	40,500	44,600	14,200	15,000
39,600	44,000	40,800	45,400	42,100	46,800	43,300	48,100	44,600	49,500	15,000	27,300
44,000	59,300	45,400	60,100	46,800	60,900	48,100	61,600	49,500	62,400	27,300	28,800
59,300	63,200	60,100	64,000	60,900	64,300	61,600	65,600	62,400	66,400	28,800	31,700
63,200	67,900	64,000	69,000	64,800	70,200	65,600	71,400	66,400	72,600	31,700	33,300
67,900	94,100	69,000	95,100	70,200	96,200	71,400	97,200	72,600	98,300	33,300	45,800
94,100	102,700	95,100	103,800	96,200	104,900	97,200	106,100	98,300	107,200	45,800	48,000
102,700	112,900	103,800	114,200	104,900	115,400	106,100	116,700	107,200	117,900	48,000	50,400
112,900	134,400	114,200	135,500	115,400	136,600	116,700	137,700	117,900	138,800	50,400	66,300
134,400	147,200	135,500	148,400	136,600	149,600	137,700	150,800	138,800	152,000	66,300	69,500
147,200	198,300	148,400	199,300	149,600	200,300	150,800	201,400	152,000	202,400	69,500	102,700
198,300	216,300	199,300	217,400	200,300	218,600	201,400	219,700	202,400	220,800	102,700	107,500
216,300	237,900	217,400	239,200	218,600	240,400	219,700	241,700	220,800	242,900	107,500	112,900
237,900	315,600	239,200	316,700	240,400	317,800	241,700	318,800	242,900	319,900	112,900	163,200
315,600	345,600	316,700	346,800	317,800	348,000	318,800	349,200	319,900	350,400	163,200	171,200
345,600	441,300	346,800	442,400	348,000	443,400	349,200	444,400	350,400	445,500	171,200	235,200
441,300	481,400	442,400	482,600	443,400	483,700	444,400	484,800	445,500	486,000	235,200	246,400
481,400円以上		482,600円以上		483,700円以上		484,800円以上		486,000円以上		246,400円以上	

れた社会保険料の金額を控除し、
 保険料控除後の給与の金額」欄において該当する行を求める。
 る率である。
 れているときを含む。)は、(3)に該当する場合を除き、

る行を求める。
 率である。

給与から控除された社会保険料の金額を控除した後の金額が零であるときは、この表によらず、第三十八条第一項第

順位の扶養親族のないもの、(何)扶養親族の数が3人以下で、(イ)に該当するもの及び第4順位又は第4順位より後順位
 又は第3順位の扶養親族のないもの)については、その者を扶養親族がないものとみなして(イ)により求めた率が、

別表第四 賞与に対する所得税源泉徴収額の算出率の表（第三十八条第一項第七号イ及びロ

賞与の 金額に 乗すべき率	第 三 十 八 条 第 一 項 第 七 号 イ の											
	扶 養 親											
	0 人		1 人		2 人		3 人		4 人		5 人	
	前 月 の 社 会 保 険 料 控											
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
0	7,500	円未満	11,700	円未満	13,800	円未満	15,800	円未満	17,100	円未満	18,300	円未満
2	7,500	7,900	11,700	12,300	13,800	14,500	15,800	16,700	17,100	18,000	18,300	19,300
4	7,900	8,300	12,300	13,000	14,500	15,300	16,700	17,600	18,000	19,000	19,300	20,400
6	8,300	8,800	13,000	13,700	15,300	16,200	17,600	18,700	19,000	20,100	20,400	21,600
8	8,800	9,400	13,700	14,600	16,200	17,200	18,700	19,800	20,100	21,400	21,600	22,900
10	9,400	13,000	14,600	15,800	17,200	19,900	19,800	22,200	21,400	23,600	22,900	25,000
12	13,000	14,600	15,800	19,800	19,900	22,400	22,200	25,000	23,600	26,600	25,000	27,700
14	14,600	26,800	19,800	29,800	22,400	31,300	25,000	32,700	26,600	33,700	27,700	34,800
16	26,800	28,800	29,800	32,100	31,300	33,800	32,700	35,800	33,700	37,100	34,800	38,300
18	28,800	33,300	32,100	35,200	33,800	37,500	35,800	39,800	37,100	41,200	38,300	42,600
20	33,300	51,200	35,200	54,500	37,500	55,800	39,800	57,100	41,200	57,800	42,600	58,600
22	51,200	55,400	54,500	58,100	55,800	59,400	57,100	60,800	57,800	61,600	58,600	62,400
24	55,400	60,600	58,100	62,100	59,400	63,500	60,800	64,900	61,600	65,800	62,400	66,700
26	60,600	84,000	62,100	87,500	63,500	89,200	64,900	91,000	65,800	92,000	66,700	93,100
28	84,000	91,700	87,500	95,500	89,200	97,300	91,000	99,200	92,000	100,400	93,100	101,500
30	91,700	100,800	95,500	105,000	97,300	107,100	99,200	109,200	100,400	110,400	101,500	111,700
32	100,800	123,900	105,000	127,500	107,100	129,300	109,200	131,200	110,400	132,200	111,700	133,300
34	123,900	135,700	127,500	139,700	129,300	141,700	131,200	143,700	132,200	144,800	133,300	146,000
36	135,700	188,200	139,700	191,700	141,700	193,400	143,700	195,100	144,800	196,200	146,000	197,200
38	188,200	205,300	191,700	209,100	193,400	211,000	195,100	212,900	196,200	214,000	197,200	215,200
40	205,300	225,800	209,100	230,000	211,000	232,100	212,900	234,200	214,000	235,400	215,200	236,700
42	225,800	305,100	230,000	308,700	232,100	310,500	234,200	312,300	235,400	313,400	236,700	314,500
44	305,100	334,100	308,700	338,100	310,500	340,100	312,300	342,100	313,400	343,300	314,500	344,400
46	334,100	431,300	338,100	434,700	340,100	436,500	342,100	438,200	343,300	439,200	344,400	440,300
48	431,300	470,500	434,700	474,200	436,500	476,100	438,200	478,000	439,200	479,200	440,300	480,300
50	470,500	円以上	474,200	円以上	476,100	円以上	478,000	円以上	479,200	円以上	480,300	円以上

(備考 賞与の金額に乘すべき率の求め方)

- (一) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者(ロに該当しない者)については、
- (1) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されているときは、(3)に該当する場合を除き、
 - (イ) まず、その者が前月中に支払を受けた給与(賞与を除く。以下同じ。)の金額から、当該給与から控除さ
 - (ロ) 次に、その者の申告された扶養親族の数と(イ)による控除後の給与の金額とに応じ、甲欄の「前月の社会
 - (ハ) (ロ)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求め
 - (2) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていないとき(従たる給与についての扶養控除申告書が提出さ
 - (イ) その者が前月中に支払を受けた給与の金額から、当該給与から控除された社会保険料の金額を控除し、
 - (ロ) (イ)による控除後の給与の金額に応じ、乙欄の「前月の社会保険料控除後の給与の金額」欄において該当す
 - (ハ) (ロ)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める
 - (3) その者が前月中に給与の支払を受けなかつたとき及びその者が前月中に支払を受けた給与の金額から当該七号ハ及びニの規定により税額を計算する。
- (二) 第三十八条第四項の規定の適用を受ける者(すなわち、順位の附された扶養親族を有する者であつて、(イ)第1の扶養親族のあるもの、(ロ)扶養親族の数が4人以上で、(ハ)に該当するもの、第2順位の扶養親族のないもの、その求める率である。(一)の(3)と同様の場合には、(一)の(3)に準じて税額を計算する。)

別表第五 退職所得に対する所得税の簡易税額表（第十五条第三項の規定による所得税額表
又は第三十八条の二第一項の規定による所得税源泉徴収額表）

(一)

退職所得の特金 の除後の金額	税額	退職所得の特金 の除後の金額	税額	退職所得の特金 の除後の金額	税額
以上	未満	以上	未満	以上	未満
1,000	2,000	50,000	51,000	140,000	142,000
1,000	2,000	51,000	52,000	142,000	144,000
2,000	3,000	52,000	53,000	144,000	146,000
3,000	4,000	53,000	54,000	146,000	148,000
4,000	5,000	54,000	55,000	148,000	150,000
5,000	6,000	55,000	56,000	150,000	152,000
6,000	7,000	56,000	57,000	152,000	154,000
7,000	8,000	57,000	58,000	154,000	156,000
8,000	9,000	58,000	59,000	156,000	158,000
9,000	10,000	59,000	60,000	158,000	160,000
10,000	11,000	60,000	62,000	160,000	162,000
11,000	12,000	62,000	64,000	162,000	164,000
12,000	13,000	64,000	66,000	164,000	166,000
13,000	14,000	66,000	68,000	166,000	168,000
14,000	15,000	68,000	70,000	168,000	170,000
15,000	16,000	70,000	72,000	170,000	172,000
16,000	17,000	72,000	74,000	172,000	174,000
17,000	18,000	74,000	76,000	174,000	176,000
18,000	19,000	76,000	78,000	176,000	178,000
19,000	20,000	78,000	80,000	178,000	180,000
20,000	21,000	80,000	82,000	180,000	184,000
21,000	22,000	82,000	84,000	184,000	188,000
22,000	23,000	84,000	86,000	188,000	192,000
23,000	24,000	86,000	88,000	192,000	196,000
24,000	25,000	88,000	90,000	196,000	200,000
25,000	26,000	90,000	92,000	200,000	204,000
26,000	27,000	92,000	94,000	204,000	208,000
27,000	28,000	94,000	96,000	208,000	212,000
28,000	29,000	96,000	98,000	212,000	216,000
29,000	30,000	98,000	100,000	216,000	220,000
30,000	31,000	100,000	102,000	220,000	224,000
31,000	32,000	102,000	104,000	224,000	228,000
32,000	33,000	104,000	106,000	228,000	232,000
33,000	34,000	106,000	108,000	232,000	236,000
34,000	35,000	108,000	110,000	236,000	240,000
35,000	36,000	110,000	112,000	240,000	244,000
36,000	37,000	112,000	114,000	244,000	248,000
37,000	38,000	114,000	116,000	248,000	252,000
38,000	39,000	116,000	118,000	252,000	256,000
39,000	40,000	118,000	120,000	256,000	260,000
40,000	41,000	120,000	122,000	260,000	264,000
41,000	42,000	122,000	124,000	264,000	268,000
42,000	43,000	124,000	126,000	268,000	272,000
43,000	44,000	126,000	128,000	272,000	276,000
44,000	45,000	128,000	130,000	276,000	280,000
45,000	46,000	130,000	132,000	280,000	284,000
46,000	47,000	132,000	134,000	284,000	288,000
47,000	48,000	134,000	136,000	288,000	292,000
48,000	49,000	136,000	138,000	292,000	296,000
49,000	50,000	138,000	140,000	296,000	300,000

(二)

退職所得の特金 の 税額		税額	退職所得の特金 の 税額		税額	退職所得の特金 の 税額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
300,000	304,000	20,000	540,000	546,000	41,500	860,000	868,000	73,500
304,000	308,000	20,300	546,000	552,000	42,100	868,000	876,000	74,300
308,000	312,000	20,600	552,000	558,000	42,700	876,000	884,000	75,100
312,000	316,000	20,900	558,000	564,000	43,300	884,000	892,000	75,900
316,000	320,000	21,200	564,000	570,000	43,900	892,000	900,000	76,700
320,000	324,000	21,500	570,000	576,000	44,500	900,000	908,000	77,500
324,000	328,000	21,800	576,000	582,000	45,100	908,000	916,000	78,300
328,000	332,000	22,100	582,000	588,000	45,700	916,000	924,000	79,100
332,000	336,000	22,400	588,000	594,000	46,300	924,000	932,000	79,900
336,000	340,000	22,700	594,000	600,000	46,900	932,000	940,000	80,700
340,000	344,000	23,000	600,000	606,000	47,500	940,000	948,000	81,500
344,000	348,000	23,300	606,000	612,000	48,100	948,000	956,000	82,300
348,000	352,000	23,600	612,000	618,000	48,700	956,000	964,000	83,100
352,000	356,000	23,900	618,000	624,000	49,300	964,000	972,000	83,900
356,000	360,000	24,200	624,000	630,000	49,900	972,000	980,000	84,700
360,000	364,000	24,500	630,000	636,000	50,500	980,000	988,000	85,500
364,000	368,000	24,800	636,000	642,000	51,100	988,000	996,000	86,300
368,000	372,000	25,100	642,000	648,000	51,700	996,000	1,004,000	87,100
372,000	376,000	25,400	648,000	654,000	52,300	1,004,000	1,012,000	88,000
376,000	380,000	25,700	654,000	660,000	52,900	1,012,000	1,020,000	89,000
380,000	384,000	26,000	660,000	666,000	53,500	1,020,000	1,028,000	90,000
384,000	388,000	26,300	666,000	672,000	54,100	1,028,000	1,036,000	91,000
388,000	392,000	26,600	672,000	678,000	54,700	1,036,000	1,044,000	92,000
392,000	396,000	26,900	678,000	684,000	55,300	1,044,000	1,052,000	93,000
396,000	400,000	27,200	684,000	690,000	55,900	1,052,000	1,060,000	94,000
400,000	404,000	27,500	690,000	696,000	56,500	1,060,000	1,068,000	95,000
404,000	408,000	27,900	696,000	702,000	57,100	1,068,000	1,076,000	96,000
408,000	412,000	28,300	702,000	708,000	57,700	1,076,000	1,084,000	97,000
412,000	416,000	28,700	708,000	714,000	58,300	1,084,000	1,092,000	98,000
416,000	420,000	29,100	714,000	720,000	58,900	1,092,000	1,100,000	99,000
420,000	426,000	29,500	720,000	726,000	59,500	1,100,000	1,108,000	100,000
426,000	432,000	30,100	726,000	732,000	60,100	1,108,000	1,116,000	101,000
432,000	438,000	30,700	732,000	738,000	60,700	1,116,000	1,124,000	102,000
438,000	444,000	31,300	738,000	744,000	61,300	1,124,000	1,132,000	103,000
444,000	450,000	31,900	744,000	750,000	61,900	1,132,000	1,140,000	104,000
450,000	456,000	32,500	750,000	756,000	62,500	1,140,000	1,148,000	105,000
456,000	462,000	33,100	756,000	762,000	63,100	1,148,000	1,156,000	106,000
462,000	468,000	33,700	762,000	768,000	63,700	1,156,000	1,164,000	107,000
468,000	474,000	34,300	768,000	774,000	64,300	1,164,000	1,172,000	108,000
474,000	480,000	34,900	774,000	780,000	64,900	1,172,000	1,180,000	109,000
480,000	486,000	35,500	780,000	786,000	65,500	1,180,000	1,188,000	110,000
486,000	492,000	36,100	786,000	792,000	66,100	1,188,000	1,196,000	111,000
492,000	498,000	36,700	792,000	798,000	66,700	1,196,000	1,204,000	112,000
498,000	504,000	37,300	798,000	804,000	67,300	1,204,000	1,212,000	113,000
504,000	510,000	37,900	804,000	810,000	67,900	1,212,000	1,220,000	114,000
510,000	516,000	38,500	810,000	816,000	68,500	1,220,000	1,228,000	115,000
516,000	522,000	39,100	816,000	822,000	69,100	1,228,000	1,236,000	116,000
522,000	528,000	39,700	822,000	828,000	69,700	1,236,000	1,244,000	117,000
528,000	534,000	40,300	828,000	834,000	70,300	1,244,000	1,252,000	118,000
534,000	540,000	40,900	834,000	840,000	70,900	1,252,000	1,260,000	119,000

(三)

退職所得の特 別控除後の金		税 額	退職所得の特 別控除後の金		税 額	退職所得の特 別控除後の金		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円 1,260,000	円 1,268,000	円 120,000	円 1,650,000	円 1,660,000	円 168,750	円 3,000,000	円 5,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 17.5%を乗じて算 出した金額から 162,500 円を 控除した金額
1,268,000	1,276,000	121,000	1,660,000	1,670,000	170,000			
1,276,000	1,284,000	122,000	1,670,000	1,680,000	171,250			
1,284,000	1,292,000	123,000	1,680,000	1,690,000	172,500			
1,292,000	1,300,000	124,000	1,690,000	1,700,000	173,750			
1,300,000	1,310,000	125,000	1,700,000	1,710,000	175,000	5,000,000	8,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 20%を乗じて算 出した金額から 287,500 円を 控除した金額
1,310,000	1,320,000	126,250	1,710,000	1,720,000	176,250			
1,320,000	1,330,000	127,500	1,720,000	1,730,000	177,500			
1,330,000	1,340,000	128,750	1,730,000	1,740,000	178,750			
1,340,000	1,350,000	130,000	1,740,000	1,750,000	180,000			
1,350,000	1,360,000	131,250	1,750,000	1,760,000	181,250	8,000,000	12,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 22.5%を乗じて 算出した金額か ら 487,500 円を 控除した金額
1,360,000	1,370,000	132,500	1,760,000	1,770,000	182,500			
1,370,000	1,380,000	133,750	1,770,000	1,780,000	183,750			
1,380,000	1,390,000	135,000	1,780,000	1,790,000	185,000			
1,390,000	1,400,000	136,250	1,790,000	1,800,000	186,250			
1,400,000	1,410,000	137,500	1,800,000	1,810,000	187,500	12,000,000	20,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 25%を乗じて算 出した金額から 787,500 円を 控除した金額
1,410,000	1,420,000	138,750	1,810,000	1,820,000	188,750			
1,420,000	1,430,000	140,000	1,820,000	1,830,000	190,000			
1,430,000	1,440,000	141,250	1,830,000	1,840,000	191,250			
1,440,000	1,450,000	142,500	1,840,000	1,850,000	192,500			
1,450,000	1,460,000	143,750	1,850,000	1,860,000	193,750	20,000,000	40,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 27.5%を乗じて 算出した金額か ら 1,287,500 円 を控除した金額
1,460,000	1,470,000	145,000	1,860,000	1,870,000	195,000			
1,470,000	1,480,000	146,250	1,870,000	1,880,000	196,250			
1,480,000	1,490,000	147,500	1,880,000	1,890,000	197,500			
1,490,000	1,500,000	148,750	1,890,000	1,900,000	198,750			
1,500,000	1,510,000	150,000	1,900,000	1,910,000	200,000	40,000,000	60,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 30%を乗じて算 出した金額から 2,287,500 円を 控除した金額
1,510,000	1,520,000	151,250	1,910,000	1,920,000	201,250			
1,520,000	1,530,000	152,500	1,920,000	1,930,000	202,500			
1,530,000	1,540,000	153,750	1,930,000	1,940,000	203,750			
1,540,000	1,550,000	155,000	1,940,000	1,950,000	205,000			
1,550,000	1,560,000	156,250	1,950,000	1,960,000	206,250	60,000,000	100,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 32.5%を乗じて 算出した金額か ら 3,787,500 円 を控除した金額
1,560,000	1,570,000	157,500	1,960,000	1,970,000	207,500			
1,570,000	1,580,000	158,750	1,970,000	1,980,000	208,750			
1,580,000	1,590,000	160,000	1,980,000	1,990,000	210,000			
1,590,000	1,600,000	161,250	1,990,000	2,000,000	211,250			
1,600,000	1,610,000	162,500	2,000,000	3,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 35%を乗じて算 出した金額から 87,500 円を控 除した金額	100,000,000 円以上		退職所得の特別 控除後の金額に 35%を乗じて算 出した金額から 8,287,500 円を 控除した金額
1,610,000	1,620,000	163,750						
1,620,000	1,630,000	165,000						
1,630,000	1,640,000	166,250						
1,640,000	1,650,000	167,500						

(備考 税額の求め方)

- (イ) まず、退職所得の収入金額から、
 - (1) 退職の日までの勤続年数が 10 年以下のときは、200,000 円
 - (2) 退職の日までの勤続年数が 10 年をこえ 25 年以下のときは、10 年をこえる当該年数を 20,000 円に乘じて得た金額と 200,000 円との合計額
 - (3) 退職の日までの勤続年数が 25 年をこえるときは、500,000 円を控除した金額(退職所得の特別控除後の金額という。)を求める。
- (ロ) 次に、退職所得の特別控除後の金額に応じ「退職所得の特別控除後の金額」欄に該当する行を求め、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その退職所得に対する税額である。

別表第六 年末調整のための簡易税額表(第四十条の規定による所得税額表)

(一)

課税給与 所得金額		税額	課税給与 所得金額		税額	課税給与 所得金額		税額	課税給与 所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満		以上	未満	
500円	500円	0	25,000円	25,500円	2,500円	70,000円	71,000円	8,000円	150,000円	152,000円	20,000円
500	1,000	50	25,500	26,000	2,550	71,000	72,000	8,150	152,000	154,000	20,300
1,000	1,500	100	26,000	26,500	2,600	72,000	73,000	8,300	154,000	156,000	20,600
1,500	2,000	150	26,500	27,000	2,650	73,000	74,000	8,450	156,000	158,000	20,900
2,000	2,500	200	27,000	27,500	2,700	74,000	75,000	8,600	158,000	160,000	21,200
2,500	3,000	250	27,500	28,000	2,750	75,000	76,000	8,750	160,000	162,000	21,500
3,000	3,500	300	28,000	28,500	2,800	76,000	77,000	8,900	162,000	164,000	21,800
3,500	4,000	350	28,500	29,000	2,850	77,000	78,000	9,050	164,000	166,000	22,100
4,000	4,500	400	29,000	29,500	2,900	78,000	79,000	9,200	166,000	168,000	22,400
4,500	5,000	450	29,500	30,000	2,950	79,000	80,000	9,350	168,000	170,000	22,700
5,000	5,500	500	30,000	31,000	3,000	80,000	81,000	9,500	170,000	172,000	23,000
5,500	6,000	550	31,000	32,000	3,100	81,000	82,000	9,650	172,000	174,000	23,300
6,000	6,500	600	32,000	33,000	3,200	82,000	83,000	9,800	174,000	176,000	23,600
6,500	7,000	650	33,000	34,000	3,300	83,000	84,000	9,950	176,000	178,000	23,900
7,000	7,500	700	34,000	35,000	3,400	84,000	85,000	10,100	178,000	180,000	24,200
7,500	8,000	750	35,000	36,000	3,500	85,000	86,000	10,250	180,000	182,000	24,500
8,000	8,500	800	36,000	37,000	3,600	86,000	87,000	10,400	182,000	184,000	24,800
8,500	9,000	850	37,000	38,000	3,700	87,000	88,000	10,550	184,000	186,000	25,100
9,000	9,500	900	38,000	39,000	3,800	88,000	89,000	10,700	186,000	188,000	25,400
9,500	10,000	950	39,000	40,000	3,900	89,000	90,000	10,850	188,000	190,000	25,700
10,000	10,500	1,000	40,000	41,000	4,000	90,000	92,000	11,000	190,000	192,000	26,000
10,500	11,000	1,050	41,000	42,000	4,100	92,000	94,000	11,300	192,000	194,000	26,300
11,000	11,500	1,100	42,000	43,000	4,200	94,000	96,000	11,600	194,000	196,000	26,600
11,500	12,000	1,150	43,000	44,000	4,300	96,000	98,000	11,900	196,000	198,000	26,900
12,000	12,500	1,200	44,000	45,000	4,400	98,000	100,000	12,200	198,000	200,000	27,200
12,500	13,000	1,250	45,000	46,000	4,500	100,000	102,000	12,500	200,000	202,000	27,500
13,000	13,500	1,300	46,000	47,000	4,600	102,000	104,000	12,800	202,000	204,000	27,900
13,500	14,000	1,350	47,000	48,000	4,700	104,000	106,000	13,100	204,000	206,000	28,300
14,000	14,500	1,400	48,000	49,000	4,800	106,000	108,000	13,400	206,000	208,000	28,700
14,500	15,000	1,450	49,000	50,000	4,900	108,000	110,000	13,700	208,000	210,000	29,100
15,000	15,500	1,500	50,000	51,000	5,000	110,000	112,000	14,000	210,000	213,000	29,500
15,500	16,000	1,550	51,000	52,000	5,150	112,000	114,000	14,300	213,000	216,000	30,100
16,000	16,500	1,600	52,000	53,000	5,300	114,000	116,000	14,600	216,000	219,000	30,700
16,500	17,000	1,650	53,000	54,000	5,450	116,000	118,000	14,900	219,000	222,000	31,300
17,000	17,500	1,700	54,000	55,000	5,600	118,000	120,000	15,200	222,000	225,000	31,900
17,500	18,000	1,750	55,000	56,000	5,750	120,000	122,000	15,500	225,000	228,000	32,500
18,000	18,500	1,800	56,000	57,000	5,900	122,000	124,000	15,800	228,000	231,000	33,100
18,500	19,000	1,850	57,000	58,000	6,050	124,000	126,000	16,100	231,000	234,000	33,700
19,000	19,500	1,900	58,000	59,000	6,200	126,000	128,000	16,400	234,000	237,000	34,300
19,500	20,000	1,950	59,000	60,000	6,350	128,000	130,000	16,700	237,000	240,000	34,900
20,000	20,500	2,000	60,000	61,000	6,500	130,000	132,000	17,000	240,000	243,000	35,500
20,500	21,000	2,050	61,000	62,000	6,650	132,000	134,000	17,300	243,000	246,000	36,100
21,000	21,500	2,100	62,000	63,000	6,800	134,000	136,000	17,600	246,000	249,000	36,700
21,500	22,000	2,150	63,000	64,000	6,950	136,000	138,000	17,900	249,000	252,000	37,300
22,000	22,500	2,200	64,000	65,000	7,100	138,000	140,000	18,200	252,000	255,000	37,900
22,500	23,000	2,250	65,000	66,000	7,250	140,000	142,000	18,500	255,000	258,000	38,500
23,000	23,500	2,300	66,000	67,000	7,400	142,000	144,000	18,800	258,000	261,000	39,100
23,500	24,000	2,350	67,000	68,000	7,550	144,000	146,000	19,100	261,000	264,000	39,700
24,000	24,500	2,400	68,000	69,000	7,700	146,000	148,000	19,400	264,000	267,000	40,300
24,500	25,000	2,450	69,000	70,000	7,850	148,000	150,000	19,700	267,000	270,000	40,900

(二)

課税給与 所得金額		税額	課税給与 所得金額		税額	課税給与 所得金額		税額	課税給与 所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満		以上	未満	
270,000	273,000	41,500	430,000	434,000	73,500	630,000	635,000	120,000	880,000	885,000	182,500
273,000	276,000	42,100	434,000	438,000	74,300	635,000	640,000	121,250	885,000	890,000	183,750
276,000	279,000	42,700	438,000	442,000	75,100	640,000	645,000	122,500	890,000	895,000	185,000
279,000	282,000	43,300	442,000	446,000	75,900	645,000	650,000	123,750	895,000	900,000	186,250
282,000	285,000	43,900	446,000	450,000	76,700	650,000	655,000	125,000	900,000	905,000	187,500
285,000	288,000	44,500	450,000	454,000	77,500	655,000	660,000	126,250	905,000	910,000	188,750
288,000	291,000	45,100	454,000	458,000	78,300	660,000	665,000	127,500	910,000	915,000	190,000
291,000	294,000	45,700	458,000	462,000	79,100	665,000	670,000	128,750	915,000	920,000	191,250
294,000	297,000	46,300	462,000	466,000	79,900	670,000	675,000	130,000	920,000	925,000	192,500
297,000	300,000	46,900	466,000	470,000	80,700	675,000	680,000	131,250	925,000	930,000	193,750
300,000	303,000	47,500	470,000	474,000	81,500	680,000	685,000	132,500	930,000	935,000	195,000
303,000	306,000	48,100	474,000	478,000	82,300	685,000	690,000	133,750	935,000	940,000	196,250
306,000	309,000	48,700	478,000	482,000	83,100	690,000	695,000	135,000	940,000	945,000	197,500
309,000	312,000	49,300	482,000	486,000	83,900	695,000	700,000	136,250	945,000	950,000	198,750
312,000	315,000	49,900	486,000	490,000	84,700	700,000	705,000	137,500	950,000	955,000	200,000
315,000	318,000	50,500	490,000	494,000	85,500	705,000	710,000	138,750	955,000	960,000	201,250
318,000	321,000	51,100	494,000	498,000	86,300	710,000	715,000	140,000	960,000	965,000	202,500
321,000	324,000	51,700	498,000	502,000	87,100	715,000	720,000	141,250	965,000	970,000	203,750
324,000	327,000	52,300	502,000	506,000	88,000	720,000	725,000	142,500	970,000	975,000	205,000
327,000	330,000	52,900	506,000	510,000	89,000	725,000	730,000	143,750	975,000	980,000	206,250
330,000	333,000	53,500	510,000	514,000	90,000	730,000	735,000	145,000	980,000	985,000	207,500
333,000	336,000	54,100	514,000	518,000	91,000	735,000	740,000	146,250	985,000	990,000	208,750
336,000	339,000	54,700	518,000	522,000	92,000	740,000	745,000	147,500	990,000	995,000	210,000
339,000	342,000	55,300	522,000	526,000	93,000	745,000	750,000	148,750	995,000	1,000,000	211,250
342,000	345,000	55,900	526,000	530,000	94,000	750,000	755,000	150,000			
345,000	348,000	56,500	530,000	534,000	95,000	755,000	760,000	151,250	1,000,000	1,500,000	課税給与所得金額に30%を乗じて算出した金額から37,500円を控除した金額
348,000	351,000	57,100	534,000	538,000	96,000	760,000	765,000	152,500			
351,000	354,000	57,700	538,000	542,000	97,000	765,000	770,000	153,750			
354,000	357,000	58,300	542,000	546,000	98,000	770,000	775,000	155,000			
357,000	360,000	58,900	546,000	550,000	99,000	775,000	780,000	156,250			
360,000	363,000	59,500	550,000	554,000	100,000	780,000	785,000	157,500	1,500,000	2,500,000	課税給与所得金額に35%を乗じて算出した金額から132,500円を控除した金額
363,000	366,000	60,100	554,000	558,000	101,000	785,000	790,000	158,750			
366,000	369,000	60,700	558,000	562,000	102,000	790,000	795,000	160,000			
369,000	372,000	61,300	562,000	566,000	103,000	795,000	800,000	161,250			
372,000	375,000	61,900	566,000	570,000	104,000	800,000	805,000	162,500			
375,000	378,000	62,500	570,000	574,000	105,000	805,000	810,000	163,750	2,500,000	4,000,000	課税給与所得金額に40%を乗じて算出した金額から287,500円を控除した金額
378,000	381,000	63,100	574,000	578,000	106,000	810,000	815,000	165,000			
381,000	384,000	63,700	578,000	582,000	107,000	815,000	820,000	166,250			
384,000	387,000	64,300	582,000	586,000	108,000	820,000	825,000	167,500			
387,000	390,000	64,900	586,000	590,000	109,000	825,000	830,000	168,750			
390,000	394,000	65,500	590,000	594,000	110,000	830,000	835,000	170,000	4,000,000	6,000,000	課税給与所得金額に45%を乗じて算出した金額から487,500円を控除した金額
394,000	398,000	66,300	594,000	598,000	111,000	835,000	840,000	171,250			
398,000	402,000	67,100	598,000	602,000	112,000	840,000	845,000	172,500			
402,000	406,000	67,900	602,000	606,000	113,000	845,000	850,000	173,750			
406,000	410,000	68,700	606,000	610,000	114,000	850,000	855,000	175,000			
410,000	414,000	69,500	610,000	614,000	115,000	855,000	860,000	176,250	6,000,000	10,000,000	課税給与所得金額に50%を乗じて算出した金額から787,500円を控除した金額
414,000	418,000	70,300	614,000	618,000	116,000	860,000	865,000	177,500			
418,000	422,000	71,100	618,000	622,000	117,000	865,000	870,000	178,750			
422,000	426,000	71,900	622,000	626,000	118,000	870,000	875,000	180,000			
426,000	430,000	72,700	626,000	630,000	119,000	875,000	880,000	181,250			

(三)

課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円 10,000,000	円 20,000,000	課税給与所得金額に55%を乗じて算出した金額から1,287,500円を控除した金額	円 20,000,000	円 30,000,000	課税給与所得金額に60%を乗じて算出した金額から2,287,500円を控除した金額	円 30,000,000	円 50,000,000	課税給与所得金額に65%を乗じて算出した金額から3,787,500円を控除した金額	円 50,000,000	円以上	課税給与所得金額に70%を乗じて算出した金額から6,287,500円を控除した金額

その者が不具者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに5,000円(これらの一に該当する場合で遺族等援護法の規定による遺族年金(不具者に該当する場合には、障害年金)を受ける者であるときは、7,000円)を、扶養親族である不具者がある場合には、当該不具者1人につき5,000円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額

(備考 税額の求め方)

㊦ まず、この表の附表によりその年の給与所得の収入金額に応じて求めた給与所得控除後の給与の金額から、

- (1) その年の給与から控除される社会保険料がある場合には、その金額
- (2) 申告された社会保険料の金額がある場合には、その金額
- (3) 申告された生命保険料の支払金額がある場合には、その金額(その金額が15,000円をこえる場合には、15,000円とそのこえる金額(その金額が15,000円をこえるときは、15,000円)の2分の1に相当する金額との合計額)

を控除した金額を求め、

㊦ 次に、㊦により求めた金額から、

- (1) 申告された扶養親族がある場合には、
 - (イ) ㊦に該当するときを除くほか、第十一条の八第一項の規定による扶養控除額と基礎控除額との合計額を控除し、
 - (ロ) 第十一条の八第二項の規定の適用を受ける旨の申告がある場合には、同項の規定による扶養控除額と基礎控除額との合計額を控除し、
- (2) 申告された扶養親族がない場合には、基礎控除額を控除し、

それぞれその残額を求める。

㊦ ㊦により求めた残額に応じ、「課税給与所得金額」欄に該当する行を求め、その行の「税額」欄に記載されている金額(不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに当該金額から5,000円(これらの控除を認められる者が遺族等援護法の規定による遺族年金(不具者控除が認められる者については、障害年金)を受ける者である場合には、7,000円)を控除した金額)が、その求める税額である。

別表第六の附表

(一)

給与の金額		給与所得控	給与の金額		給与所得控	給与の金額		給与所得控
除後の給与		除後の給与 の金額	除後の給与		除後の給与 の金額	除後の給与		除後の給与 の金額
以	上		以	上		以	上	
未	満		未	満		未	満	
の金額	の金額		の金額	の金額		の金額	の金額	
113,130	114,000	90,500	167,000	168,000	133,600	222,000	223,000	177,600
113,130	114,000	90,500	168,000	169,000	134,400	223,000	224,000	178,400
114,000	115,000	91,200	169,000	170,000	135,200	224,000	225,000	179,200
115,000	116,000	92,000	170,000	171,000	136,000	225,000	226,000	180,000
116,000	117,000	92,800	171,000	172,000	136,800	226,000	227,000	180,800
117,000	118,000	93,600	172,000	173,000	137,600	227,000	228,000	181,600
118,000	119,000	94,400	173,000	174,000	138,400	228,000	229,000	182,400
119,000	120,000	95,200	174,000	175,000	139,200	229,000	230,000	183,200
120,000	121,000	96,000	175,000	176,000	140,000	230,000	231,000	184,000
121,000	122,000	96,800	176,000	177,000	140,800	231,000	232,000	184,800
122,000	123,000	97,600	177,000	178,000	141,600	232,000	233,000	185,600
123,000	124,000	98,400	178,000	179,000	142,400	233,000	234,000	186,400
124,000	125,000	99,200	179,000	180,000	143,200	234,000	235,000	187,200
125,000	126,000	100,000	180,000	181,000	144,000	235,000	236,000	188,000
126,000	127,000	100,800	181,000	182,000	144,800	236,000	237,000	188,800
127,000	128,000	101,600	182,000	183,000	145,600	237,000	238,000	189,600
128,000	129,000	102,400	183,000	184,000	146,400	238,000	239,000	190,400
129,000	130,000	103,200	184,000	185,000	147,200	239,000	240,000	191,200
130,000	131,000	104,000	185,000	186,000	148,000	240,000	241,000	192,000
131,000	132,000	104,800	186,000	187,000	148,800	241,000	242,000	192,800
132,000	133,000	105,600	187,000	188,000	149,600	242,000	243,000	193,600
133,000	134,000	106,400	188,000	189,000	150,400	243,000	244,000	194,400
134,000	135,000	107,200	189,000	190,000	151,200	244,000	245,000	195,200
135,000	136,000	108,000	190,000	191,000	152,000	245,000	246,000	196,000
136,000	137,000	108,800	191,000	192,000	152,800	246,000	247,000	196,800
137,000	138,000	109,600	192,000	193,000	153,600	247,000	248,000	197,600
138,000	139,000	110,400	193,000	194,000	154,400	248,000	249,000	198,400
139,000	140,000	111,200	194,000	195,000	155,200	249,000	250,000	199,200
140,000	141,000	112,000	195,000	196,000	156,000	250,000	251,000	200,000
141,000	142,000	112,800	196,000	197,000	156,800	251,000	252,000	200,800
142,000	143,000	113,600	197,000	198,000	157,600	252,000	253,000	201,600
143,000	144,000	114,400	198,000	199,000	158,400	253,000	254,000	202,400
144,000	145,000	115,200	199,000	200,000	159,200	254,000	255,000	203,200
145,000	146,000	116,000	200,000	201,000	160,000	255,000	256,000	204,000
146,000	147,000	116,800	201,000	202,000	160,800	256,000	257,000	204,800
147,000	148,000	117,600	202,000	203,000	161,600	257,000	258,000	205,600
148,000	149,000	118,400	203,000	204,000	162,400	258,000	259,000	206,400
149,000	150,000	119,200	204,000	205,000	163,200	259,000	260,000	207,200
150,000	151,000	120,000	205,000	206,000	164,000	260,000	261,000	208,000
151,000	152,000	120,800	206,000	207,000	164,800	261,000	262,000	208,800
152,000	153,000	121,600	207,000	208,000	165,600	262,000	263,000	209,600
153,000	154,000	122,400	208,000	209,000	166,400	263,000	264,000	210,400
154,000	155,000	123,200	209,000	210,000	167,200	264,000	265,000	211,200
155,000	156,000	124,000	210,000	211,000	168,000	265,000	266,000	212,000
156,000	157,000	124,800	211,000	212,000	168,800	266,000	267,000	212,800
157,000	158,000	125,600	212,000	213,000	169,600	267,000	268,000	213,600
158,000	159,000	126,400	213,000	214,000	170,400	268,000	269,000	214,400
159,000	160,000	127,200	214,000	215,000	171,200	269,000	270,000	215,200
160,000	161,000	128,000	215,000	216,000	172,000	270,000	271,000	216,000
161,000	162,000	128,800	216,000	217,000	172,800	271,000	272,000	216,800
162,000	163,000	129,600	217,000	218,000	173,600	272,000	273,000	217,600
163,000	164,000	130,400	218,000	219,000	174,400	273,000	274,000	218,400
164,000	165,000	131,200	219,000	220,000	175,200	274,000	275,000	219,200
165,000	166,000	132,000	220,000	221,000	176,000	275,000	276,000	220,000
166,000	167,000	132,800	221,000	222,000	176,800	276,000	277,000	220,800

(二)

給与の金額			給与所得控	給与の金額			給与所得控	給与の金額			給与所得控
除後の給与			の金額	除後の給与			の金額	除後の給与			の金額
以	上	未		以	上	未		以	上	未	
満				満				満			
281,500	283,000	225,200	円	356,500	358,000	285,200	円	431,500	433,000	348,350	円
283,000	284,500	226,400	円	358,000	359,500	286,400	円	433,000	434,500	349,700	円
284,500	286,000	227,600	円	359,500	361,000	287,600	円	434,500	436,000	351,050	円
286,000	287,500	228,800	円	361,000	362,500	288,800	円	436,000	437,500	352,400	円
287,500	289,000	230,000	円	362,500	364,000	290,000	円	437,500	439,000	353,750	円
289,000	290,500	231,200	円	364,000	365,500	291,200	円	439,000	440,500	355,100	円
290,500	292,000	232,400	円	365,500	367,000	292,400	円	440,500	442,000	356,450	円
292,000	293,500	233,600	円	367,000	368,500	293,600	円	442,000	443,500	357,800	円
293,500	295,000	234,800	円	368,500	370,000	294,800	円	443,500	445,000	359,150	円
295,000	296,500	236,000	円	370,000	371,500	296,000	円	445,000	446,500	360,500	円
296,500	298,000	237,200	円	371,500	373,000	297,200	円	446,500	448,000	361,850	円
298,000	299,500	238,400	円	373,000	374,500	298,400	円	448,000	449,500	363,200	円
299,500	301,000	239,600	円	374,500	376,000	299,600	円	449,500	451,000	364,550	円
301,000	302,500	240,800	円	376,000	377,500	300,800	円	451,000	452,500	365,900	円
302,500	304,000	242,000	円	377,500	379,000	302,000	円	452,500	454,000	367,250	円
304,000	305,500	243,200	円	379,000	380,500	303,200	円	454,000	455,500	368,600	円
305,500	307,000	244,400	円	380,500	382,000	304,400	円	455,500	457,000	369,950	円
307,000	308,500	245,600	円	382,000	383,500	305,600	円	457,000	458,500	371,300	円
308,500	310,000	246,800	円	383,500	385,000	306,800	円	458,500	460,000	372,650	円
310,000	311,500	248,000	円	385,000	386,500	308,000	円	460,000	461,500	374,000	円
311,500	313,000	249,200	円	386,500	388,000	309,200	円	461,500	463,000	375,350	円
313,000	314,500	250,400	円	388,000	389,500	310,400	円	463,000	464,500	376,700	円
314,500	316,000	251,600	円	389,500	391,000	311,600	円	464,500	466,000	378,050	円
316,000	317,500	252,800	円	391,000	392,500	312,800	円	466,000	467,500	379,400	円
317,500	319,000	254,000	円	392,500	394,000	314,000	円	467,500	469,000	380,750	円
319,000	320,500	255,200	円	394,000	395,500	315,200	円	469,000	470,500	382,100	円
320,500	322,000	256,400	円	395,500	397,000	316,400	円	470,500	472,000	383,450	円
322,000	323,500	257,600	円	397,000	398,500	317,600	円	472,000	473,500	384,800	円
323,500	325,000	258,800	円	398,500	400,000	318,800	円	473,500	475,000	386,150	円
325,000	326,500	260,000	円	400,000	401,500	320,000	円	475,000	476,500	387,500	円
326,500	328,000	261,200	円	401,500	403,000	321,200	円	476,500	478,000	388,850	円
328,000	329,500	262,400	円	403,000	404,500	322,400	円	478,000	479,500	390,200	円
329,500	331,000	263,600	円	404,500	406,000	323,600	円	479,500	481,000	391,550	円
331,000	332,500	264,800	円	406,000	407,500	324,800	円	481,000	482,500	392,900	円
332,500	334,000	266,000	円	407,500	409,000	326,000	円	482,500	484,000	394,250	円
334,000	335,500	267,200	円	409,000	410,500	327,200	円	484,000	485,500	395,600	円
335,500	337,000	268,400	円	410,500	412,000	328,400	円	485,500	487,000	396,950	円
337,000	338,500	269,600	円	412,000	413,500	329,600	円	487,000	488,500	398,300	円
338,500	340,000	270,800	円	413,500	415,000	330,800	円	488,500	490,000	399,650	円
340,000	341,500	272,000	円	415,000	416,500	332,000	円	490,000	491,500	401,000	円
341,500	343,000	273,200	円	416,500	418,000	333,200	円	491,500	493,000	402,350	円
343,000	344,500	274,400	円	418,000	419,500	334,400	円	493,000	494,500	403,700	円
344,500	346,000	275,600	円	419,500	421,000	335,600	円	494,500	496,000	405,050	円
346,000	347,500	276,800	円	421,000	422,500	336,800	円	496,000	497,500	406,400	円
347,500	349,000	278,000	円	422,500	424,000	338,000	円	497,500	499,000	407,750	円
349,000	350,500	279,200	円	424,000	425,500	339,200	円	499,000	500,500	409,100	円
350,500	352,000	280,400	円	425,500	427,000	340,400	円	500,500	502,000	410,450	円
352,000	353,500	281,600	円	427,000	428,500	341,600	円	502,000	503,500	411,800	円
353,500	355,000	282,800	円	428,500	430,000	342,800	円	503,500	505,000	413,150	円
355,000	356,500	284,000	円	430,000	431,500	344,000	円	505,000	506,500	414,500	円

(三)

給 与 の 金 額			給与所得控	給 与 の 金 額			給与所得控	給 与 の 金 額			給与所得控			
			除後の給与				除後の給与				除後の給与			
以	上	未	満	の金額	以	上	未	満	の金額	以	上	未	満	の金額
円		円		円	円		円		円	円		円		円
510,000		512,000		419,000	610,000		612,000		509,000	710,000		712,000		599,000
512,000		514,000		420,800	612,000		614,000		510,800	712,000		714,000		600,800
514,000		516,000		422,600	614,000		616,000		512,600	714,000		716,000		602,600
516,000		518,000		424,400	616,000		618,000		514,400	716,000		718,000		604,400
518,000		520,000		426,200	618,000		620,000		516,200	718,000		720,000		606,200
520,000		522,000		428,000	620,000		622,000		518,000	720,000		722,000		608,000
522,000		524,000		429,800	622,000		624,000		519,800	722,000		724,000		609,800
524,000		526,000		431,600	624,000		626,000		521,600	724,000		726,000		611,600
526,000		528,000		433,400	626,000		628,000		523,400	726,000		728,000		613,400
528,000		530,000		435,200	628,000		630,000		525,200	728,000		730,000		615,200
530,000		532,000		437,000	630,000		632,000		527,000	730,000		732,000		617,000
532,000		534,000		438,800	632,000		634,000		528,800	732,000		734,000		618,800
534,000		536,000		440,600	634,000		636,000		530,600	734,000		736,000		620,600
536,000		538,000		442,400	636,000		638,000		532,400	736,000		738,000		622,400
538,000		540,000		444,200	638,000		640,000		534,200	738,000		740,000		624,200
540,000		542,000		446,000	640,000		642,000		536,000	740,000		742,000		626,000
542,000		544,000		447,800	642,000		644,000		537,800	742,000		744,000		627,800
544,000		546,000		449,600	644,000		646,000		539,600	744,000		746,000		629,600
546,000		548,000		451,400	646,000		648,000		541,400	746,000		748,000		631,400
548,000		550,000		453,200	648,000		650,000		543,200	748,000		750,000		633,200
550,000		552,000		455,000	650,000		652,000		545,000	750,000		752,000		635,000
552,000		554,000		456,800	652,000		654,000		546,800	752,000		754,000		636,800
554,000		556,000		458,600	654,000		656,000		548,600	754,000		756,000		638,600
556,000		558,000		460,400	656,000		658,000		550,400	756,000		758,000		640,400
558,000		560,000		462,200	658,000		660,000		552,200	758,000		760,000		642,200
560,000		562,000		464,000	660,000		662,000		554,000	760,000		762,000		644,000
562,000		564,000		465,800	662,000		664,000		555,800	762,000		764,000		645,800
564,000		566,000		467,600	664,000		666,000		557,600	764,000		766,000		647,600
566,000		568,000		469,400	666,000		668,000		559,400	766,000		768,000		649,400
568,000		570,000		471,200	668,000		670,000		561,200	768,000		770,000		651,200
570,000		572,000		473,000	670,000		672,000		563,000	770,000		772,000		653,000
572,000		574,000		474,800	672,000		674,000		564,800	772,000		774,000		654,800
574,000		576,000		476,600	674,000		676,000		566,600	774,000		776,000		656,600
576,000		578,000		478,400	676,000		678,000		568,400	776,000		778,000		658,400
578,000		580,000		480,200	678,000		680,000		570,200	778,000		780,000		660,200
580,000		582,000		482,000	680,000		682,000		572,000	780,000		782,000		662,000
582,000		584,000		483,800	682,000		684,000		573,800	782,000		784,000		663,800
584,000		586,000		485,600	684,000		686,000		575,600	784,000		786,000		665,600
586,000		588,000		487,400	686,000		688,000		577,400	786,000		788,000		667,400
588,000		590,000		489,200	688,000		690,000		579,200	788,000		790,000		669,200
590,000		592,000		491,000	690,000		692,000		581,000	790,000		792,000		671,000
592,000		594,000		492,800	692,000		694,000		582,800	792,000		794,000		672,800
594,000		596,000		494,600	694,000		696,000		584,600	794,000		796,000		674,600
596,000		598,000		496,400	696,000		698,000		586,400	796,000		798,000		676,400
598,000		600,000		498,200	698,000		700,000		588,200	798,000		800,000		678,200
600,000		602,000		500,000	700,000		702,000		590,000	800,000円以上			給与の金額から 120,000円を 控除した金額	
602,000		604,000		501,800	702,000		704,000		591,800					
604,000		606,000		503,600	704,000		706,000		593,600					
606,000		608,000		505,400	706,000		708,000		595,400					
608,000		610,000		507,200	708,000		710,000		597,200					

(備考 給与所得控除後の給与の金額の求め方)

給与所得の収入金額に応じ、「給与の金額」欄に該当する行を求め、「給与所得控除後の給与の金額」欄に記載されている金額でその行に対応するものが、その給与についての給与所得控除後の給与の金額である。

- 附則
- 1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。
- 2 この附則に特別の定めがあるものを除くほか、改正後の所得税法（以下「新法」という。）の規定は、昭和三十一年分以後の所得税について適用し、昭和三十一年分以前

の所得税については、なお従前の例による。

3 昭和三十一年分の所得税については、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとす。

条 項	読みかえられる規定	読み替える規定
第八条第一項	五万円	四万七千五百円
第八条第五項第一号	九万円	八万七千五百円
第八条第五項第二号	二十万円	十八万七千五百円
第九条第一項第五号	十分の一	十分の〇・七五
第九条第一項第五号ハ	十二万円	十一万円
第十一条の三第二項第三号	九万円	八万七千五百円
第十一条の七	一万五千円をこえるときは、一万五千円	一万二千円をこえるときは、一万二千円
第十一条の八第一項	五万円	四万七千五百円
第十一条の八第二項	七万五千円	七万二千五百円
第十二条	十万円	九万七千五百円
第十三条の二第一項	五万円	四万七千五百円
第三十八条の二第一項	九万円	八万七千五百円
第四十条第一項第二号	別表第六	所得税法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第三号）附則別表第四号

4 昭和三十一年分の所得税については、新法第十三条に規定する税率を適用して計算する税額及び新法第十五条の規定による税額は、総所得金額（新法第十四条の規定

の適用がある場合においては、調整所得金額）に対するものについては課税総所得金額又は調整所得金額に就いて附則別表第一に定める税額、山林所得の金額に対するもの

のについては課税山林所得金額に就いて附則別表第二に定める税額、退職所得の金額に対するものについては、新法第十五条第三項の規定に該当する場合には退職所得の収入金額に就いて附則別表第三に定める税額、同条第四項の規定に該当する場合には課税退職所得金額に就いて附則別表第一に定める税額、それぞれ異なるものとする。

5 新法第一条第二項第五号の規定は、昭和三十一年四月一日以後支払を受けるべき給与、給付及び報酬について適用し、同日前に支払を受けるべき給与、給付及び報酬については、なお従前の例による。

6 新法第三十八条から第四十条までの規定は、新法第九条第二項の規定により給与所得又は退職所得とみなされる給付については、昭和三十一年四月一日以後支払われるべきものについて適用する。この場合において、昭和三十一年分の当該給与所得とみなされる給付の支払を受けた、又は受けるべき者については、新法第二十六条第一項ただし書（新法第二十九条第一項又は第二項において準ずるものとされる場合を含む。）の規定は、適用しない。

7 新法第十条の二第七項（新法の他の条において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の際これらに規定に該当する者に係る公告及びこの法律の施行後にこれらに規定に該当することとなる者に係る公告について準用する。

8 この法律の施行の際新法第十条

の三第一項に規定する雑所得を生ずべき資産を有する者に対する同条第二項の規定の適用については、その者がこの法律の施行の日において新たに当該資産を取得したものとみなす。

9 新法第十一条の三の規定は、昭和三十一年分の予定納税及び予定申告については適用しない。

10 当分の間、新法第十一条の三第一項の規定を適用する場合において、同項の規定により主たる所得者が自己の所得のほかに世帯員の資産所得を有するものとみなして計算した所得金額が三百万円に満たず、かつ、政令で定める要件に該当するときは、政令で定めるところにより、その該当する資産所得の金額に百分の五を乗じて計算した金額を同項の規定により計算した当該所得金額に対する所得税額から控除する。

11 新法第二十条の規定は、この法律の施行後に同条第二項に規定する重要財産の製造若しくは採掘の事業を開始し、又は当該重要財産の製造若しくは採掘の設備を増設した個人の当該事業の開始のために施設した設備又はその増設した設備による当該重要財産の製造又は採掘の業務から生じた所得（同条第一項の規定により当該所得に含むものとされる所得を含む。）について適用する。

12 この法律の施行の際新法第二十条第二項に規定する重要財産の製造又は採掘を行つて個人がこの法律の施行後同条第一項に規定する期間内にその設備を増設した場合においては、当該個人に対する

同条の規定の適用については、同項ただし書中「減価償却をなすべき資産」とあるのは、「減価償却をなすべき資産のうち昭和三十一年四月一日以後に施設されたもの」とする。

13 この法律の施行前に旧法第二十条第一項に規定する重要財産の製造、採掘若しくは採取の事業を開始した個人又はその製造、採掘若しくは採取の設備を増設した個人のその製造、採掘又は採取の業務から生ずる所得に対する同項の規定による所得税の免除期間がこの法律の施行後にわたる場合においては、その残存期間内に当該業務から生じたこれらの個人の各年分の所得でこの法律の施行前に開始した事業又は増設した設備に係るものに対する所得税については、なお従前の例による。この場合において、当該残存期間内に自己が発明し、又は考案した当該重要財産（新法第二十条第二項に規定する重要財産に該当するものに限る。）の製造技術に関する特許権若しくは特別の技術による生産方式又はこれらに準ずるものの譲渡又は提供により生ずる所得があるときは、その所得は、当該業務から生じた所得でこの法律の施行前に開始した事業又は増設した設備に係るものとみなす。

14 新法第十八条第四項から第六項までの規定は、昭和三十一年四月一日以後に支払われる同条第四項に規定する所得について適用する。

15 昭和三十一年分の所得税については、新法第二十一条の二第一項

29 新法第五十八條及び第六十二條の規定は、この法律の施行後に旧法第五十八條及び第六十二條の二第二項に規定する事実が生じた場合について適用する。

30 新法第九章の規定は、この法律の施行後にした違反行為について適用し、この法律の施行前にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

31 この法律の施行前に昭和三十一年分の所得税につき旧法第二十九條第二項又は第三項後段の規定による申告書を提出した者及びこの法律の施行前に同年分の所得税につき旧法第四十四條第五項において準用する同条第四項の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項（これらの事項につきこの法律の施行前に旧法第四十四條第五項において準用する同条第一項から第三項まで又は同条第六項の規定による更正があつたときは、その更正後の事項）につき新法の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、この法律の施行の日から起算して二月以内に、政府に対し、更正の請求をすることができ、更正の請求は、前項の規定による更正の請求は、新法第二十七條第六項の規定による更正の請求とみなして、同条第七項及び第八項、新法第三十二條第三項並びに新法第七章の規定を適用する。この場合において、新法第三十二條第三項において準用する新法第三十一條第三項中「確定申告書又は損失申告書の提出期限の翌日」とあるのは、「昭和三十一年四月一日」とする。

32 前項の規定による更正の請求は、新法第二十七條第六項の規定による更正の請求とみなして、同条第七項及び第八項、新法第三十二條第三項並びに新法第七章の規定を適用する。この場合において、新法第三十二條第三項において準用する新法第三十一條第三項中「確定申告書又は損失申告書の提出期限の翌日」とあるのは、「昭和三十一年四月一日」とする。

33 昭和三十一年中に支給すべき退職所得で同年一月一日から三月三十一日までの間に支払われたものにつき旧法第三十八條の二の規定により徴収された所得税額が、当該退職所得につき附則第三項の規定により読み替えられた新法第三十八條の二の規定を適用した場合において徴収すべきこととなる所得税額をこえるときは、当該退職所得の支払を受けた者は、政令で定めるところにより、この法律の施行の日から起算して三月以内に、政府に対し、そのこえる額の還付を請求することができ、

34 前項に規定する退職所得につき同項の規定による還付の請求があつた場合においては、その者の昭和三十一年分の所得税についての申告、更正又は決定、納付、徴収（退職所得に係る源泉徴収を除く。）及び還付（当該請求に係る還付を除く。）の規定並びに同年中に支給すべき退職所得で同年四月一日以後に支払われるものに対する附則第三項の規定により読み替えられた新法第三十八條の二第一項第二号の規定の適用については、当該請求に係る退職所得について旧法第三十八條の二の規定により徴収された所得税額から当該請求により還付すべき金額を控除した金額の所得税の徴収が行われたものとみなす。

35 政府は、附則第三十二項の規定による還付の請求により所得税額の還付をする場合において、未納の国税及び滞納処分費があるときは、当該還付すべき金額をこれに充当する。

36 証券投資信託（元本の追加信託をすることができ、証券投資信託を除く。）の信託期間中に分配される収益（証券投資信託契約の一部の解約により分配されるものを除く。）で、昭和三十一年四月一日から昭和三十三年三月三十一日までの間に支払を受けるべきものについては、新法第九條第一項第二号の規定にかかわらず、その収入金額の三分の一に相当する金額については、信託財産に属する有価証券の譲渡による収益とみなして所得税を課さないものとし、その収入金額の三分の二に相当する金額を同号に規定する配当所得の収入金額とする。

37 金融機関再建整備法（昭和二十一年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。
第三十七條の七第二項及び第四項中「第九條」の下に「第一項」を加える。

38 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。
第二條中「所得税法第九條」の下に「第一項」を加え、「第十一條の三」を「第十一條の四」に改め、同条に次の一項を加える。

所得税法第十一條の三第一項の規定の適用がある場合においては、命令の定めるところにより、同項の規定により主たる所得者が自己の所得のほか世帯員の資産所得を有するものとみなして計算した所得金額及び各世帯員が資産所得以外の所得を有する場合における当該所得の金額についてそれぞれ前項の規定を適用する。

第三條第二項中「第九條」の下に「第一項」を加え、同条に次の一項を加える。

前條第二項の規定は、第一項又は第二項の規定を適用する場合について、これを準用する。

39 資産再評価法（昭和二十五年法律第十号）の一部を次のように改正する。
第八十八條第一項中「第十一條の三」を「第十一條の四」に改める。

40 企業合理化促進法（昭和二十七年法律第五号）の一部を次のように改正する。
第四條第二項中「第九條」の下に「第一項」を加える。

41 耐火建築促進法（昭和二十七年法律第六十号）の一部を次のように改正する。
第二十六條第一項中「第九條」の下に「第一項」を加える。

42 元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十六号）の一部を次のように改正する。
附則第五項中「この法律の施行後、この法律の適用により支払を受け、又は国若しくは地方公共団体の職員としてなされた勤務（この法律の施行前に当該職員が退職した場合に限る。）に因り、若しくは官公署の職員の共済組合の組合員であつたこと（昭和二十九年七月一日前に当該組合員でなくなつた場合に限る。）に因り支払を受ける所得税法第九條第五号に規定する給与所得若しくは同条第六号に規定する退職所得又は長期給

付のうち退職年金若しくは退職一時金については、これを同法第一條第二項第五号に規定する所得とみなし、当該給与所得若しくは退職所得又は当該退職年金若しくは退職一時金のうちこの法律の施行前に（退職年金又は退職一時金については、昭和二十九年七月一日前）にその支給期が到来したもののについては、その支給期がこの法律の施行の日（退職年金又は退職一時金については、昭和二十九年七月一日）に到来するものとみなして、所得税法の規定を適用する。この場合において、「を」を「國家公務員又は地方公務員としての勤務により又は当該勤務に係るものとして同法第一條第二項第五号に規定する所得の支払を受ける場合においては、」に改め、附則に次の一項を加える。
6 前項の場合において、同項に規定する個人がこの法律の適用により支払を受ける金額は、その者が國家公務員又は地方公務員としての勤務により又は当該勤務に係るものとして支払を受ける所得税法第一條第二項第五号に規定する所得の金額とみなす。
連合国財産である株式の回復に関する政令（昭和二十四年政令第三十号）の一部の次のように改正する。
第三十五條第三項中「第九條」の下に「第一項」を加える。
連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号）の一部を次のように改正する。
第三十二條第四項及び附則第二十二項中「第九條」の下に「第一項」を加える。

附則別表第一 昭和32年分の所得税の税額表(附則第四項の規定により新法第十三条又は第十五条第一項若しくは第四項の規定に代えて適用される所得税額表)

(一)

課税総所得金額、 調整所得金額又は 課税退職所得 金額 (イ)		税額(ロ)	(ハ)の(イ) に対する 割合	課税総所得金額、 調整所得金額又は 課税退職所得 金額 (イ)		税額(ロ)	(ハ)の(イ) に対する 割合	課税総所得金額、 調整所得金額又は 課税退職所得 金額 (イ)		税額(ロ)	(ハ)の(イ) に対する 割合
以 上	未 満			以 上	未 満			以 上	未 満		
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%
500	円未満	0	0	25,000	25,500	2,750	11	70,000	71,000	8,900	12
500	1,000	50	11	25,500	26,000	2,800	11	71,000	72,000	9,060	12
1,000	1,500	110	11	26,000	26,500	2,860	11	72,000	73,000	9,220	12
1,500	2,000	160	11	26,500	27,000	2,910	11	73,000	74,000	9,380	12
2,000	2,500	220	11	27,000	27,500	2,970	11	74,000	75,000	9,540	12
2,500	3,000	270	11	27,500	28,000	3,020	11	75,000	76,000	9,700	12
3,000	3,500	330	11	28,000	28,500	3,080	11	76,000	77,000	9,860	12
3,500	4,000	380	11	28,500	29,000	3,130	11	77,000	78,000	10,020	13
4,000	4,500	440	11	29,000	29,500	3,190	11	78,000	79,000	10,180	13
4,500	5,000	490	11	29,500	30,000	3,240	11	79,000	80,000	10,340	13
5,000	5,500	550	11	30,000	31,000	3,300	11	80,000	81,000	10,500	13
5,500	6,000	600	11	31,000	32,000	3,420	11	81,000	82,000	10,670	13
6,000	6,500	660	11	32,000	33,000	3,540	11	82,000	83,000	10,840	13
6,500	7,000	710	11	33,000	34,000	3,660	11	83,000	84,000	11,010	13
7,000	7,500	770	11	34,000	35,000	3,780	11	84,000	85,000	11,180	13
7,500	8,000	820	11	35,000	36,000	3,900	11	85,000	86,000	11,350	13
8,000	8,500	880	11	36,000	37,000	4,020	11	86,000	87,000	11,520	13
8,500	9,000	930	11	37,000	38,000	4,140	11	87,000	88,000	11,690	13
9,000	9,500	990	11	38,000	39,000	4,260	11	88,000	89,000	11,860	13
9,500	10,000	1,040	11	39,000	40,000	4,380	11	89,000	90,000	12,030	13
10,000	10,500	1,100	11	40,000	41,000	4,500	11	90,000	92,000	12,200	13
10,500	11,000	1,150	11	41,000	42,000	4,620	11	92,000	94,000	12,540	13
11,000	11,500	1,210	11	42,000	43,000	4,740	11	94,000	96,000	12,880	13
11,500	12,000	1,260	11	43,000	44,000	4,860	11	96,000	98,000	13,220	13
12,000	12,500	1,320	11	44,000	45,000	4,980	11	98,000	100,000	13,560	12
12,500	13,000	1,370	11	45,000	46,000	5,100	11	100,000	102,000	13,900	13
13,000	13,500	1,430	11	46,000	47,000	5,220	11	102,000	104,000	14,240	13
13,500	14,000	1,480	11	47,000	48,000	5,340	11	104,000	106,000	14,580	14
14,000	14,500	1,540	11	48,000	49,000	5,460	11	106,000	108,000	14,920	14
14,500	15,000	1,590	11	49,000	50,000	5,580	11	108,000	110,000	15,260	14
15,000	15,500	1,650	11	50,000	51,000	5,700	11	110,000	112,000	15,600	14
15,500	16,000	1,700	11	51,000	52,000	5,860	11	112,000	114,000	15,940	14
16,000	16,500	1,760	11	52,000	53,000	6,020	11	114,000	116,000	16,280	14
16,500	17,000	1,810	11	53,000	54,000	6,180	11	116,000	118,000	16,620	14
17,000	17,500	1,870	11	54,000	55,000	6,340	11	118,000	120,000	16,960	14
17,500	18,000	1,920	11	55,000	56,000	6,500	11	120,000	122,000	17,300	14
18,000	18,500	1,980	11	56,000	57,000	6,660	11	122,000	124,000	17,640	14
18,500	19,000	2,030	11	57,000	58,000	6,820	11	124,000	126,000	17,980	14
19,000	19,500	2,090	11	58,000	59,000	6,980	12	126,000	128,000	18,320	14
19,500	20,000	2,140	11	59,000	60,000	7,140	12	128,000	130,000	18,660	14
20,000	20,500	2,200	11	60,000	61,000	7,300	12	130,000	132,000	19,000	14
20,500	21,000	2,250	11	61,000	62,000	7,460	12	132,000	134,000	19,340	14
21,000	21,500	2,310	11	62,000	63,000	7,620	12	134,000	136,000	19,680	14
21,500	22,000	2,360	11	63,000	64,000	7,780	12	136,000	138,000	20,020	14
22,000	22,500	2,420	11	64,000	65,000	7,940	12	138,000	140,000	20,360	14
22,500	23,000	2,470	11	65,000	66,000	8,100	12	140,000	142,000	20,700	14
23,000	23,500	2,530	11	66,000	67,000	8,260	12	142,000	144,000	21,040	14
23,500	24,000	2,580	11	67,000	68,000	8,420	12	144,000	146,000	21,380	14
24,000	24,500	2,640	11	68,000	69,000	8,580	12	146,000	148,000	21,720	14
24,500	25,000	2,690	11	69,000	70,000	8,740	12	148,000	150,000	22,060	14

(二)

課税総所得金額、 調整所得金額又は 課税退職所得 金額 (円)		税額 (円)	(円) の (円) に対する割合	課税総所得金額、 調整所得金額又は 課税退職所得 金額 (円)		税額 (円)	(円) の (円) に対する割合	課税総所得金額、 調整所得金額又は 課税退職所得 金額 (円)		税額 (円)	(円) の (円) に対する割合
以 上	未 満			以 上	未 満			以 上	未 満		
150,000	152,000	22,400	14	270,000	273,000	47,300	17	430,000	434,000	85,100	19
152,000	154,000	22,780	14	273,000	276,000	47,960	17	434,000	438,000	86,060	19
154,000	156,000	23,160	15	276,000	279,000	48,620	17	438,000	442,000	87,020	19
156,000	158,000	23,540	15	279,000	282,000	49,280	17	442,000	446,000	87,980	19
158,000	160,000	23,920	15	282,000	285,000	49,940	17	446,000	450,000	88,940	19
160,000	162,000	24,300	15	285,000	288,000	50,600	17	450,000	454,000	89,900	19
162,000	164,000	24,680	15	288,000	291,000	51,260	17	454,000	458,000	90,860	20
164,000	166,000	25,060	15	291,000	294,000	51,920	17	458,000	462,000	91,820	20
166,000	168,000	25,440	15	294,000	297,000	52,580	17	462,000	466,000	92,780	20
168,000	170,000	25,820	15	297,000	300,000	53,240	17	466,000	470,000	93,740	20
170,000	172,000	26,200	15	300,000	303,000	53,900	17	470,000	474,000	94,700	20
172,000	174,000	26,580	15	303,000	306,000	54,560	18	474,000	478,000	95,660	20
174,000	176,000	26,960	15	306,000	309,000	55,340	18	478,000	482,000	96,620	20
176,000	178,000	27,340	15	309,000	312,000	56,060	18	482,000	486,000	97,580	20
178,000	180,000	27,720	15	312,000	315,000	56,780	18	486,000	490,000	98,540	20
180,000	182,000	28,100	15	315,000	318,000	57,500	18	490,000	494,000	99,500	20
182,000	184,000	28,480	15	318,000	321,000	58,220	18	494,000	498,000	100,460	20
184,000	186,000	28,860	15	321,000	324,000	58,940	18	498,000	502,000	101,420	20
186,000	188,000	29,240	15	324,000	327,000	59,660	18	502,000	506,000	102,480	20
188,000	190,000	29,620	15	327,000	330,000	60,380	18	506,000	510,000	103,440	20
190,000	192,000	30,000	15	330,000	333,000	61,100	18	510,000	514,000	104,800	20
192,000	194,000	30,380	15	333,000	336,000	61,820	18	514,000	518,000	105,960	20
194,000	196,000	30,760	15	336,000	339,000	62,540	18	518,000	522,000	107,120	20
196,000	198,000	31,140	15	339,000	342,000	63,260	18	522,000	526,000	108,280	20
198,000	200,000	31,520	15	342,000	345,000	63,980	18	526,000	530,000	109,440	20
200,000	202,000	31,900	15	345,000	348,000	64,700	18	530,000	534,000	110,600	20
202,000	204,000	32,340	16	348,000	351,000	65,420	18	534,000	538,000	111,760	20
204,000	206,000	32,780	16	351,000	354,000	66,140	18	538,000	542,000	112,920	20
206,000	208,000	33,220	16	354,000	357,000	66,860	18	542,000	546,000	114,080	21
208,000	210,000	33,660	16	357,000	360,000	67,580	18	546,000	550,000	115,240	21
210,000	213,000	34,100	16	360,000	363,000	68,300	18	550,000	554,000	116,400	21
213,000	216,000	34,760	16	363,000	366,000	69,020	19	554,000	558,000	117,560	21
216,000	219,000	35,420	16	366,000	369,000	69,740	19	558,000	562,000	118,720	21
219,000	222,000	36,080	16	369,000	372,000	70,460	19	562,000	566,000	119,880	21
222,000	225,000	36,740	16	372,000	375,000	71,180	19	566,000	570,000	121,040	21
225,000	228,000	37,400	16	375,000	378,000	71,900	19	570,000	574,000	122,200	21
228,000	231,000	38,060	16	378,000	381,000	72,620	19	574,000	578,000	123,360	21
231,000	234,000	38,720	16	381,000	384,000	73,340	19	578,000	582,000	124,520	21
234,000	237,000	39,380	16	384,000	387,000	74,060	19	582,000	586,000	125,680	21
237,000	240,000	40,040	16	387,000	390,000	74,780	19	586,000	590,000	126,840	21
240,000	243,000	40,700	16	390,000	394,000	75,500	19	590,000	594,000	128,000	21
243,000	246,000	41,360	17	394,000	398,000	76,460	19	594,000	598,000	129,160	21
246,000	249,000	42,020	17	398,000	402,000	77,420	19	598,000	602,000	130,320	21
249,000	252,000	42,680	17	402,000	406,000	78,380	19	602,000	606,000	131,480	21
252,000	255,000	43,340	17	406,000	410,000	79,340	19	606,000	610,000	132,640	21
255,000	258,000	44,000	17	410,000	414,000	80,300	19	610,000	614,000	133,800	21
258,000	261,000	44,660	17	414,000	418,000	81,260	19	614,000	618,000	134,960	21
261,000	264,000	45,320	17	418,000	422,000	82,220	19	618,000	622,000	136,120	22
264,000	267,000	45,980	17	422,000	426,000	83,180	19	622,000	626,000	137,280	22
267,000	270,000	46,640	17	426,000	430,000	84,140	19	626,000	630,000	138,440	22

(三)

課税総所得金額、 調整所得金額又は 課税退職所得 金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ) に 対 す る 割 合	課税総所得金額、 調整所得金額又は 課税退職所得 金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ) に 対 す る 割 合	課税総所得金額、 調整所得金額又は 課税退職所得 金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ) に 対 す る 割 合
以 上	未 満			以 上	未 満			以 上	未 満		
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%
630,000	635,000	139,600	22	880,000	885,000	212,900	24	3,000,000	4,000,000	(イ)の金額に 45%を乗じて 算出した金額 から 313,100 円を控除した 金額	
635,000	640,000	141,050	22	885,000	890,000	214,400	24				
640,000	645,000	142,500	22	890,000	895,000	215,900	24				
645,000	650,000	143,950	22	895,000	900,000	217,400	24				
650,000	655,000	145,400	22	900,000	905,000	218,900	24				
655,000	660,000	146,850	22	905,000	910,000	220,400	24	4,000,000	5,000,000	(イ)の金額に 49%を乗じて 算出した金額 から 473,100 円を控除した 金額	
660,000	665,000	148,300	22	910,000	915,000	221,900	24				
665,000	670,000	149,750	22	915,000	920,000	223,400	24				
670,000	675,000	151,200	22	920,000	925,000	224,900	24				
675,000	680,000	152,650	22	925,000	930,000	226,400	24				
680,000	685,000	154,100	22	930,000	935,000	227,900	24	5,000,000	6,000,000	(イ)の金額に 50%を乗じて 算出した金額 から 523,100 円を控除した 金額	
685,000	690,000	155,550	22	935,000	940,000	229,400	24				
690,000	695,000	157,000	22	940,000	945,000	230,900	24				
695,000	700,000	158,450	22	945,000	950,000	232,400	24				
700,000	705,000	159,900	22	950,000	955,000	233,900	24				
705,000	710,000	161,350	22	955,000	960,000	235,400	24	6,000,000	10,000,000	(イ)の金額に 54%を乗じて 算出した金額 から 763,100 円を控除した 金額	
710,000	715,000	162,800	22	960,000	965,000	236,900	24				
715,000	720,000	164,250	22	965,000	970,000	238,400	24				
720,000	725,000	165,700	23	970,000	975,000	239,900	24				
725,000	730,000	167,150	23	975,000	980,000	241,400	24				
730,000	735,000	168,600	23	980,000	985,000	242,900	24	10,000,000	20,000,000	(イ)の金額に 57%を乗じて 算出した金 額から 1,063,100 円 を控除した金 額	
735,000	740,000	170,050	23	985,000	990,000	244,400	24				
740,000	745,000	171,500	23	990,000	995,000	245,900	24				
745,000	750,000	172,950	23	995,000	1,000,000	247,400	24				
750,000	755,000	174,400	23								
755,000	760,000	175,850	23	1,000,000	1,200,000	(イ)の金額に 54%を乗じて 算出した金額 から 91,100 円 を控除した金 額		20,000,000	30,000,000	(イ)の金額に 51%を乗じて 算出した金 額から 1,863,100 円 を控除した金 額	
760,000	765,000	177,300	23								
765,000	770,000	178,750	23								
770,000	775,000	180,200	23								
775,000	780,000	181,650	23								
780,000	785,000	183,100	23	1,200,000	1,500,000	(イ)の金額に 35%を乗じて 算出した金額 から 108,100 円を控除した 金額		30,000,000	50,000,000	(イ)の金額に 55%を乗じて 算出した金 額から 3,063,100 円 を控除した金 額	
785,000	790,000	184,550	23								
790,000	795,000	186,000	23								
795,000	800,000	187,450	23								
800,000	805,000	188,900	23								
805,000	810,000	190,400	23	1,500,000	2,000,000	(イ)の金額に 39%を乗じて 算出した金額 から 163,100 円を控除した 金額		50,000,000 円以上		(イ)の金額に 59%を乗じて 算出した金 額から 5,063,100 円 を控除した金 額	
810,000	815,000	191,900	23								
815,000	820,000	193,400	23								
820,000	825,000	194,900	23								
825,000	830,000	196,400	23								
830,000	835,000	197,900	23	2,000,000	2,500,000	(イ)の金額に 40%を乗じて 算出した金額 から 183,100 円を控除した 金額					
835,000	840,000	199,400	23								
840,000	845,000	200,900	23								
845,000	850,000	202,400	23								
850,000	855,000	203,900	23								
855,000	860,000	205,400	24	2,500,000	3,000,000	(イ)の金額に 44%を乗じて 算出した金額 から 283,100 円を控除した 金額					
860,000	865,000	206,900	24								
865,000	870,000	208,400	24								
870,000	875,000	209,900	24								
875,000	880,000	211,400	24								

(備考) 課税総所得金額とは、総所得金額について、雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、扶養控除及び基礎控除をした後の金額をいい、調整所得金額とは、新法第十四条第一号に規定する調整所得金額をいい、課税退職所得金額とは、退職所得の収入金額から 200,000 円(勤続年数が 10 年をこえる場合には、そのこえる年数を 20,000 円に乗じて得た金額を加算した金額(当該金額が 500,000 円をこえることとなるときは、500,000 円とする。))を控除した金額の 50%に相当する金額について、雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、扶養控除及び基礎控除をした後の金額をいう。

附則別表第二 昭和32年分の山林所得に対する所得税の税額表(附則第四項の規定により新法第十三条又は第十五条第二項の規定に代えて適用される所得税額表)

(一)

課税山林所得金額			税 額	課税山林所得金額			税 額	課税山林所得金額			税 額
以	上	未 満		以	上	未 満		以	上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
500	円未満	1,000	0	27,500	28,000	3,020	80,000	81,000	8,800		
500	1,000	50	28,000	28,500	3,080	81,000	82,000	8,910			
1,000	1,500	110	28,500	29,000	3,130	82,000	83,000	9,020			
1,500	2,000	160	29,000	29,500	3,190	83,000	84,000	9,130			
2,000	2,500	220	29,500	30,000	3,240	84,000	85,000	9,240			
2,500	3,000	270	30,000	31,000	3,300	85,000	86,000	9,350			
3,000	3,500	330	31,000	32,000	3,410	86,000	87,000	9,460			
3,500	4,000	380	32,000	33,000	3,520	87,000	88,000	9,570			
4,000	4,500	440	33,000	34,000	3,630	88,000	89,000	9,680			
4,500	5,000	490	34,000	35,000	3,740	89,000	90,000	9,790			
5,000	5,500	550	35,000	36,000	3,850	90,000	92,000	9,900			
5,500	6,000	600	36,000	37,000	3,960	92,000	94,000	10,120			
6,000	6,500	660	37,000	38,000	4,070	94,000	96,000	10,340			
6,500	7,000	710	38,000	39,000	4,180	96,000	98,000	10,560			
7,000	7,500	770	39,000	40,000	4,290	98,000	100,000	10,780			
7,500	8,000	820	40,000	41,000	4,400	100,000	102,000	11,000			
8,000	8,500	880	41,000	42,000	4,510	102,000	104,000	11,220			
8,500	9,000	930	42,000	43,000	4,620	104,000	106,000	11,440			
9,000	9,500	990	43,000	44,000	4,730	106,000	108,000	11,660			
9,500	10,000	1,040	44,000	45,000	4,840	108,000	110,000	11,880			
10,000	10,500	1,100	45,000	46,000	4,950	110,000	112,000	12,100			
10,500	11,000	1,150	46,000	47,000	5,060	112,000	114,000	12,320			
11,000	11,500	1,210	47,000	48,000	5,170	114,000	116,000	12,540			
11,500	12,000	1,260	48,000	49,000	5,280	116,000	118,000	12,760			
12,000	12,500	1,320	49,000	50,000	5,390	118,000	120,000	12,980			
12,500	13,000	1,370	50,000	51,000	5,500	120,000	122,000	13,200			
13,000	13,500	1,430	51,000	52,000	5,610	122,000	124,000	13,420			
13,500	14,000	1,480	52,000	53,000	5,720	124,000	126,000	13,640			
14,000	14,500	1,540	53,000	54,000	5,830	126,000	128,000	13,860			
14,500	15,000	1,590	54,000	55,000	5,940	128,000	130,000	14,080			
15,000	15,500	1,650	55,000	56,000	6,050	130,000	132,000	14,300			
15,500	16,000	1,700	56,000	57,000	6,160	132,000	134,000	14,520			
16,000	16,500	1,760	57,000	58,000	6,270	134,000	136,000	14,740			
16,500	17,000	1,810	58,000	59,000	6,380	136,000	138,000	14,960			
17,000	17,500	1,870	59,000	60,000	6,490	138,000	140,000	15,180			
17,500	18,000	1,920	60,000	61,000	6,600	140,000	142,000	15,400			
18,000	18,500	1,980	61,000	62,000	6,710	142,000	144,000	15,620			
18,500	19,000	2,030	62,000	63,000	6,820	144,000	146,000	15,840			
19,000	19,500	2,090	63,000	64,000	6,930	146,000	148,000	16,060			
19,500	20,000	2,140	64,000	65,000	7,040	148,000	150,000	16,280			
20,000	20,500	2,200	65,000	66,000	7,150	150,000	152,000	16,500			
20,500	21,000	2,250	66,000	67,000	7,260	152,000	154,000	16,740			
21,000	21,500	2,310	67,000	68,000	7,370	154,000	156,000	16,980			
21,500	22,000	2,360	68,000	69,000	7,480	156,000	158,000	17,220			
22,000	22,500	2,420	69,000	70,000	7,590	158,000	160,000	17,460			
22,500	23,000	2,470	70,000	71,000	7,700	160,000	162,000	17,700			
23,000	23,500	2,530	71,000	72,000	7,810	162,000	164,000	17,940			
23,500	24,000	2,580	72,000	73,000	7,920	164,000	166,000	18,180			
24,000	24,500	2,640	73,000	74,000	8,030	166,000	168,000	18,420			
24,500	25,000	2,690	74,000	75,000	8,140	168,000	170,000	18,660			
25,000	25,500	2,750	75,000	76,000	8,250	170,000	172,000	18,900			
25,500	26,000	2,800	76,000	77,000	8,360	172,000	174,000	19,140			
26,000	26,500	2,860	77,000	78,000	8,470	174,000	176,000	19,380			
26,500	27,000	2,910	78,000	79,000	8,580	176,000	178,000	19,620			
27,000	27,500	2,970	79,000	80,000	8,690	178,000	180,000	19,860			

(二)

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
180,000	182,000	20,100	330,000	333,000	41,300	530,000	534,000	74,600
182,000	184,000	20,340	333,000	336,000	41,780	534,000	538,000	75,280
184,000	186,000	20,580	336,000	339,000	42,260	538,000	542,000	75,960
186,000	188,000	20,820	339,000	342,000	42,740	542,000	546,000	76,640
188,000	190,000	21,060	342,000	345,000	43,220	546,000	550,000	77,320
190,000	192,000	21,300	345,000	348,000	43,700	550,000	554,000	78,000
192,000	194,000	21,540	348,000	351,000	44,180	554,000	558,000	78,680
194,000	196,000	21,780	351,000	354,000	44,660	558,000	562,000	79,360
196,000	198,000	22,020	354,000	357,000	45,140	562,000	566,000	80,040
198,000	200,000	22,260	357,000	360,000	45,620	566,000	570,000	80,720
200,000	202,000	22,500	360,000	363,000	46,100	570,000	574,000	81,400
202,000	204,000	22,740	363,000	366,000	46,580	574,000	578,000	82,080
204,000	206,000	22,980	366,000	369,000	47,060	578,000	582,000	82,760
206,000	208,000	23,220	369,000	372,000	47,540	582,000	586,000	83,440
208,000	210,000	23,460	372,000	375,000	48,020	586,000	590,000	84,120
210,000	213,000	23,700	375,000	378,000	48,500	590,000	594,000	84,800
213,000	216,000	24,060	378,000	381,000	48,980	594,000	598,000	85,480
216,000	219,000	24,420	381,000	384,000	49,460	598,000	602,000	86,160
219,000	222,000	24,780	384,000	387,000	49,940	602,000	606,000	86,840
222,000	225,000	25,140	387,000	390,000	50,420	606,000	610,000	87,520
225,000	228,000	25,500	390,000	394,000	50,900	610,000	614,000	88,200
228,000	231,000	25,860	394,000	398,000	51,540	614,000	618,000	88,880
231,000	234,000	26,220	398,000	402,000	52,180	618,000	622,000	89,560
234,000	237,000	26,580	402,000	406,000	52,840	622,000	626,000	90,240
237,000	240,000	26,940	406,000	410,000	53,520	626,000	630,000	90,920
240,000	243,000	27,300	410,000	414,000	54,200	630,000	635,000	91,600
243,000	246,000	27,660	414,000	418,000	54,880	635,000	640,000	92,450
246,000	249,000	28,020	418,000	422,000	55,560	640,000	645,000	93,300
249,000	252,000	28,380	422,000	426,000	56,240	645,000	650,000	94,150
252,000	255,000	28,820	426,000	430,000	56,920	650,000	655,000	95,000
255,000	258,000	29,300	430,000	434,000	57,600	655,000	660,000	95,850
258,000	261,000	29,780	434,000	438,000	58,280	660,000	665,000	96,700
261,000	264,000	30,260	438,000	442,000	58,960	665,000	670,000	97,550
264,000	267,000	30,740	442,000	446,000	59,640	670,000	675,000	98,400
267,000	270,000	31,220	446,000	450,000	60,320	675,000	680,000	99,250
270,000	273,000	31,700	450,000	454,000	61,000	680,000	685,000	100,100
273,000	276,000	32,180	454,000	458,000	61,680	685,000	690,000	100,950
276,000	279,000	32,660	458,000	462,000	62,360	690,000	695,000	101,800
279,000	282,000	33,140	462,000	466,000	63,040	695,000	700,000	102,650
282,000	285,000	33,620	466,000	470,000	63,720	700,000	705,000	103,500
285,000	288,000	34,100	470,000	474,000	64,400	705,000	710,000	104,350
288,000	291,000	34,580	474,000	478,000	65,080	710,000	715,000	105,200
291,000	294,000	35,060	478,000	482,000	65,760	715,000	720,000	106,050
294,000	297,000	35,540	482,000	486,000	66,440	720,000	725,000	106,900
297,000	300,000	36,020	486,000	490,000	67,120	725,000	730,000	107,750
300,000	303,000	36,500	490,000	494,000	67,800	730,000	735,000	108,600
303,000	306,000	36,980	494,000	498,000	68,480	735,000	740,000	109,450
306,000	309,000	37,460	498,000	502,000	69,160	740,000	745,000	110,300
309,000	312,000	37,940	502,000	506,000	69,840	745,000	750,000	111,150
312,000	315,000	38,420	506,000	510,000	70,520	750,000	755,000	112,000
315,000	318,000	38,900	510,000	514,000	71,200	755,000	760,000	112,950
318,000	321,000	39,380	514,000	518,000	71,880	760,000	765,000	113,900
321,000	324,000	39,860	518,000	522,000	72,560	765,000	770,000	114,850
324,000	327,000	40,340	522,000	526,000	73,240	770,000	775,000	115,800
327,000	330,000	40,820	526,000	530,000	73,920	775,000	780,000	116,750

(三)

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
780,000	785,000	117,700	1,000,000	1,500,000	課税山林所得金額に22%を乗じて算出した金額から60,500円を控除した金額	15,000,000	20,000,000	課税山林所得金額に45%を乗じて算出した金額から1,565,500円を控除した金額
785,000	790,000	118,650						
790,000	795,000	119,600						
795,000	800,000	120,550						
800,000	805,000	121,500						
805,000	810,000	122,450	1,500,000	2,500,000	課税山林所得金額に24%を乗じて算出した金額から90,500円を控除した金額	20,000,000	25,000,000	課税山林所得金額に49%を乗じて算出した金額から2,365,500円を控除した金額
810,000	815,000	123,400						
815,000	820,000	124,350						
820,000	825,000	125,300						
825,000	830,000	126,250						
830,000	835,000	127,200	2,500,000	4,000,000	課税山林所得金額に29%を乗じて算出した金額から215,500円を控除した金額	25,000,000	30,000,000	課税山林所得金額に50%を乗じて算出した金額から2,615,500円を控除した金額
835,000	840,000	128,150						
840,000	845,000	129,100						
845,000	850,000	130,050						
850,000	855,000	131,000						
855,000	860,000	131,950	4,000,000	5,000,000	課税山林所得金額に30%を乗じて算出した金額から255,500円を控除した金額	30,000,000	50,000,000	課税山林所得金額に54%を乗じて算出した金額から3,315,500円を控除した金額
860,000	865,000	132,900						
865,000	870,000	133,850						
870,000	875,000	134,800						
875,000	880,000	135,750						
880,000	885,000	136,700	5,000,000	6,000,000	課税山林所得金額に34%を乗じて算出した金額から455,500円を控除した金額	50,000,000	100,000,000	課税山林所得金額に57%を乗じて算出した金額から5,315,500円を控除した金額
885,000	890,000	137,650						
890,000	895,000	138,600						
895,000	900,000	139,550						
900,000	905,000	140,500						
905,000	910,000	141,450	6,000,000	7,500,000	課税山林所得金額に35%を乗じて算出した金額から515,500円を控除した金額	100,000,000	150,000,000	課税山林所得金額に61%を乗じて算出した金額から9,315,500円を控除した金額
910,000	915,000	142,400						
915,000	920,000	143,350						
920,000	925,000	144,300						
925,000	930,000	145,250						
930,000	935,000	146,200	7,500,000	10,000,000	課税山林所得金額に39%を乗じて算出した金額から815,500円を控除した金額	150,000,000	250,000,000	課税山林所得金額に65%を乗じて算出した金額から15,315,500円を控除した金額
935,000	940,000	147,150						
940,000	945,000	148,100						
945,000	950,000	149,050						
950,000	955,000	150,000						
955,000	960,000	150,950	10,000,000	12,500,000	課税山林所得金額に40%を乗じて算出した金額から915,500円を控除した金額	250,000,000 円以上		課税山林所得金額に69%を乗じて算出した金額から25,315,500円を控除した金額
960,000	965,000	151,900						
965,000	970,000	152,850						
970,000	975,000	153,800						
975,000	980,000	154,750						
980,000	985,000	155,700	12,500,000	15,000,000	課税山林所得金額に44%を乗じて算出した金額から1,415,500円を控除した金額			
985,000	990,000	156,650						
990,000	995,000	157,600						
995,000	1,000,000	158,550						

(備考) 課税山林所得金額とは、山林所得の金額について、雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、扶養控除及び基礎控除をした後の金額をいう。

附則別表第三

昭和32年分の退職所得に対する所得税の税額表(附則第四項の規定により新法第十五条第三項の規定に代えて適用される所得税額表又は附則第三項の規定により読み替えられた新法第三十八条の二第一項の規定による所得税源泉徴収額表)

(一)

退職所得の特金 税 額			退職所得の特金 税 額			退職所得の特金 税 額		
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,000	円未満	0	50,000	51,000	2,750	140,000	142,000	8,900
1,000	2,000	50	51,000	52,000	2,800	142,000	144,000	9,060
2,000	3,000	110	52,000	53,000	2,860	144,000	146,000	9,220
3,000	4,000	160	53,000	54,000	2,910	146,000	148,000	9,380
4,000	5,000	220	54,000	55,000	2,970	148,000	150,000	9,540
5,000	6,000	270	55,000	56,000	3,020	150,000	152,000	9,700
6,000	7,000	330	56,000	57,000	3,080	152,000	154,000	9,860
7,000	8,000	380	57,000	58,000	3,130	154,000	156,000	10,020
8,000	9,000	440	58,000	59,000	3,190	156,000	158,000	10,180
9,000	10,000	490	59,000	60,000	3,240	158,000	160,000	10,340
10,000	11,000	550	60,000	62,000	3,300	160,000	162,000	10,500
11,000	12,000	600	62,000	64,000	3,420	162,000	164,000	10,670
12,000	13,000	660	64,000	66,000	3,540	164,000	166,000	10,840
13,000	14,000	710	66,000	68,000	3,660	166,000	168,000	11,010
14,000	15,000	770	68,000	70,000	3,780	168,000	170,000	11,180
15,000	16,000	820	70,000	72,000	3,900	170,000	172,000	11,350
16,000	17,000	880	72,000	74,000	4,020	172,000	174,000	11,520
17,000	18,000	930	74,000	76,000	4,140	174,000	176,000	11,690
18,000	19,000	990	76,000	78,000	4,260	176,000	178,000	11,860
19,000	20,000	1,040	78,000	80,000	4,380	178,000	180,000	12,030
20,000	21,000	1,100	80,000	82,000	4,500	180,000	184,000	12,200
21,000	22,000	1,150	82,000	84,000	4,620	184,000	188,000	12,540
22,000	23,000	1,210	84,000	86,000	4,740	188,000	192,000	12,880
23,000	24,000	1,260	86,000	88,000	4,860	192,000	196,000	13,220
24,000	25,000	1,320	88,000	90,000	4,980	196,000	200,000	13,560
25,000	26,000	1,370	90,000	92,000	5,100	200,000	204,000	13,900
26,000	27,000	1,430	92,000	94,000	5,220	204,000	208,000	14,240
27,000	28,000	1,480	94,000	96,000	5,340	208,000	212,000	14,580
28,000	29,000	1,540	96,000	98,000	5,460	212,000	216,000	14,920
29,000	30,000	1,590	98,000	100,000	5,580	216,000	220,000	15,260
30,000	31,000	1,650	100,000	102,000	5,700	220,000	224,000	15,600
31,000	32,000	1,700	102,000	104,000	5,860	224,000	228,000	15,940
32,000	33,000	1,760	104,000	106,000	6,020	228,000	232,000	16,280
33,000	34,000	1,810	106,000	108,000	6,180	232,000	236,000	16,620
34,000	35,000	1,870	108,000	110,000	6,340	236,000	240,000	16,960
35,000	36,000	1,920	110,000	112,000	6,500	240,000	244,000	17,300
36,000	37,000	1,980	112,000	114,000	6,660	244,000	248,000	17,640
37,000	38,000	2,030	114,000	116,000	6,820	248,000	252,000	17,980
38,000	39,000	2,090	116,000	118,000	6,980	252,000	256,000	18,320
39,000	40,000	2,140	118,000	120,000	7,140	256,000	260,000	18,660
40,000	41,000	2,200	120,000	122,000	7,300	260,000	264,000	19,000
41,000	42,000	2,250	122,000	124,000	7,460	264,000	268,000	19,340
42,000	43,000	2,310	124,000	126,000	7,620	268,000	272,000	19,680
43,000	44,000	2,360	126,000	128,000	7,780	272,000	276,000	20,020
44,000	45,000	2,420	128,000	130,000	7,940	276,000	280,000	20,360
45,000	46,000	2,470	130,000	132,000	8,100	280,000	284,000	20,700
46,000	47,000	2,530	132,000	134,000	8,260	284,000	288,000	21,040
47,000	48,000	2,580	134,000	136,000	8,420	288,000	292,000	21,380
48,000	49,000	2,640	136,000	138,000	8,580	292,000	296,000	21,720
49,000	50,000	2,690	138,000	140,000	8,740	296,000	300,000	22,060

(二)

退職 控除 額	所得 の 特金	税 額	退職 控除 額	所得 の 特金	税 額	退職 控除 額	所得 の 特金	税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
300,000	304,000	22,400	540,000	546,000	47,300	860,000	868,000	85,100
304,000	308,000	22,780	546,000	552,000	47,960	868,000	876,000	86,060
308,000	312,000	23,160	552,000	558,000	48,620	876,000	884,000	87,020
312,000	316,000	23,540	558,000	564,000	49,280	884,000	892,000	87,980
316,000	320,000	23,920	564,000	570,000	49,940	892,000	900,000	88,940
320,000	324,000	24,300	570,000	576,000	50,600	900,000	908,000	89,900
324,000	328,000	24,680	576,000	582,000	51,260	908,000	916,000	90,860
328,000	332,000	25,060	582,000	588,000	51,920	916,000	924,000	91,820
332,000	336,000	25,440	588,000	594,000	52,580	924,000	932,000	92,780
336,000	340,000	25,820	594,000	600,000	53,240	932,000	940,000	93,740
340,000	344,000	26,200	600,000	606,000	53,900	940,000	948,000	94,700
344,000	348,000	26,580	606,000	612,000	54,620	948,000	956,000	95,660
348,000	352,000	26,960	612,000	618,000	55,340	956,000	964,000	96,620
352,000	356,000	27,340	618,000	624,000	56,060	964,000	972,000	97,580
356,000	360,000	27,720	624,000	630,000	56,780	972,000	980,000	98,540
360,000	364,000	28,100	630,000	636,000	57,500	980,000	988,000	99,500
364,000	368,000	28,480	636,000	642,000	58,220	988,000	996,000	100,460
368,000	372,000	28,860	642,000	648,000	58,940	996,000	1,004,000	101,420
372,000	376,000	29,240	648,000	654,000	59,660	1,004,000	1,012,000	102,480
376,000	380,000	29,620	654,000	660,000	60,380	1,012,000	1,020,000	103,640
380,000	384,000	30,000	660,000	666,000	61,100	1,020,000	1,028,000	104,800
384,000	388,000	30,380	666,000	672,000	61,820	1,028,000	1,036,000	105,960
388,000	392,000	30,760	672,000	678,000	62,540	1,036,000	1,044,000	107,120
392,000	396,000	31,140	678,000	684,000	63,260	1,044,000	1,052,000	108,280
396,000	400,000	31,520	684,000	690,000	63,980	1,052,000	1,060,000	109,440
400,000	404,000	31,900	690,000	696,000	64,700	1,060,000	1,068,000	110,600
404,000	408,000	32,340	696,000	702,000	65,420	1,068,000	1,076,000	111,760
408,000	412,000	32,780	702,000	708,000	66,140	1,076,000	1,084,000	112,920
412,000	416,000	33,220	708,000	714,000	66,860	1,084,000	1,092,000	114,080
416,000	420,000	33,660	714,000	720,000	67,580	1,092,000	1,100,000	115,240
420,000	426,000	34,100	720,000	726,000	68,300	1,100,000	1,108,000	116,400
426,000	432,000	34,760	726,000	732,000	69,020	1,108,000	1,116,000	117,560
432,000	438,000	35,420	732,000	738,000	69,740	1,116,000	1,124,000	118,720
438,000	444,000	36,080	738,000	744,000	70,460	1,124,000	1,132,000	119,880
444,000	450,000	36,740	744,000	750,000	71,180	1,132,000	1,140,000	121,040
450,000	456,000	37,400	750,000	756,000	71,900	1,140,000	1,148,000	122,200
456,000	462,000	38,060	756,000	762,000	72,620	1,148,000	1,156,000	123,360
462,000	468,000	38,720	762,000	768,000	73,340	1,156,000	1,164,000	124,520
468,000	474,000	39,380	768,000	774,000	74,060	1,164,000	1,172,000	125,680
474,000	480,000	40,040	774,000	780,000	74,780	1,172,000	1,180,000	126,840
480,000	486,000	40,700	780,000	788,000	75,500	1,180,000	1,188,000	128,000
486,000	492,000	41,360	788,000	796,000	76,460	1,188,000	1,196,000	129,160
492,000	498,000	42,020	796,000	804,000	77,420	1,196,000	1,204,000	130,320
498,000	504,000	42,680	804,000	812,000	78,380	1,204,000	1,212,000	131,480
504,000	510,000	43,340	812,000	820,000	79,340	1,212,000	1,220,000	132,640
510,000	516,000	44,000	820,000	828,000	80,300	1,220,000	1,228,000	133,800
516,000	522,000	44,660	828,000	836,000	81,260	1,228,000	1,236,000	134,960
522,000	528,000	45,320	836,000	844,000	82,220	1,236,000	1,244,000	136,120
528,000	534,000	45,980	844,000	852,000	83,180	1,244,000	1,252,000	137,280
534,000	540,000	46,640	852,000	860,000	84,140	1,252,000	1,260,000	138,440

(三)

退職所得の特金			退職所得の特金			退職所得の特金		
退職控除額	所得の特金	税 額	退職控除額	所得の特金	税 額	退職控除額	所得の特金	税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
1,260,000	1,288,000	139,600	1,750,000	1,760,000	211,400	6,000,000	8,000,000	退職所得の特別控除後の金額に22.5%を乗じて算出した金額から313,100円を控除した金額
1,268,000	1,276,000	140,760	1,760,000	1,770,000	212,900			
1,276,000	1,284,000	141,920	1,770,000	1,780,000	214,400			
1,284,000	1,292,000	143,080	1,780,000	1,790,000	215,900			
1,292,000	1,300,000	144,240	1,790,000	1,800,000	217,400			
1,300,000	1,310,000	145,400	1,800,000	1,810,000	218,900	8,000,000	10,000,000	退職所得の特別控除後の金額に24.5%を乗じて算出した金額から473,100円を控除した金額
1,310,000	1,320,000	146,560	1,810,000	1,820,000	220,400			
1,320,000	1,330,000	148,300	1,820,000	1,830,000	221,900			
1,330,000	1,340,000	149,750	1,830,000	1,840,000	223,400			
1,340,000	1,350,000	151,200	1,840,000	1,850,000	224,900			
1,350,000	1,360,000	152,650	1,850,000	1,860,000	226,400	10,000,000	12,000,000	退職所得の特別控除後の金額に25%を乗じて算出した金額から523,100円を控除した金額
1,360,000	1,370,000	154,100	1,860,000	1,870,000	227,900			
1,370,000	1,380,000	155,550	1,870,000	1,880,000	229,400			
1,380,000	1,390,000	157,000	1,880,000	1,890,000	230,900			
1,390,000	1,400,000	158,450	1,890,000	1,900,000	232,400			
1,400,000	1,410,000	159,900	1,900,000	1,910,000	233,900	12,000,000	20,000,000	退職所得の特別控除後の金額に27%を乗じて算出した金額から763,100円を控除した金額
1,410,000	1,420,000	161,350	1,910,000	1,920,000	235,400			
1,420,000	1,430,000	162,800	1,920,000	1,930,000	236,900			
1,430,000	1,440,000	164,250	1,930,000	1,940,000	238,400			
1,440,000	1,450,000	165,700	1,940,000	1,950,000	239,900			
1,450,000	1,460,000	167,150	1,950,000	1,960,000	241,400	20,000,000	40,000,000	退職所得の特別控除後の金額に28.5%を乗じて算出した金額から1,063,100円を控除した金額
1,460,000	1,470,000	168,600	1,960,000	1,970,000	242,900			
1,470,000	1,480,000	170,050	1,970,000	1,980,000	244,400			
1,480,000	1,490,000	171,500	1,980,000	1,990,000	245,900			
1,490,000	1,500,000	172,950	1,990,000	2,000,000	247,400			
1,500,000	1,510,000	174,400	2,000,000	2,400,000	退職所得の特別控除後の金額に17%を乗じて算出した金額から91,100円を控除した金額	40,000,000	60,000,000	退職所得の特別控除後の金額に30.5%を乗じて算出した金額から1,863,100円を控除した金額
1,510,000	1,520,000	175,850						
1,520,000	1,530,000	177,300						
1,530,000	1,540,000	178,750						
1,540,000	1,550,000	180,200						
1,550,000	1,560,000	181,650	2,400,000	3,000,000	退職所得の特別控除後の金額に17.5%を乗じて算出した金額から103,100円を控除した金額	60,000,000	100,000,000	退職所得の特別控除後の金額に32.5%を乗じて算出した金額から2,063,100円を控除した金額
1,560,000	1,570,000	183,100						
1,570,000	1,580,000	184,550						
1,580,000	1,590,000	186,000						
1,590,000	1,600,000	187,450						
1,600,000	1,610,000	188,900	3,000,000	4,000,000	退職所得の特別控除後の金額に18.5%を乗じて算出した金額から183,100円を控除した金額	100,000,000円以上		退職所得の特別控除後の金額に34.5%を乗じて算出した金額から5,063,100円を控除した金額
1,610,000	1,620,000	190,400						
1,620,000	1,630,000	191,900						
1,630,000	1,640,000	193,400						
1,640,000	1,650,000	194,900						
1,650,000	1,660,000	196,400	4,000,000	5,000,000	退職所得の特別控除後の金額に20%を乗じて算出した金額から183,100円を控除した金額			
1,660,000	1,670,000	197,900						
1,670,000	1,680,000	199,400						
1,680,000	1,690,000	200,900						
1,690,000	1,700,000	202,400						
1,700,000	1,710,000	203,900	5,000,000	6,000,000	退職所得の特別控除後の金額に22%を乗じて算出した金額から283,100円を控除した金額			
1,710,000	1,720,000	205,400						
1,720,000	1,730,000	206,900						
1,730,000	1,740,000	208,400						
1,740,000	1,750,000	209,900						

(備考 税額の求め方)

- (イ) まず、退職所得の収入金額から、
 (イ) 退職の日までの勤続年数が10年以下のときは、200,000円
 (ロ) 退職の日までの勤続年数が10年をこえ25年以下のときは、10年をこえる当該年数を20,000円に乗じて得た金額と200,000円との合計額
 (ハ) 退職の日までの勤続年数が25年をこえるときは、500,000円を控除した金額(退職所得の特別控除後の金額という。)を求める。
 (ニ) 次に、退職所得の特別控除後の金額に応じ「退職所得の特別控除後の金額」欄に該当する行を求め、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その退職所得に対する税額である。

附則別表第四 昭和32年分の給与所得に係る年末調整のための簡易税額表(附則第三項の規定により読み替えられた新法第四十条の規定による所得税額表)

(一)

課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満		以上	未満	
500円	1,000円	50	25,000円	25,500円	2,750	70,000円	71,000円	8,900	150,000円	152,000円	22,400
500円	1,000円	50	25,500円	26,000円	2,800	71,000円	72,000円	9,060	152,000円	154,000円	22,780
1,000円	1,500円	110	26,000円	26,500円	2,860	72,000円	73,000円	9,220	154,000円	156,000円	23,160
1,500円	2,000円	160	26,500円	27,000円	2,910	73,000円	74,000円	9,380	156,000円	158,000円	23,540
2,000円	2,500円	220	27,000円	27,500円	2,970	74,000円	75,000円	9,540	158,000円	160,000円	23,920
2,500円	3,000円	270	27,500円	28,000円	3,020	75,000円	76,000円	9,700	160,000円	162,000円	24,300
3,000円	3,500円	330	28,000円	28,500円	3,080	76,000円	77,000円	9,860	162,000円	164,000円	24,680
3,500円	4,000円	380	28,500円	29,000円	3,130	77,000円	78,000円	10,020	164,000円	166,000円	25,060
4,000円	4,500円	440	29,000円	29,500円	3,190	78,000円	79,000円	10,180	166,000円	168,000円	25,440
4,500円	5,000円	490	29,500円	30,000円	3,240	79,000円	80,000円	10,340	168,000円	170,000円	25,820
5,000円	5,500円	550	30,000円	31,000円	3,300	80,000円	81,000円	10,500	170,000円	172,000円	26,200
5,500円	6,000円	600	31,000円	32,000円	3,420	81,000円	82,000円	10,670	172,000円	174,000円	26,580
6,000円	6,500円	660	32,000円	33,000円	3,540	82,000円	83,000円	10,840	174,000円	176,000円	26,960
6,500円	7,000円	710	33,000円	34,000円	3,660	83,000円	84,000円	11,010	176,000円	178,000円	27,340
7,000円	7,500円	770	34,000円	35,000円	3,780	84,000円	85,000円	11,180	178,000円	180,000円	27,720
7,500円	8,000円	820	35,000円	36,000円	3,900	85,000円	86,000円	11,350	180,000円	182,000円	28,100
8,000円	8,500円	880	36,000円	37,000円	4,020	86,000円	87,000円	11,520	182,000円	184,000円	28,480
8,500円	9,000円	930	37,000円	38,000円	4,140	87,000円	88,000円	11,690	184,000円	186,000円	28,860
9,000円	9,500円	990	38,000円	39,000円	4,260	88,000円	89,000円	11,860	186,000円	188,000円	29,240
9,500円	10,000円	1,040	39,000円	40,000円	4,380	89,000円	90,000円	12,030	188,000円	190,000円	29,620
10,000円	10,500円	1,100	40,000円	41,000円	4,500	90,000円	92,000円	12,200	190,000円	192,000円	30,000
10,500円	11,000円	1,150	41,000円	42,000円	4,620	92,000円	94,000円	12,540	192,000円	194,000円	30,380
11,000円	11,500円	1,210	42,000円	43,000円	4,740	94,000円	96,000円	12,880	194,000円	196,000円	30,760
11,500円	12,000円	1,260	43,000円	44,000円	4,860	96,000円	98,000円	13,220	196,000円	198,000円	31,140
12,000円	12,500円	1,320	44,000円	45,000円	4,980	98,000円	100,000円	13,560	198,000円	200,000円	31,520
12,500円	13,000円	1,370	45,000円	46,000円	5,100	100,000円	102,000円	13,900	200,000円	202,000円	31,900
13,000円	13,500円	1,430	46,000円	47,000円	5,220	102,000円	104,000円	14,240	202,000円	204,000円	32,280
13,500円	14,000円	1,480	47,000円	48,000円	5,340	104,000円	106,000円	14,580	204,000円	206,000円	32,660
14,000円	14,500円	1,540	48,000円	49,000円	5,460	106,000円	108,000円	14,920	206,000円	208,000円	33,040
14,500円	15,000円	1,590	49,000円	50,000円	5,580	108,000円	110,000円	15,260	208,000円	210,000円	33,420
15,000円	15,500円	1,650	50,000円	51,000円	5,700	110,000円	112,000円	15,600	210,000円	212,000円	33,800
15,500円	16,000円	1,700	51,000円	52,000円	5,860	112,000円	114,000円	15,940	212,000円	214,000円	34,180
16,000円	16,500円	1,760	52,000円	53,000円	6,020	114,000円	116,000円	16,280	214,000円	216,000円	34,560
16,500円	17,000円	1,810	53,000円	54,000円	6,180	116,000円	118,000円	16,620	216,000円	218,000円	34,940
17,000円	17,500円	1,870	54,000円	55,000円	6,340	118,000円	120,000円	16,960	218,000円	220,000円	35,320
17,500円	18,000円	1,920	55,000円	56,000円	6,500	120,000円	122,000円	17,300	220,000円	222,000円	35,700
18,000円	18,500円	1,980	56,000円	57,000円	6,660	122,000円	124,000円	17,640	222,000円	224,000円	36,080
18,500円	19,000円	2,030	57,000円	58,000円	6,820	124,000円	126,000円	17,980	224,000円	226,000円	36,460
19,000円	19,500円	2,090	58,000円	59,000円	6,980	126,000円	128,000円	18,320	226,000円	228,000円	36,840
19,500円	20,000円	2,140	59,000円	60,000円	7,140	128,000円	130,000円	18,660	228,000円	230,000円	37,220
20,000円	20,500円	2,200	60,000円	61,000円	7,300	130,000円	132,000円	19,000	230,000円	232,000円	37,600
20,500円	21,000円	2,250	61,000円	62,000円	7,460	132,000円	134,000円	19,340	232,000円	234,000円	37,980
21,000円	21,500円	2,310	62,000円	63,000円	7,620	134,000円	136,000円	19,680	234,000円	236,000円	38,360
21,500円	22,000円	2,360	63,000円	64,000円	7,780	136,000円	138,000円	20,020	236,000円	238,000円	38,740
22,000円	22,500円	2,420	64,000円	65,000円	7,940	138,000円	140,000円	20,360	238,000円	240,000円	39,120
22,500円	23,000円	2,470	65,000円	66,000円	8,100	140,000円	142,000円	20,700	240,000円	242,000円	39,500
23,000円	23,500円	2,530	66,000円	67,000円	8,260	142,000円	144,000円	21,040	242,000円	244,000円	39,880
23,500円	24,000円	2,580	67,000円	68,000円	8,420	144,000円	146,000円	21,380	244,000円	246,000円	40,260
24,000円	24,500円	2,640	68,000円	69,000円	8,580	146,000円	148,000円	21,720	246,000円	248,000円	40,640
24,500円	25,000円	2,690	69,000円	70,000円	8,740	148,000円	150,000円	22,060	248,000円	250,000円	41,020

(二)

課税給与 所得金額		税額	課税給与 所得金額		税額	課税給与 所得金額		税額	課税給与 所得金額		税額		
以上	未満		以上	未満		以上	未満		以上	未満			
270,000	273,000	47,300	430,000	434,000	85,100	630,000	635,000	139,600	880,000	885,000	212,900		
273,000	276,000	47,960	434,000	438,000	86,060	635,000	640,000	141,050	885,000	890,000	214,400		
276,000	279,000	48,620	438,000	442,000	87,020	640,000	645,000	142,500	890,000	895,000	215,900		
279,000	282,000	49,280	442,000	446,000	87,980	645,000	650,000	143,950	895,000	900,000	217,400		
282,000	285,000	49,940	446,000	450,000	88,940	650,000	655,000	145,400	900,000	905,000	218,900		
285,000	288,000	50,600	450,000	454,000	89,900	655,000	660,000	146,850	905,000	910,000	220,400		
288,000	291,000	51,260	454,000	458,000	90,860	660,000	665,000	148,300	910,000	915,000	221,900		
291,000	294,000	51,920	458,000	462,000	91,820	665,000	670,000	149,750	915,000	920,000	223,400		
294,000	297,000	52,580	462,000	466,000	92,780	670,000	675,000	151,200	920,000	925,000	224,900		
297,000	300,000	53,240	466,000	470,000	93,740	675,000	680,000	152,650	925,000	930,000	226,400		
300,000	303,000	53,900	470,000	474,000	94,700	680,000	685,000	154,100	930,000	935,000	227,900		
303,000	306,000	54,620	474,000	478,000	95,660	685,000	690,000	155,550	935,000	940,000	229,400		
306,000	309,000	55,340	478,000	482,000	96,620	690,000	695,000	157,000	940,000	945,000	230,900		
309,000	312,000	56,060	482,000	486,000	97,580	695,000	700,000	158,450	945,000	950,000	232,400		
312,000	315,000	56,780	486,000	490,000	98,540	700,000	705,000	159,900	950,000	955,000	233,900		
315,000	318,000	57,500	490,000	494,000	99,500	705,000	710,000	161,350	955,000	960,000	235,400		
318,000	321,000	58,220	494,000	498,000	100,460	710,000	715,000	162,800	960,000	965,000	236,900		
321,000	324,000	58,940	498,000	502,000	101,420	715,000	720,000	164,250	965,000	970,000	238,400		
324,000	327,000	59,660	502,000	506,000	102,480	720,000	725,000	165,700	970,000	975,000	239,900		
327,000	330,000	60,380	506,000	510,000	103,640	725,000	730,000	167,150	975,000	980,000	241,400		
330,000	333,000	61,100	510,000	514,000	104,800	730,000	735,000	168,600	980,000	985,000	242,900		
333,000	336,000	61,820	514,000	518,000	105,960	735,000	740,000	170,050	985,000	990,000	244,400		
336,000	339,000	62,540	518,000	522,000	107,120	740,000	745,000	171,500	990,000	995,000	245,900		
339,000	342,000	63,260	522,000	526,000	108,280	745,000	750,000	172,950	995,000	1,000,000	247,400		
342,000	345,000	63,980	526,000	530,000	109,440	750,000	755,000	174,400	課税給与所得金額に84%を乗じて算出した金額から91,100円を控除した金額				
345,000	348,000	64,700	530,000	534,000	110,600	755,000	760,000	175,850				1,000,000	1,200,000
348,000	351,000	65,420	534,000	538,000	111,760	760,000	765,000	177,300					
351,000	354,000	66,140	538,000	542,000	112,920	765,000	770,000	178,750					
354,000	357,000	66,860	542,000	546,000	114,080	770,000	775,000	180,200					
357,000	360,000	67,580	546,000	550,000	115,240	775,000	780,000	181,650					
360,000	363,000	68,300	550,000	554,000	116,400	780,000	785,000	183,100	1,200,000	1,500,000	課税給与所得金額に85%を乗じて算出した金額から103,100円を控除した金額		
363,000	366,000	69,020	554,000	558,000	117,560	785,000	790,000	184,550					
366,000	369,000	69,740	558,000	562,000	118,720	790,000	795,000	186,000					
369,000	372,000	70,460	562,000	566,000	119,880	795,000	800,000	187,450					
372,000	375,000	71,180	566,000	570,000	121,040	800,000	805,000	188,900					
375,000	378,000	71,900	570,000	574,000	122,200	805,000	810,000	190,400	1,500,000	2,000,000	課税給与所得金額に89%を乗じて算出した金額から163,100円を控除した金額		
378,000	381,000	72,620	574,000	578,000	123,360	810,000	815,000	191,900					
381,000	384,000	73,340	578,000	582,000	124,520	815,000	820,000	193,400					
384,000	387,000	74,060	582,000	586,000	125,680	820,000	825,000	194,900					
387,000	390,000	74,780	586,000	590,000	126,840	825,000	830,000	196,400					
390,000	394,000	75,500	590,000	594,000	128,000	830,000	835,000	197,900	2,000,000	2,500,000	課税給与所得金額に40%を乗じて算出した金額から183,100円を控除した金額		
394,000	398,000	76,460	594,000	598,000	129,160	835,000	840,000	199,400					
398,000	402,000	77,420	598,000	602,000	130,320	840,000	845,000	200,900					
402,000	406,000	78,380	602,000	606,000	131,480	845,000	850,000	202,400					
406,000	410,000	79,340	606,000	610,000	132,640	850,000	855,000	203,900					
410,000	414,000	80,300	610,000	614,000	133,800	855,000	860,000	205,400	2,500,000	3,000,000	課税給与所得金額に44%を乗じて算出した金額から283,100円を控除した金額		
414,000	418,000	81,260	614,000	618,000	134,960	860,000	865,000	206,900					
418,000	422,000	82,220	618,000	622,000	136,120	865,000	870,000	208,400					
422,000	426,000	83,180	622,000	626,000	137,280	870,000	875,000	209,900					
426,000	430,000	84,140	626,000	630,000	138,440	875,000	880,000	211,400					

(三)

課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満		以上	未満	
3,000,000 ^円	4,000,000 ^円	課税給与所得金額に45%を乗じて算出した金額から313,100円を控除した金額	5,000,000 ^円	6,000,000 ^円	課税給与所得金額に50%を乗じて算出した金額から523,100円を控除した金額	10,000,000 ^円	20,000,000 ^円	課税給与所得金額に57%を乗じて算出した金額から1,063,100円を控除した金額	30,000,000 ^円	50,000,000 ^円	課税給与所得金額に65%を乗じて算出した金額から3,063,100円を控除した金額
4,000,000	5,000,000	課税給与所得金額に49%を乗じて算出した金額から473,100円を控除した金額	6,000,000	10,000,000	課税給与所得金額に54%を乗じて算出した金額から763,100円を控除した金額	20,000,000	30,000,000	課税給与所得金額に61%を乗じて算出した金額から1,863,100円を控除した金額	50,000,000円以上		課税給与所得金額に69%を乗じて算出した金額から5,063,100円を控除した金額

その者が不具者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに5,000円（これらの一に該当する場合で遺族等援護法の規定による遺族年金（不具者に該当する場合には、障害年金）を受ける者であるときは、7,000円）を、扶養親族である不具者がある場合には、当該不具者1人につき5,000円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額

(備考 税額の求め方)

- (イ) まず、この表の附表によりその年の給与所得の収入金額に応じて求めた給与所得控除後の給与の金額から、
- (1) その年の給与から控除される社会保険料がある場合には、その金額
 - (2) 申告された社会保険料の金額がある場合には、その金額
 - (3) 申告された生命保険料の支払金額がある場合には、その金額（その金額が15,000円をこえる場合には、15,000円とそのこえる金額（その金額が12,000円をこえるときは、12,000円）の2分の1に相当する金額との合計額）
- を控除した金額を求め、
- (ロ) 次に、(イ)により求めた金額から、
- (1) 申告された扶養親族がある場合には、
 - (イ) (ロ)に該当するときは除くほか、附則第三項の規定により読み替えられた新法第十一条の八第一項の規定による扶養控除額と基礎控除額との合計額を控除し、
 - (ロ) 附則第三項の規定により読み替えられた新法第十一条の八第二項の規定の適用を受ける旨の申告がある場合には、附則第三項の規定により読み替えられた同条第二項の規定による扶養控除額と基礎控除額との合計額を控除し、
 - (2) 申告された扶養親族がない場合には、基礎控除額を控除し、それぞれその残額を求める。
- (ハ) (ロ)により求めた残額に応じ、「課税給与所得金額」欄に該当する行を求め、その行の「税額」欄に記載されている金額（不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに当該金額から5,000円（これらの控除を認められる者が遺族等援護法の規定による遺族年金（不具者控除が認められる者については、障害年金）を受ける者である場合には、7,000円）を控除した金額）が、その求める税額である。

附則別表第四の附表

(一)

給 与 の 金 額		給与所得控	給 与 の 金 額		給与所得控	給 与 の 金 額		給与所得控
		除後の給与			除後の給与			除後の給与
以	上	満	以	上	満	以	上	満
の金額	の金額	の金額	の金額	の金額	の金額	の金額	の金額	の金額
110,000	111,000	88,000	164,000	165,000	131,200	219,000	220,000	175,200
110,000	111,000	88,000	165,000	166,000	132,000	220,000	221,000	176,000
111,000	112,000	88,800	166,000	167,000	132,800	221,000	222,000	176,800
112,000	113,000	89,600	167,000	168,000	133,600	222,000	223,000	177,600
113,000	114,000	90,400	168,000	169,000	134,400	223,000	224,000	178,400
114,000	115,000	91,200	169,000	170,000	135,200	224,000	225,000	179,200
115,000	116,000	92,000	170,000	171,000	136,000	225,000	226,000	180,000
116,000	117,000	92,800	171,000	172,000	136,800	226,000	227,000	180,800
117,000	118,000	93,600	172,000	173,000	137,600	227,000	228,000	181,600
118,000	119,000	94,400	173,000	174,000	138,400	228,000	229,000	182,400
119,000	120,000	95,200	174,000	175,000	139,200	229,000	230,000	183,200
120,000	121,000	96,000	175,000	176,000	140,000	230,000	231,000	184,000
121,000	122,000	96,800	176,000	177,000	140,800	231,000	232,000	184,800
122,000	123,000	97,600	177,000	178,000	141,600	232,000	233,000	185,600
123,000	124,000	98,400	178,000	179,000	142,400	233,000	234,000	186,400
124,000	125,000	99,200	179,000	180,000	143,200	234,000	235,000	187,200
125,000	126,000	100,000	180,000	181,000	144,000	235,000	236,000	188,000
126,000	127,000	100,800	181,000	182,000	144,800	236,000	237,000	188,800
127,000	128,000	101,600	182,000	183,000	145,600	237,000	238,000	189,600
128,000	129,000	102,400	183,000	184,000	146,400	238,000	239,000	190,400
129,000	130,000	103,200	184,000	185,000	147,200	239,000	240,000	191,200
130,000	131,000	104,000	185,000	186,000	148,000	240,000	241,000	192,000
131,000	132,000	104,800	186,000	187,000	148,800	241,000	242,000	192,800
132,000	133,000	105,600	187,000	188,000	149,600	242,000	243,000	193,600
133,000	134,000	106,400	188,000	189,000	150,400	243,000	244,000	194,400
134,000	135,000	107,200	189,000	190,000	151,200	244,000	245,000	195,200
135,000	136,000	108,000	190,000	191,000	152,000	245,000	246,000	196,000
136,000	137,000	108,800	191,000	192,000	152,800	246,000	247,000	196,800
137,000	138,000	109,600	192,000	193,000	153,600	247,000	248,000	197,600
138,000	139,000	110,400	193,000	194,000	154,400	248,000	249,000	198,400
139,000	140,000	111,200	194,000	195,000	155,200	249,000	250,000	199,200
140,000	141,000	112,000	195,000	196,000	156,000	250,000	251,000	200,000
141,000	142,000	112,800	196,000	197,000	156,800	251,000	252,000	200,800
142,000	143,000	113,600	197,000	198,000	157,600	252,000	253,000	201,600
143,000	144,000	114,400	198,000	199,000	158,400	253,000	254,000	202,400
144,000	145,000	115,200	199,000	200,000	159,200	254,000	255,000	203,200
145,000	146,000	116,000	200,000	201,000	160,000	255,000	256,000	204,000
146,000	147,000	116,800	201,000	202,000	160,800	256,000	257,000	204,800
147,000	148,000	117,600	202,000	203,000	161,600	257,000	258,000	205,600
148,000	149,000	118,400	203,000	204,000	162,400	258,000	259,000	206,400
149,000	150,000	119,200	204,000	205,000	163,200	259,000	260,000	207,200
150,000	151,000	120,000	205,000	206,000	164,000	260,000	261,000	208,000
151,000	152,000	120,800	206,000	207,000	164,800	261,000	262,000	208,800
152,000	153,000	121,600	207,000	208,000	165,600	262,000	263,000	209,600
153,000	154,000	122,400	208,000	209,000	166,400	263,000	264,500	210,400
154,000	155,000	123,200	209,000	210,000	167,200	264,500	266,000	211,600
155,000	156,000	124,000	210,000	211,000	168,000	266,000	267,500	212,800
156,000	157,000	124,800	211,000	212,000	168,800	267,500	269,000	214,000
157,000	158,000	125,600	212,000	213,000	169,600	269,000	270,500	215,200
158,000	159,000	126,400	213,000	214,000	170,400	270,500	272,000	216,400
159,000	160,000	127,200	214,000	215,000	171,200	272,000	273,500	217,600
160,000	161,000	128,000	215,000	216,000	172,000	273,500	275,000	218,800
161,000	162,000	128,800	216,000	217,000	172,800	275,000	276,500	220,000
162,000	163,000	129,600	217,000	218,000	173,600	276,500	278,000	221,200
163,000	164,000	130,400	218,000	219,000	174,400	278,000	279,500	222,400

(二)

給与の金額		給与所得控	給与の金額		給与所得控	給与の金額		給与所得控
		除後の給与			除後の給与			除後の給与
以	上	満	以	上	満	以	上	満
の金額	の金額	の金額	の金額	の金額	の金額	の金額	の金額	の金額
279,500	281,000	223,600	354,500	356,000	283,600	429,500	431,000	347,287
281,000	282,500	224,800	356,000	357,500	284,800	431,000	432,500	348,675
282,500	284,000	226,000	357,500	359,000	286,000	432,500	434,000	350,062
284,000	285,500	227,200	359,000	360,500	287,200	434,000	435,500	351,450
285,500	287,000	228,400	360,500	362,000	288,400	435,500	437,000	352,837
287,000	288,500	229,600	362,000	363,500	289,600	437,000	438,500	354,225
288,500	290,000	230,800	363,500	365,000	290,800	438,500	440,000	355,612
290,000	291,500	232,000	365,000	366,500	292,000	440,000	441,500	357,000
291,500	293,000	233,200	366,500	368,000	293,200	441,500	443,000	358,387
293,000	294,500	234,400	368,000	369,500	294,400	443,000	444,500	359,775
294,500	296,000	235,600	369,500	371,000	295,600	444,500	446,000	361,162
296,000	297,500	236,800	371,000	372,500	296,800	446,000	447,500	362,550
297,500	299,000	238,000	372,500	374,000	298,000	447,500	449,000	363,937
299,000	300,500	239,200	374,000	375,500	299,200	449,000	450,500	365,325
300,500	302,000	240,400	375,500	377,000	300,400	450,500	452,000	366,712
302,000	303,500	241,600	377,000	378,500	301,600	452,000	453,500	368,100
303,500	305,000	242,800	378,500	380,000	302,800	453,500	455,000	369,487
305,000	306,500	244,000	380,000	381,500	304,000	455,000	456,500	370,875
306,500	308,000	245,200	381,500	383,000	305,200	456,500	458,000	372,262
308,000	309,500	246,400	383,000	384,500	306,400	458,000	459,500	373,650
309,500	311,000	247,600	384,500	386,000	307,600	459,500	461,000	375,037
311,000	312,500	248,800	386,000	387,500	308,800	461,000	462,500	376,425
312,500	314,000	250,000	387,500	389,000	310,000	462,500	464,000	377,812
314,000	315,500	251,200	389,000	390,500	311,200	464,000	465,500	379,200
315,500	317,000	252,400	390,500	392,000	312,400	465,500	467,000	380,587
317,000	318,500	253,600	392,000	393,500	313,600	467,000	468,500	381,975
318,500	320,000	254,800	393,500	395,000	314,800	468,500	470,000	383,362
320,000	321,500	256,000	395,000	396,500	316,000	470,000	471,500	384,750
321,500	323,000	257,200	396,500	398,000	317,200	471,500	473,000	386,137
323,000	324,500	258,400	398,000	399,500	318,400	473,000	474,500	387,525
324,500	326,000	259,600	399,500	401,000	319,600	474,500	476,000	388,912
326,000	327,500	260,800	401,000	402,500	320,925	476,000	477,500	390,300
327,500	329,000	262,000	402,500	404,000	322,312	477,500	479,000	391,687
329,000	330,500	263,200	404,000	405,500	323,700	479,000	480,500	393,075
330,500	332,000	264,400	405,500	407,000	325,087	480,500	482,000	394,462
332,000	333,500	265,600	407,000	408,500	326,475	482,000	483,500	395,850
333,500	335,000	266,800	408,500	410,000	327,862	483,500	485,000	397,237
335,000	336,500	268,000	410,000	411,500	329,250	485,000	486,500	398,625
336,500	338,000	269,200	411,500	413,000	330,637	486,500	488,000	400,012
338,000	339,500	270,400	413,000	414,500	332,025	488,000	489,500	401,400
339,500	341,000	271,600	414,500	416,000	333,412	489,500	491,000	402,787
341,000	342,500	272,800	416,000	417,500	334,800	491,000	492,500	404,175
342,500	344,000	274,000	417,500	419,000	336,187	492,500	494,000	405,562
344,000	345,500	275,200	419,000	420,500	337,575	494,000	496,000	406,950
345,500	347,000	276,400	420,500	422,000	338,962	496,000	498,000	408,337
347,000	348,500	277,600	422,000	423,500	340,350	498,000	500,000	410,725
348,500	350,000	278,800	423,500	425,000	341,737	500,000	502,000	412,112
350,000	351,500	280,000	425,000	426,500	343,125	502,000	504,000	413,500
351,500	353,000	281,200	426,500	428,000	344,512	504,000	506,000	414,887
353,000	354,500	282,400	428,000	429,500	345,900	506,000	508,000	416,275

(三)

給与の金額		給与所得控	給与の金額		給与所得控	給与の金額		給与所得控
		除後の給与			除後の給与			除後の給与
以	上	満	以	上	満	以	上	満
の金額	の金額	の金額	の金額	の金額	の金額	の金額	の金額	の金額
508,000	510,000	419,900	608,000	610,000	512,400	708,000	710,000	604,900
510,000	512,000	421,750	610,000	612,000	514,250	710,000	712,000	606,750
512,000	514,000	423,600	612,000	614,000	516,100	712,000	714,000	608,600
514,000	516,000	425,450	614,000	616,000	517,950	714,000	716,000	610,450
516,000	518,000	427,300	616,000	618,000	519,800	716,000	718,000	612,300
518,000	520,000	429,150	618,000	620,000	521,650	718,000	720,000	614,150
520,000	522,000	431,000	620,000	622,000	523,500	720,000	722,000	616,000
522,000	524,000	432,850	622,000	624,000	525,350	722,000	724,000	617,850
524,000	526,000	434,700	624,000	626,000	527,200	724,000	726,000	619,700
526,000	528,000	436,550	626,000	628,000	529,050	726,000	728,000	621,550
528,000	530,000	438,400	628,000	630,000	530,900	728,000	730,000	623,400
530,000	532,000	440,250	630,000	632,000	532,750	730,000	732,000	625,250
532,000	534,000	442,100	632,000	634,000	534,600	732,000	734,000	627,100
534,000	536,000	443,950	634,000	636,000	536,450	734,000	736,000	628,950
536,000	538,000	445,800	636,000	638,000	538,300	736,000	738,000	630,800
538,000	540,000	447,650	638,000	640,000	540,150	738,000	740,000	632,650
540,000	542,000	449,500	640,000	642,000	542,000	740,000	742,000	634,500
542,000	544,000	451,350	642,000	644,000	543,850	742,000	744,000	636,350
544,000	546,000	453,200	644,000	646,000	545,700	744,000	746,000	638,200
546,000	548,000	455,050	646,000	648,000	547,550	746,000	748,000	640,050
548,000	550,000	456,900	648,000	650,000	549,400	748,000	750,000	641,900
550,000	552,000	458,750	650,000	652,000	551,250	750,000	752,000	643,750
552,000	554,000	460,600	652,000	654,000	553,100	752,000	754,000	645,600
554,000	556,000	462,450	654,000	656,000	554,950	754,000	756,000	647,450
556,000	558,000	464,300	656,000	658,000	556,800	756,000	758,000	649,300
558,000	560,000	466,150	658,000	660,000	558,650	758,000	760,000	651,150
560,000	562,000	468,000	660,000	662,000	560,500	760,000	762,000	653,000
562,000	564,000	469,850	662,000	664,000	562,350	762,000	764,000	654,850
564,000	566,000	471,700	664,000	666,000	564,200	764,000	766,000	656,700
566,000	568,000	473,550	666,000	668,000	566,050	766,000	768,000	658,550
568,000	570,000	475,400	668,000	670,000	567,900	768,000	770,000	660,400
570,000	572,000	477,250	670,000	672,000	569,750	770,000	772,000	662,250
572,000	574,000	479,100	672,000	674,000	571,600	772,000	774,000	664,100
574,000	576,000	480,950	674,000	676,000	573,450	774,000	776,000	665,950
576,000	578,000	482,800	676,000	678,000	575,300	776,000	778,000	667,800
578,000	580,000	484,650	678,000	680,000	577,150	778,000	780,000	669,650
580,000	582,000	486,500	680,000	682,000	579,000	780,000	782,000	671,500
582,000	584,000	488,350	682,000	684,000	580,850	782,000	784,000	673,350
584,000	586,000	490,200	684,000	686,000	582,700	784,000	786,000	675,200
586,000	588,000	492,050	686,000	688,000	584,550	786,000	788,000	677,050
588,000	590,000	493,900	688,000	690,000	586,400	788,000	790,000	678,900
590,000	592,000	495,750	690,000	692,000	588,250	790,000	792,000	680,750
592,000	594,000	497,600	692,000	694,000	590,100	792,000	794,000	682,600
594,000	596,000	499,450	694,000	696,000	591,950	794,000	796,000	684,450
596,000	598,000	501,300	696,000	698,000	593,800	796,000	798,000	686,300
598,000	600,000	503,150	698,000	700,000	595,650	798,000	800,000	688,150
600,000	602,000	505,000	700,000	702,000	597,500	800,000	円以上	給与の金額から110,000円を控除した金額
602,000	604,000	506,850	702,000	704,000	599,350			
604,000	606,000	508,700	704,000	706,000	601,200			
606,000	608,000	510,550	706,000	708,000	603,050			

(備考 給与所得控除後の給与の金額の求め方)

給与所得の収入金額に応じ、「給与の金額」欄に該当する行を求め、「給与所得控除後の給与の金額」欄に記載されている金額でその行に対応するものが、その給与についての給与所得控除後の給与の金額である。

法人税法の一部を改正する法律
案

法人税法の一部を改正する法律

法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条に次の一項を加える。

法人でない社團又は財団で代表者又は管理人の定があり、かつ、収益事業を営むもの(当該社團又は財団で収益事業を廃止したものを含む。以下人格のない社團等という。)は、法人とみなしてこの法律を適用する。

第二条中「前条」の下に「第一項を加え、同条を同項に改める。

第五条第三項中「第一項」を「第一項第二項及び第一項(前項において準用する場合を含む。)」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

前二項の規定は、人格のない社團等について、これを準用する。
第五条の二中「法人の清算」を「法人(前条第一項各号に掲げる法人、人格のない社團等及び外国法人を除く。)の清算」に改める。

第五条の三「第五項第一項各号に掲げる法人」の下に「及び人格のない社團等」を加える。

第六条を次のように改める。
(重要財産の製造等についての免

税)
第六条 重要財産につき命令で定める期間内にその製造若しくは採掘の事業を開始し又はその設備を増設した法人で第二十五条に規定する青色申告書を提出するものには、命令の定めるところにより、当該

事業を開始し又はその設備を増設した事業年度及びそれぞれその翌事業年度開始の日から三年以内に終了する事業年度において、当該事業の開始のために施設した設備又はその増設した設備による当該重要財産の製造又は採掘の業務から生じた所得(これらの事業年度において、当該法人が発明し又は考案した当該重要財産の製造技術に関する特許権若しくは特別の技術による生産方式又はこれらに準ずるものの譲渡又は提供に因り生ずる所得があるときは、その所得を含む。以下本条において同じ。)につき、各事業年度の所得に対する法人税を免除する。ただし、当該事業年度においてその免除されるべき所得の金額の合計額が、当該事業年度終了の日現在において当該重要財産の製造又は採掘の用に供されている固定資産でその償却額が各事業年度の所得の計算上損金に算入されるもの(当該事業年度終了の日が本文に規定する期間満了の日後であるときは、同日までに当該重要財産の製造又は採掘の用に供されたものに限る。)の取得価額の合計額の百分の四十に相当する金額(当該事業年度前の事業年度において本文の規定により当該重要財産の製造又は採掘の業務から生じた所得で法人税を免除されたものがあるときは、その免除を受けた所得の金額の合計額を控除した金額)をこえるときは、この限りでない。

前項の重要財産とは、国民経済上重要と認められる新規産業に係る財産で、その製造若しくは採掘の技術が確立されていなく、又は必要の見とおしが困難である等のためその製造又は採掘の事業の開始に当り採算について著しく不安があるものとして命令で指定するものをいう。

第一項に規定するもののほか、同項の重要財産の製造又は採掘の業務から生じた所得に対する法人税の免除に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第七条第四項中「法人が事業年度の中途において解散し又は」を「事業年度の中途において法人(第五条第一項各号に掲げる法人、人格のない社團等及び外国法人を除く。)が解散し又は法人が」に改め、同項の次に次の一項を加える。

第五条第一項各号に掲げる法人、人格のない社團等又は外国法人で清算中のものの残余財産が事業年度の中途において確定した場合においては、その事業年度開始の日から残余財産確定の日までの期間を「事業年度」とみなす。

第七条第一項中「指定した期間の下に若しくは第三項に定める期間」を加え、同条第二項中「外国法人」を「人格のない社團等若しくは外国法人」に改め、同項の次に次の一項を加える。

人格のない社團等で定款、寄附行為、規則又は規約において事業年度その他これに準ずる期間を定めていないものが前項前段の申告をしなかつた場合においては、当

該人格のない社團等の事業年度は、同項後段の規定にかかわらず、その年一月一日(年の中途において新たに設立した人格のない社團等にあつては、その新たに設立した日の属する年に限り、その新たに設立した日)から十二月三十一日までの期間とする。

第九条第二項中「第四十二条」を第二十六条の規定により納付する金額のうち第二十六条の四第六項の規定により加算された金額に相当する部分の金額及び第四十二条」に改め、同条第六項中「漁業生産組合」の下に「(当該組合の事業に従事する組合員に対し俸給、給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給するものを除く。)」を加え、「森林組合」を「輸出水産業組合、森林組合(森林法第八十六条第二項に規定する生産組合でその事業に従事する組合員に対し俸給、給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給するものを除く。)」に改める。

第九條の三「中」法人」の下に「企業組合、同項の規定の適用を受けない漁業生産組合及び森林組合並びに會員組織の取引所」を加える。

第九條の六第一項中「内国法人」の下に「(人格のない社團等を除く。以下第十七条第三項第二号において同じ。)」を加え、「第二項第一号乃至第三号の規定の一」を「第二項各号の一」に改め、同条第五項を次のように改める。

第二項第三号に規定する合併に因り取得する株式又は出資の価額は、当該株式の額面金額又は当該

出資の金額による。ただし、合併法人が合併に因り無額面株式を発行したときは、当該株式の価額は、当該合併に因り増加した資本の金額(合併に因り法人を設立した場合においては、当該法人の設立の時ににおける資本の金額)を当該合併に因り発行した株式の総数で除して計算した金額による。

第九条の七第二項及び第九条の八第二項中「若しくは新たに外国法人となつた法人」を「新たに外国法人となつた法人、新たに収益事業を開始した第五項第一項各号に掲げる法人若しくは人格のない社團等」に、

「若しくは新たに外国法人となつた後」を「新たに外国法人となつた後若しくは新たに収益事業を開始した後」に改める。

第十条に次の一項を加える。
前二項の規定は、人格のない社團等が第五条第三項において準用する同条第一項の収益事業以外の事業に属する資産又は事業から生ずる所得について所得税法第十八条の規定により納付した所得税額については、これを適用しない。

第十条の二「中」内国法人」の下に「(人格のない社團等を除く。以下第十二条の四において同じ。)」を加え、同条に次の一項を加える。

前項の規定は、第五項第一項各号に掲げる法人及び人格のない社團等が同項(同条第三項において準用する場合を含む。)の収益事業以外の事業に属する資産について収入した金額で第九条の六第二項第二号又は第三号に掲げる金額に

該當する金額については、これを適用しない。

第十條の三第一項中「この法律の施行地外にある資産又は事業を有する」を削り、「当該資産又は事業から生じた所得」を「この法律の施行地外にその源泉がある所得」に改め、同條第二項中「前項を法人が前項の規定の適用を受ける場合において

は、当該法人が納付する同項」に改め、同條に次の一項を加える。

前二項の規定は、第五條第一項各号に掲げる法人及び人格のない社団等がこの法律の施行地外にその源泉がある所得で同項（同條第三項において準用する場合を含む。）の収益事業以外の事業の所得となるべきものについて納付した外国の法人税については、これを適用しない。

第十七條第一項第一号及び第二項中「五十万円」を「百万円」に改め、同條第三項第一号中「第六條第一項に規定する重要財産の製造、採掘又は採取の業務から生じた所得の金額のうち、解散の日から同條」を「解散の日から第六條」に、「までの間に生じた所得」を「までの間に同條第二項に規定する重要財産の製造又は採掘の業務から生じた所得のうち同條の規定に準じて命令の定めるところにより計算した所得」に改め、同項に次の一号を加える。

四 第十二條の四第二項の規定により残余財産の価額に算入する金額

第十八條第七項中「及び第五條第一項各号に掲げる法人」を「又は第五條第一項各号に掲げる法人若しくは

は人格のない社団等」に改め、「第五條第一項の下に（同條第三項において準用する場合を含む。）」を加える。

第十九條第九項及び第二十條第四項中「第五條第一項各号」を「第五條第一項各号に掲げる法人、人格のない社団等」に改める。

第二十二條の二第一項中「その合併法人」を「第五條第一項各号に掲げる法人、人格のない社団等及び外国法人を除くものとし、これらの法人以外の清算中の法人の合併法人」に、「第七條第四項」を「第七條第五項」に改める。

第二十五條第三項中「又は外国法人の新たに外国法人となつた後」を「外国法人の新たに外国法人となつた後又は第五條第一項各号に掲げる法人若しくは人格のない社団等の新たに収益事業を開始した後に」、「開始の日、外国法人となつた日又は新たに収益事業を開始した日から三箇月」に改め、同條第六項の次に次の一項を加える。

青色申告書を提出することについて政府の承認を受けた法人は、青色申告書による申告をやめようとするときは、命令の定めるところにより、政府にその旨を届け出なければならぬ。

第二十五條の二第一項中「その全員の」の下に「とし、人格のない社団等で代表者の定がなく、管理人の定があるものにあつては、管理人とす

る。以下第二十六條の三第二項及び第三十九條において同じ。」を加える。

第二十六條の四第一項本文中「申告書の提出と同時に」を「申告書の提出と同時に（政府において特別の事情があると認める場合においては、第二十三條の規定による申告書で第十八條第八項又は第二十一條第四項の規定により記載すべき事項を記載したものの提出と同時に、又は解散、合併に因る消滅その他これらに準ずる事由が生じた法人の当該事由が生じた日以前一年以内に終了した事業年度及びその日を含む事業年度については、その日から一年以内に）」に改め、同條第六項中「請求と同時に提出された申告書の提出期限」を「請求がなされた日（その日が当該請求の基礎となつた欠損金額が生じた事業年度の第十八條第八項又は第二十一條第四項の規定による申告書の提出期限前であるときは、その提出期限）」に改める。

第二十六條の七第一項及び第二項並びに第二十六條の九第四項前段中「施行地外にある資産又は事業の所得」を「施行地外にその源泉がある所得」に改める。

第三十一條の二第一項中「第二十三條を」これらの申告書の提出期限から三年以内に提出された第二十三條に、「事業年度分の課税標準」を「課税標準」に改め、「第十八條第八項又は第二十一條第四項の規定による申告書の提出と同時に」を削り、「更正又は決定は」の下に「第七章の規定による再調査の請求若しくは審査の請求又は訴訟の提起があつた場合において、その決定又は判決に因る原処分の変更に伴い、当該決定又は判決の対象とならなかつた事業年度の所得又は清算所得に係る課税標準

若しくは法人税額又は欠損金額に於いて前三條の規定による更正又は決定が必要となるべきものを除くほか」を加え、「当該法人税又は当該金額」を「当該申告に係る課税標準、法人税額又は当該還付の請求の基礎となつた欠損金額」に改める。

第三十一條の四第一項中「第二十五條第七項」を「第二十五條第八項」に改める。

第三十四條第三項中「重加算税額については」の下に「国税徴収法第四條ノ一各号の一の事由がある場合において同法の規定による督促又は差押を行ふときを除くほか」を加え、「国税徴収法」を「同法」に改め、同條第四項中「第二十五條第八項又は第四十六條の三第四項」を「又は第二十五條第九項」に改める。

第三十五條第一項中「該當する法人又は同條第七項」を「該當する法人、第四十六條の三第四項の規定による通知を受けた法人又は前條第七項に、「又は同條第七項の規定による決定」を、第四十六條の三第四項の規定による通知に係る事項又は前條第七項の規定による決定に、「同條第一項若しくは第四項に規定する通知又は同條第七項の規定による通知」を「これらの通知」に改め、同條第六項の次に次の一項を加える。

第四十六條の三第四項の規定による通知に係る事項に対する審査の請求について第五項第三号の場合においても、当該取消の決定は、その審査の請求の目的となつた処分（当該取消の決定の対象となつた処分を除く。）の効力に影響を及ぼすものと解してはならない。

第三十九條中「二百万円」を「千萬元」に、「四百万円」を「二千萬元」に改める。

第四十二條第二項中「提出した場合においては」の下に「詐偽その他不正の行為により法人税を免かれ又は第二十六條の四第四項の規定による金額の還付を受けた法人が政府の調査に因り第二十九條から第三十一條までの規定による更正又は決定があるべきことを予知して修正申告書を提出した場合を除くほか」を加える。

第四十六條の四第四項中「前三項」を「前四項」に改め、同條第三項の次に次の一項を加える。

新たに人格のない社団等となつたものは、その人格のない社団等となつた日から二箇月以内に、第五條第三項において準用する同條第一項の収益事業を開始した日、名称、事業目的、その収益事業の種類、代表者又は管理人の氏名及び本店又は主たる事務所の所在地を政府に申告しなければならない。

第四十六條の五の次に次の一条を加える。

（本店移転等の届出）
第四十六條の六 法人（第四條に掲げる法人及び他の法令の規定により法人税を課されない法人を除く。以下本条において同じ。）が本

店又は主たる事務所をその所在地の所轄税務署の管轄区域外に移転したときは、遅滞なく、移転前の所在地を管轄する税務署長及び移転後の所在地を管轄する税務署長に対し、移転前の所在地及び移転後の所在地を届け出なければならぬ。

法人が事業年度を変更したときは、遅滞なく、その変更前の事業年度及び変更後の事業年度を政府に届け出なければならない。

第四十八条第一項中「法人の代表者」の下に「（人格のない社団等の管理人を含む。以下同じ。）」を加える。

第五十一条に次の一項を加える。

人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に關する法律の規定を準用する。

附則

1 この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

2 この附則に特別の定がある場合を除くほか、改正後の法人税法（以下「新法」という。）の規定は、法人の昭和三十二年四月一日以後に終了する事業年度分の法人税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税（清算所得に対する法人税を課せられる法人の清算中の事業年度に係る法人税及び残余財産の一部の分配により納付すべき法人税を含む。以下同じ。）について適用し、法人の

同日前に終了した事業年度分の法人税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

3 法人の昭和三十二年四月一日以後最初に終了する事業年度が六月をこえる場合において、当該事業年度に係る改正前の法人税法（以下「旧法」という。）第十九条又は第二十条の規定による申告書の提出期限が同日前であるときは、その法人の当該申告書に係る法人税として納付した、又は納付すべきであつた法人税については、なお従前の例による。

4 法人が昭和三十二年四月一日以後に新法第十九条第一項本文の規定による申告書を提出する場合（新法第十九条第六項の規定により申告書の提出があつたものとみなされる場合を含む。）において、同条第一項に規定する前事業年度の法人税として納付した税額若しくは納付すべきことが確定した税額又は同条第二項に規定する被合併法人の確定法人税額が新法第十七条の規定により算出されたものでないときは、これらの税額のうち各事業年度の所得に対する税額（旧法第十七条の二の規定により加算した法人税額を除く。）は、新法第十九条第一項本文及び第二項の規定にかかわらず、当該事業年度又は被合併法人の確定法人税額の計算の基礎となつた事業年度分の所得について新法第十七条の規定を適用するものとして計算した金額による。

5 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定があり、かつ、収益事業を営むもの並びに新法第九条の三に規定する漁業生産組合及び森林組合については、新法の規定は、これらの社団若しくは財団又は法人の昭和三十二年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税に適用し、これらの法人の同日前に開始した事業年度分の法人税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

6 輸出水産業組合の昭和三十二年四月一日以後最初に終了する事業年度分の法人税について附則第三項の規定の適用がある場合においては、当該法人の当該事業年度分の法人税については、新法第十八条の規定を適用せず、新法第二十一条の規定を適用する。

7 新法第五条の二の規定は、この法律の施行後に解散した新法第五条第一項各号に掲げる法人及び新法第二条に規定する外国法人の清算中に終了する事業年度分の法人税について適用し、この法律の施行前に解散したこれらの法人の清算中に終了する事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

8 新法第六条及び第十七条第三項第一号の規定は、この法律の施行後に新法第六條第二項に規定する重要物産の製造若しくは採掘の事業を開始し、又は同項に規定する重要物産の製造若しくは採掘の設備を増設した法人の当該製造若しくは採掘の事業の開始のために施設した設備又はその増設した設備による当該重要物産の製造又は採掘の業務から生じた所得（同条第一項の規定により当該所得を含むもの）とされる所得を含む。）について適用する。

9 この法律の施行の際新法第六条第二項に規定する重要物産の製造又は採掘を行つてゐる法人がこの法律の施行後同条第一項に規定する期間内にその設備を増設した場合においては、当該法人に対する同条の規定の適用については、同項ただし書中「固定資産」とあるのは、「固定資産、昭和三十二年四月一日以後にその用に供されたものに限定する。」とする。

10 この法律の施行前に旧法第六條第一項に規定する重要物産の製造、採掘若しくは採取の事業を開始した法人又はその製造、採掘若しくは採取の設備を増設した法人のその製造、採掘又は採取の業務から生ずる所得に対する同項の規定による法人税の免除期間がこの法律の施行後にわたる場合においては、その残存期間内に当該業務から生じたこれらの法人の各事業年度の所得又は清算所得でこの法律の施行前に開始した事業又は増設した設備に係るものに対する法人税については、なお従前の例による。この場合において、当該残存期間内に当該法人が廃止し、又は考案した当該重要物産（新法第六條第二項に規定する重要物産に該当するものに限定する。）の製造技術

に關する特許権若しくは特別の技術による生産方式又はこれらに準ずるものの譲渡又は提供により生ずる所得があるときは、その所得は、当該業務から生じた所得でこの法律の施行前に開始した事業又は増設した設備に係るものとみなす。

11 昭和三十年四月一日以後に旧法第六條第一項の重要物産として指定されたもので新法第六條第二項に規定する重要物産とならなかつたもののうち政令で指定するものの製造、採掘若しくは採取の業務の開始又はその設備の増設のための工事を昭和三十二年一月一日において行いつつあつた法人で、この法律の施行の日までにその業務を開始し、又はその設備を増設することができなかつたものが、この法律の施行後一年以内にその業務を開始し、又はその設備を増設した場合においては、当該業務から生じた所得又はその増設した設備から生ずる所得については、旧法第六條及び第十七條第三項第一号の規定は、なおその効力を有する。

12 新法第三十一条の二の規定は、この法律の施行の際旧法第三十一条の二の規定により更正又は決定をすることができないこととなつてゐる事業年度分の法人税及び清算所得に対する法人税を除くほか、この法律の施行後に更正又は決定をする場合について適用する。

13 新法第三十四条第三項（新法第三十五条第二項において準用する

場合を含む。の規定は、この法律の施行の際これらの規定に該当する再調査又は審査の請求をしている法人及びこの法律の施行後にこれらの再調査又は審査の請求をする法人について適用する。

14 新法第四十二條第二項の規定は、この法律の施行後に新法第二十四條の規定による修正申告書の提出により納付すべき法人税額に係る利子税額について適用し、この法律の施行前に旧法第二十四條の規定による修正申告書の提出により納付すべき法人税額に係る利子税額については、なお従前の例による。

15 新法第二十五條第七項、第二十六條の四第一項、第三十四條第四項、第三十五條第一項及び第七項、第三十九條並びに第四十六條の六の規定は、この法律の施行後にこれらの規定に該当する事実が生じた場合について適用し、この法律の施行の際旧法第四十六條の三第四項の規定による通知に係る事項について旧法第三十四條第四項の規定により再調査の請求をしているものについては、なお従前の例による。

16 新法第九章の規定は、この法律の施行後にした違反行為について適用し、この法律の施行前にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

17 この法律の施行の際現に存する法人でない社団又は財団で新法第七條第二項の規定の適用を受けるものは、この法律の施行の日から起算して四月以内に、事業年度そ

の他これに準ずる期間を定めて納税地の所轄税務署長に申告しなければならない。その申告をしなかつた法人でない社団又は財団については、同条第三項の規定を適用する。

18 この法律の施行の際現に存する法人でない社団又は財団で新法第九條の七第一項又は第九條の八第一項の規定の適用を受けるものは、この法律の施行後新法第十八條の規定により最初に申告書を提出すべき期限までに、新法第九條の七第二項又は第九條の八第二項の規定に準じ、新法第九條の七第一項又は第九條の八第一項に規定する方法のうちそのよるべき方法を選定して、これを納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。その届出をしなかつた法人でない社団又は財団については、新法第九條の七第二項後段又は第九條の八第二項後段の規定を適用する。

19 この法律の施行の際現に存する法人でない社団又は財団で昭和三十三年四月一日から同年七月三十一日までとの間に開始する事業年度分の法人税について新法第二十五條第一項の規定による青色申告書を提出しようとするものは、この法律の施行の日から起算して四月以内に、同条第三項の規定による申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

20 この法律の施行の際現に存する法人でない社団又は財団で新法第一條第二項の規定により法人とみなされるものは、この法律の施行

の日から起算して四月以内に、その設立の日、名称、事業目的、収益事業の種類、代表者又は管理人の氏名及び本店又は主たる事務所の所在地を納税地の所轄税務署長に申告しなければならない。この場合においては、当該法人でない社団又は財団は、その申告書に定款、寄附行為、規則又は規約の写、事業の詳細を示す書類その他命令で定める書類を添附しなければならない。

21 証券投資信託（元本の追加信託を除く。）の信託期間中に分配される収益（証券投資信託の一部の解約により分配されるものを除く。）で、昭和三十三年四月一日から昭和三十三年三月三十一日までとの間に支払を受けるべきものについては、新法第九條の六第一項の規定にかかわらず、同項の規定を適用した場合において新法第九條第一項の所得の計算上益金に算入しないこととなる金額の三分の二に相当する金額に限り、当該所得の計算上益金に算入しない。

22 国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

第四條ノ七の次に次の一條を加える。

第四條ノ七ノ二 法人ニ非ザル社団又ハ財団ニシテ代表者又ハ管理人ノ定アルモノ（以下社団等ト謂フ）ハ法人ト看做シテ此ノ法律ノ規定ヲ適用ス

法人社団等ノ財産ニ属スル權利義務ヲ包括シテ承認スル場合ニ

於テハ当該法人ハ第四條ノ三ノ適用アル場合ヲ除クノ外社団等ニ課セラルベキ又ハ社団等ノ納付スベキ国税並社団等ノ未納ノ国税及滞納処分費ヲ納付スルノ義務ヲ有ス

前項ノ場合ニ於テ法人社団等ノ財産ニ属スル權利義務ノ一部ヲ承継シタルモノハ当該法人ハ其ノ承継ノ時ニ於テ社団等ニ課セラルベキ又ハ社団等ノ納付スベキ国税並社団等ノ未納ノ国税及滞納処分費ノ各、ニ付其ノ時ニ於ケル社団等ノ財産中当該法人ノ承継シタル財産ノ占ムル割合ヲ乘ジテ計算シタル額ノ国税及滞納処分費ヲ納付スルノ義務ヲ有ス

社団等国税ヲ滞納シタル場合ニ於テハ当該社団等ニ属スル財産ニ就キ滞納処分ヲ執行スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ社団等以外ノ者同項ノ処分ニ関シ第十四條ニ依リ請求、第三章ノ二ニ依リ再調査若ハ審査ノ請求ヲ為シ又ハ訴訟ヲ提起シタルモノハ当該請求又ハ訴訟ノ繫属スル間其ノ財産ノ公売ヲ為スコトヲ得ズ

第四條ノ四ノ適用アル場合ノ外社団等国税ヲ滞納シタル場合ニ於テ払戻又ハ分配ヲ為シタル財産（当該滞納ニ係ル国税ノ納期限ヨリ二箇年前マデニ払戻又ハ分配ヲ為シタルモノヲ除ク）アルトキハ当該社団等ニ就キ滞納処分ヲ執行スルモ仍徴収スベキ国税及滞納処分費ニ不足スト認メラルトキニ限り其ノ払戻又

ハ分配ヲ受ケタル財産ノ価額ノ限度ニ於テ当該払戻又ハ分配ヲ受ケタル者ヲシテ其ノ滞納ニ係ル国税及滞納処分費ヲ納付セシム

第四條ノ六第二項、第三項、第五項及第六項ノ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ同条第二項、第三項、第五項及第六項中同族会社トアルハ前項ニ依リ処分ヲ受ケタル者トス

第三十二條第四項中「法人ノ代表者」ノ下ニ「（社団等ニ在リテハ管理人ヲ含ム）」を加え、同条に次の一項を加ふる。

社団等ニ関シ前項ヲ適用スル場合ニ於テハ其ノ代表者又ハ管理人ハ其ノ訴訟行為ニ付当該社団等ヲ代表スルノ外法人ヲ被告人又ハ被疑者トスル場合ノ刑事訴訟ニ関スル法律ノ規定ヲ準用ス

23 法人でない社団又は財団に属する財産でこの法律の施行前にその上に質権又は抵当権が設定されているものにつき改正後の国税徴収法の規定の適用がある場合においては、同法第三條の規定にかかわらず、当該質権又は抵当権を有する者がその旨を公正証書をもつて証明したときは、当該財産の価格を限度として、当該質権又は抵当権をもつて担保される債権に対しては、国税は、先取しないものとする。

24 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第八條中「組合が配当した」を「組合（法人税法（昭和二十二年法

律第二十八号) 第九条第六項の規定の適用を受けるものに限る。)が
配当した」に改める。

25 会社更生法(昭和二十七年法律
第百七十二号)の一部を次のよう
に改正する。

第二百六十九条第二項中「第七
条第三項」を「第七条第四項」に改
める。

二月十八日予備審査のため、本委員会
に左の案件を付託された。

一、資金運用部預託金利率の特例に
関する法律の一部を改正する法律
案

資金運用部預託金利率の特例に関
する法律の一部を改正する法律案
資金運用部預託金利率の特例に
関する法律の一部を改正する法
律

資金運用部預託金利率の特例に関
する法律(昭和二十七年法律第五十
二号)の一部を次のように改正す
る。

第一項中「五年以上のもの」を「五
年以上七年未満のもの」に改め、「又
は第六号」及び「約定期間五年以上
七年未満のものに対しては」を削
り、「昭和二十七年」を「昭和三十
二年度」に、「年一分以下」を「年五厘
以下」に改め、「約定期間七年以上
のものに対しては、昭和三十年度以
降当分の間、年二厘以下の範囲で」
を削る。

第二項中「昭和二十八年度」を「昭
和三十三年度」に改める。

附 則

この法律は、昭和三十一年四月一
日から施行する。

昭和三十一年二月二十一日印刷

昭和三十一年二月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局